

備前市障がい者計画

第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
備前市

はじめに



備前市では、平成30年に「第3期備前市障がい者計画」を、令和3年に「第6期備前市障がい福祉計画」及び「第2期備前市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

この度、これらの計画の期間満了に伴い、障がい者及び障がい児に関わる施策の基本的な方向を定めるための計画として、「第4期備前市障がい者計画」（令和6年度～令和11年度）、「第7期備前市障がい福祉計画」（令和6年～令和8年度）及び「第3期備前市障がい児福祉計画」（令和6年度～8年度）を新たに策定しました。

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会、いわゆる「共生社会」の実現が不可欠です。また、障がいのある人を取り巻く社会情勢も変化しており、高齢化・重度化、親亡き後を見据えた施策の整備や、地域全体で支える体制の構築や充実に取り組む必要があります。

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、備前市障がい者計画の基本理念である「誰もがいつまでも安心して暮らせるまち」の実現に向けて、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言を賜りました備前市障害福祉計画策定委員会委員の皆様を始め、東備地域自立支援協議会等関係機関や市民の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

備前市長 吉村 武司

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
第2章 障がいのある人の状況.....	7
1 障がいのある人の数の推移.....	7
2 身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者)の状況.....	9
3 知的障がいのある人(療育手帳所持者等)の状況.....	11
4 精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳所持者等)の状況.....	12
5 難病患者の状況.....	13
6 障がいのある子どもの状況.....	14
7 雇用・就業の状況.....	14
8 保健・医療・福祉サービスの状況.....	16
9 教育の状況.....	17
10 移動・交通の状況.....	18
11 情報提供・相談事業・広報活動の状況.....	18
12 障がいのある人の利用に配慮した生活環境の整備状況.....	19
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
1 基本理念.....	21
2 基本的な視点.....	21
3 計画の体系.....	23
第4章 計画の取り組み.....	25
1 啓発広報活動・権利擁護の推進.....	25
2 社会参画・ボランティア活動の推進.....	27
3 相談体制及び情報保障の充実.....	28
4 保健・医療サービスの充実.....	30
5 生活支援の充実.....	32
6 雇用・就労の促進.....	34
7 日中活動の場の確保.....	35
8 子育て支援の充実.....	36
9 スポーツ・レクリエーション及び文化活動等の促進.....	39

10 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	40
11 防犯・防災対策	42
第5章 第7期障がい福祉計画	43
1 障がい福祉サービスの提供体制の整備について	43
2 令和8年度における目標値の設定	43
3 障がい福祉サービスの体系	47
4 訪問系サービスの見込み	48
5 日中活動系サービスの見込み	50
6 居住系サービスの見込み	52
7 指定特定・一般相談支援の見込み	54
8 地域生活支援事業の見込み	55
9 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込み	59
10 相談支援体制の充実・強化の取組の見込み	60
11 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の見込み	61
12 発達障がい者等支援の取組の見込み	62
第6章 第3期障がい児福祉計画	63
1 障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備について	63
2 令和8年度における目標値の設定	63
3 障がいのある子どもへの支援の事業体系	65
4 障がいのある子どもへの支援の見込み	66
第7章 計画の推進体制	69
1 地域自立支援協議会の活動の充実	69
2 計画の進捗状況の管理・評価	69
3 関係機関・団体との連携	69
参考資料	
1 アンケート調査の概要(障がい者福祉について)	71
2 アンケート調査の概要(障がい児福祉について)	97
3 アンケート調査の概要(障害福祉サービス事業所)	109
4 用語解説	111
5 備前市障害福祉計画策定委員会条例	119
6 備前市障害福祉計画策定委員会委員名簿	120

※「障害」、「障がい」の表記について

本計画書では、法律、条例等の名称は「障害」で表記し、その他は「障がい」で表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「備前市障害者計画（平成18年度～平成23年度）」を策定し、現在は平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「第3期備前市障がい者計画」に基づき、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で暮らし続け、自立した生活や社会参加ができるよう、備前市総合計画の施策の一つである「誰もがいつまでも安心して暮らせるまち」を目指して、障がい者福祉に関する施策の推進に取り組んでいます。

国では、「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な、国内法の整備をはじめとする障がい者施策の抜本的な見直しが進行しています。特に、平成23年の「障害者基本法」の改正では、「社会的障壁の除去」や、「合法的配慮」がされなければならないと規定されるなど、「障害は個人ではなく社会にある」という障がい者の視点に立った考え方に大きく変化しています。また、平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、公的機関については「社会的障壁の除去」を障がいのある人や家族から求められた場合に「合理的配慮」をすることが義務付けられました。また、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和6年4月1日から事業者も義務化されることとなりました。

これらのことを踏まえ、障害者基本法及び障害者総合支援法の規定に基づき、市の障がい者施策の基本的な方向と、障がい福祉サービス等の基盤整備に関わる具体的な目標を定める計画として、「備前市障がい者計画」（第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画）を策定します。

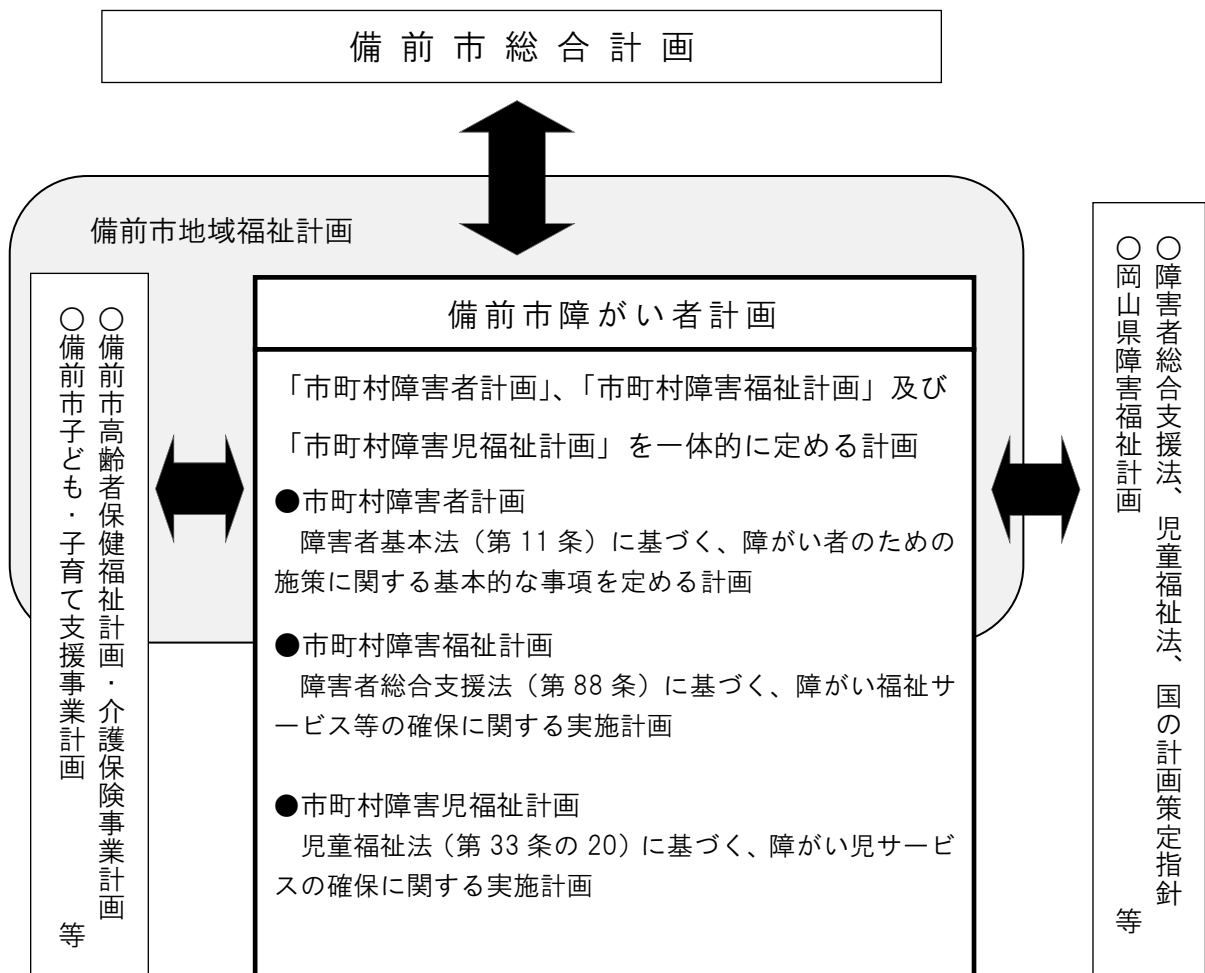
また、児童福祉法の一部改正に伴い、障がい児に対する支援を円滑に実施することを目的として、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「第3期障がい児福祉計画」として本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」第 11 条に基づく「市町村障害者計画」として、市の障がい者に関わる施策の基本的な方向を定める計画であるとともに、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、また改正「児童福祉法」（平成 30 年 4 月施行）第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスの見込み量やその確保策等を定める計画であり、それら 3 つの性格を併せ持つ計画として策定するものです。

また、この計画は「備前市総合計画」と整合性を図るとともに、市の関連計画や県の障害福祉計画等の内容を踏まえ策定します。

<計画の位置づけ>



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

ただし、計画策定から3年後に中間見直しを行い、「第8期障がい福祉計画」及び「第4期障がい児福祉計画」を定め、本計画に含めます。

なお、関連法制度の変更などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

<計画期間>

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
備前市障がい者計画	障がい者計画	第4期計画						
	障がい福祉計画	第7期計画				第8期計画		
	障がい児福祉計画	第3期計画				第4期計画		

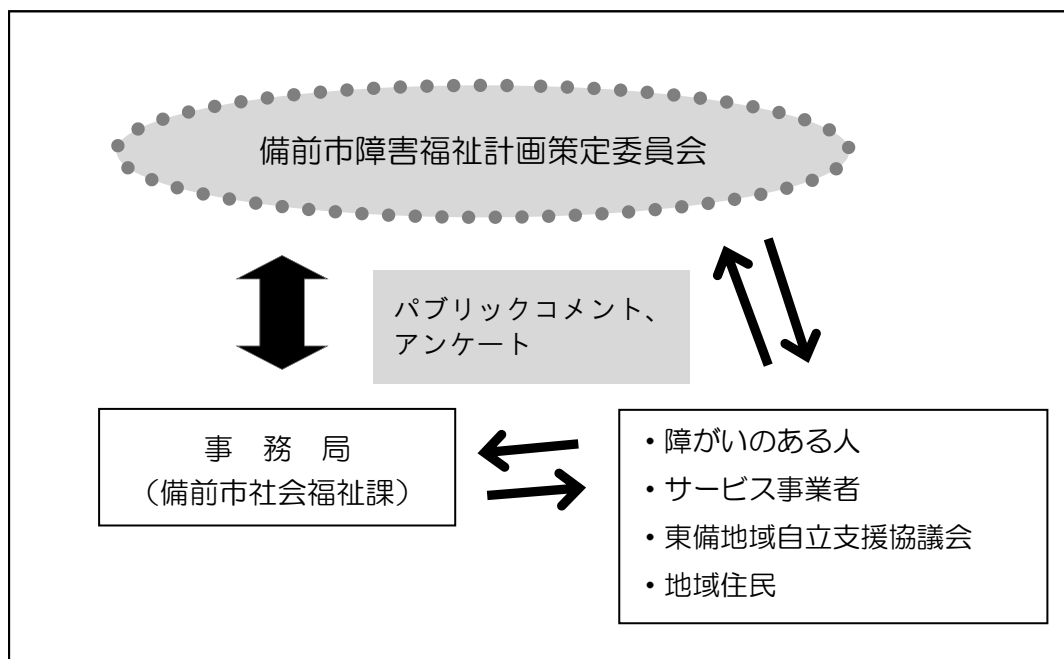
▲
中間見直し

4 計画の策定体制

この計画は、市民代表、関係団体・機関等の代表者、学識経験者などで構成する「備前市障害福祉計画策定委員会」において計画案を審議するとともに、障がいのある人を対象としたアンケート調査や東備地域自立支援協議会(※)、市民からの意見聴取の結果をふまえ、県との調整を図りながら策定しました。

なお、計画策定機関である「備前市障害福祉計画策定委員会」において、策定後の計画の点検を実施していきます。

※ 東備地域自立支援協議会：備前市・和気町をエリアとする。



備前市はSDGs 未来都市

- ◆SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。
- ◆2030年の達成に向けて、途上国・先進国の区別なく、世界的な共通課題として認識し、目指していくべき17の目標(ゴール)が設定されました。
- ◆本市は2023年5月に内閣府からSDGs達成に向けた取組を先進的に進めていく自治体「SDGs 未来都市」に選定されました。
- ◆本計画においても、SDGsの視点をもって、障がい福祉に関する課題に対応していく必要があります。

<本計画と関連する達成目標>



目標 3: 全ての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4: 質の高い教育をみんなに

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 8: 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標 10: 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



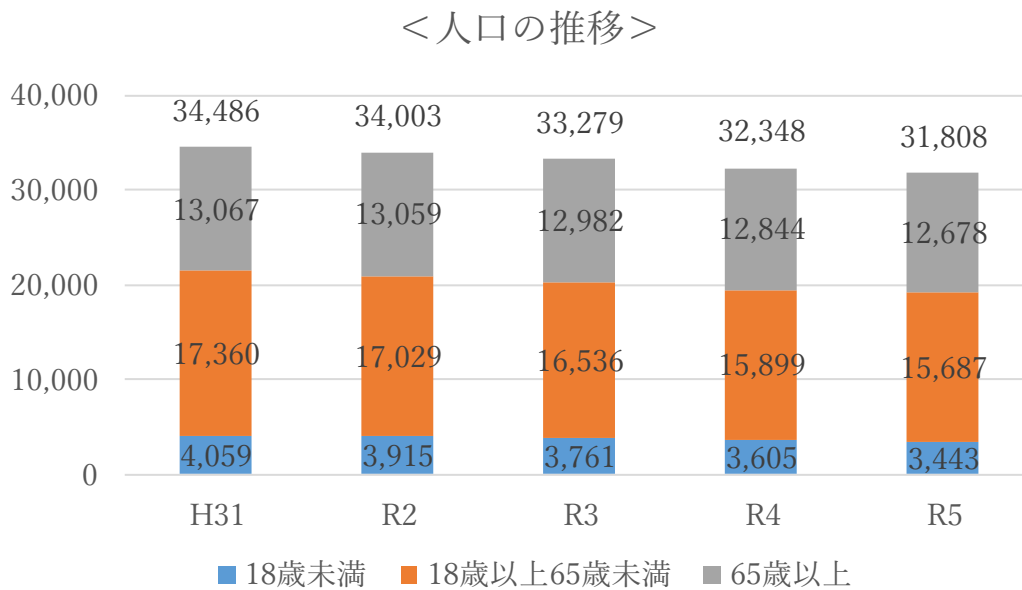
目標 17: パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 障がいのある人の状況

1 障がいのある人の数の推移

市の人口は、令和5年3月31日現在 31,808人で、年々減少傾向にあるものの、65歳以上の高齢者の占める割合（高齢化率）は、39.9%と年々増加しています。



（住民基本台帳 各年3月31日現在）



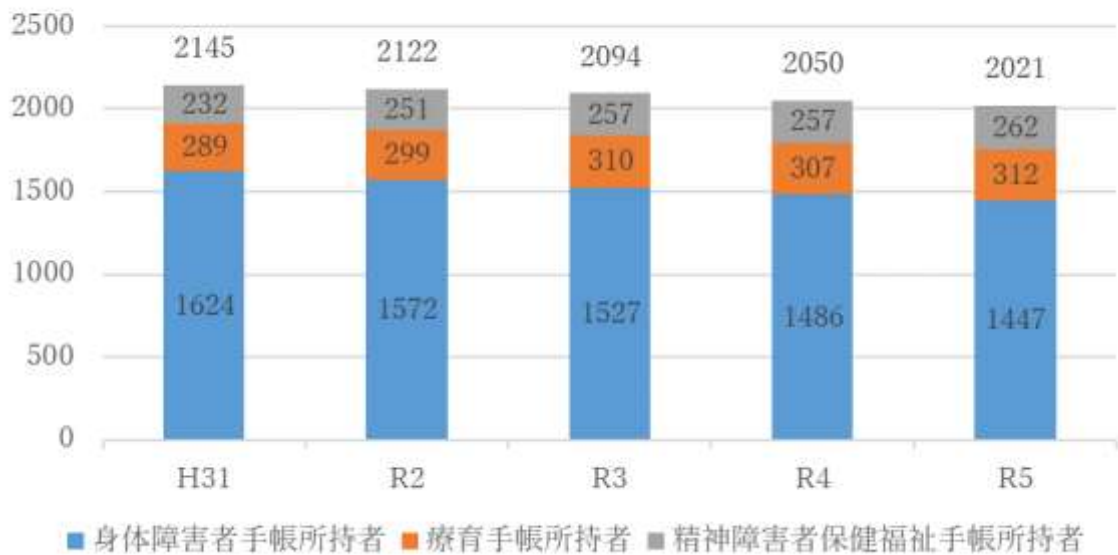
（住民基本台帳 各年3月31日現在）

障害者手帳所持者は、平成31年には2,145人で、令和5年には2,021人と人口減少により

減少傾向にあり、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は 6.2%から 6.4%へやや増加傾向となっています。

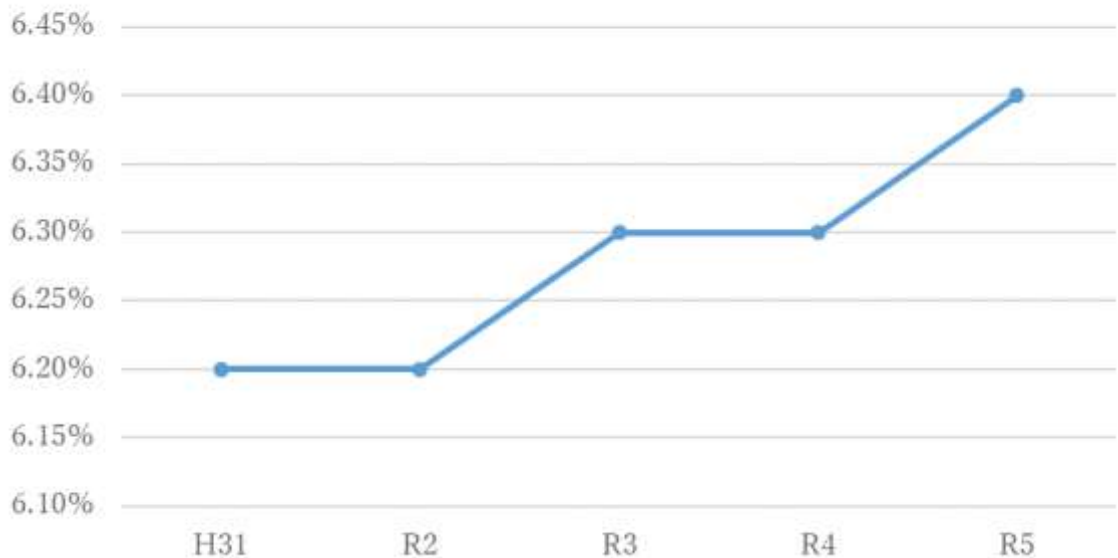
障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の伸び率が最も大きく、令和 5 年には 262 人で平成 31 年の約 1.13 倍になっています。

<障害者手帳所持者の推移>



(各年 3 月 31 日現在)

<人口に占める障がい者の割合>



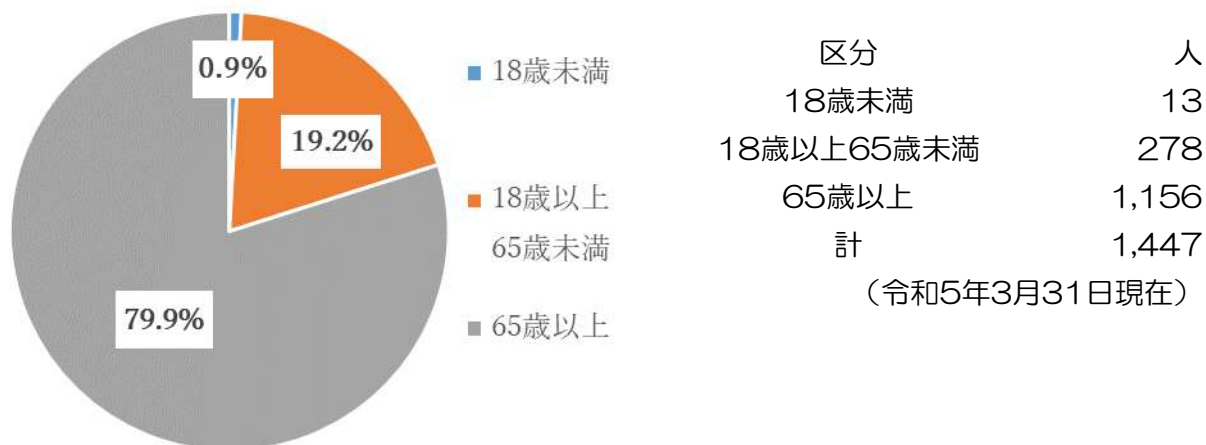
(各年 3 月 31 日現在)

2 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）の状況

(1) 年齢別

年齢別では、65歳以上が79.9%を占めており、高齢者が多くなっています。

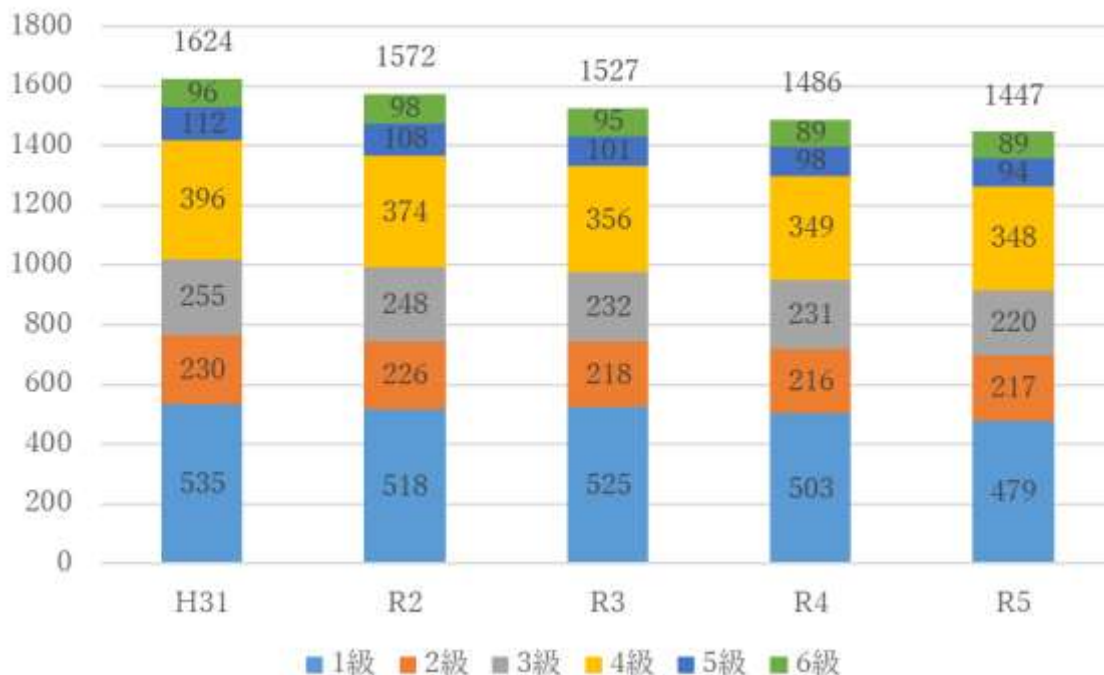
<年齢別 身体障害者手帳所持者>



(2) 等級別

等級別では、人口減少に伴いすべての等級において、減少傾向にあります。

<等級別 身体障害者手帳所持者>



(各年3月31日現在)

(3) 種類別

種類別では、どの種類についても減少傾向にあります。



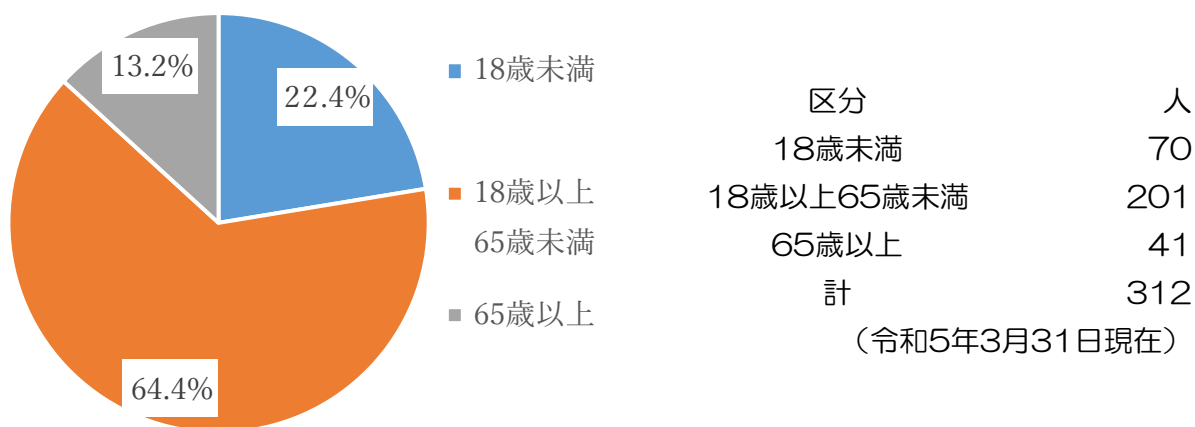
(各年3月31日現在)

3 知的障がいのある人（療育手帳所持者）の状況

(1) 年齢別

年齢別では、18歳未満の年齢層の割合が22.4%、18歳以上65歳未満の年齢層の割合が64.4%と高く、合わせて86.8%を占めています。

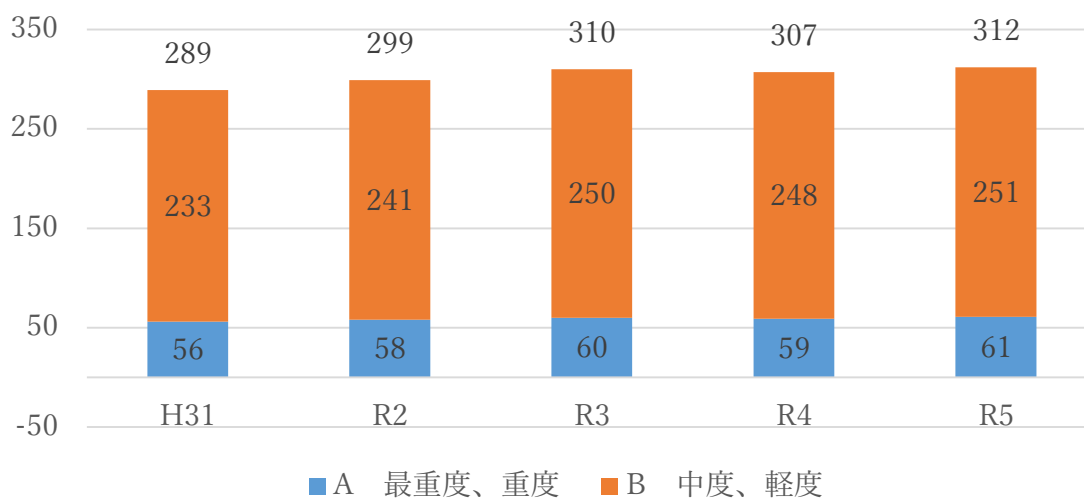
＜年齢別 療育手帳所持者＞



(2) 程度別

程度別では、平成31年に比べ令和5年では中度・軽度のBが18人増え、増加傾向にあります。

＜障がいの程度別 療育手帳所持者＞



(各年3月31日現在)

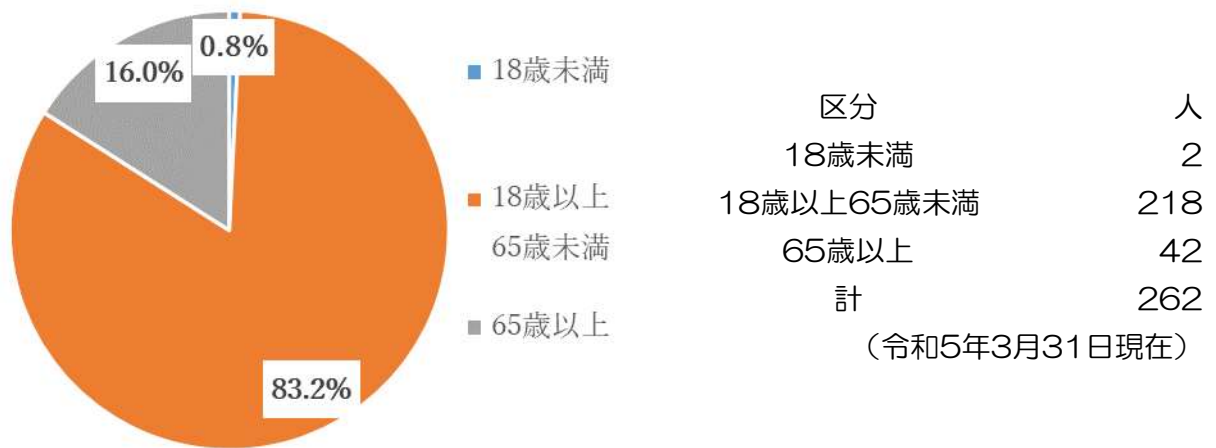
4 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者等）の状況

（1）年齢別

年齢別では、18歳以上65歳未満の年齢層の割合が最も高く、83.2%を占めています。

なお、発達障がいのある人については、障害者総合支援法により、精神障がいのある人に位置付けられ、法に基づくサービス等の対象となることが明確化されています。（発達障がいのある人の数等に関しては、障害者手帳制度に基づく把握が困難であり、また、包括的な調査等がないことから、正確な状況は把握できません。）

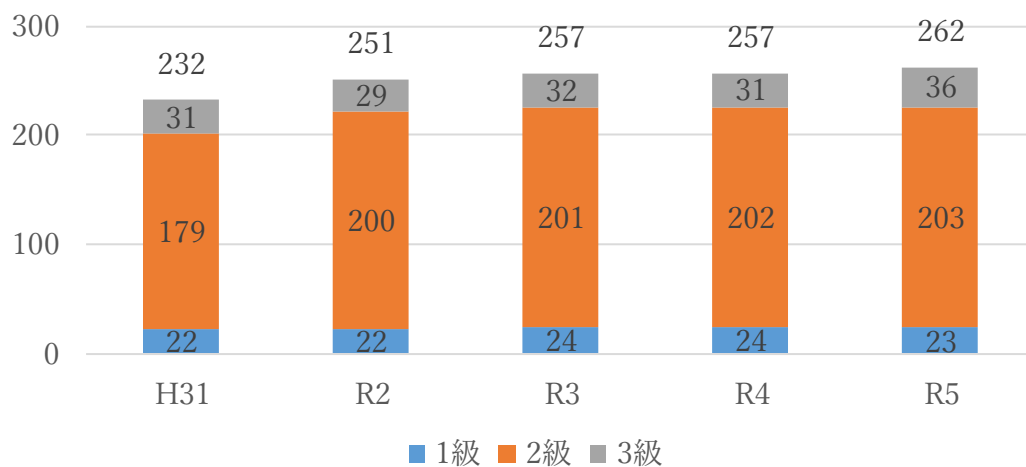
＜年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者＞



（2）等級別

等級別では、平成31年に比べ令和5年では、2級が179人から203人と増加しています。

＜等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者＞



（各年3月31日現在）

(3) 自立支援医療費（精神通院医療費）負担者数の推移

自立支援医療費（精神通院医療費）負担者数は、令和元年に比べ令和5年では26人増え、増加傾向にあります。

また、自立支援医療費公費負担のほか、備前市精神障害者医療費給付条例による医療費の助成を実施しています。

＜自立支援医療費（精神通院医療費）負担者数＞

区分	R1	R2	R3	R4	R5
自立支援医療費（精神通院医療費）負担者数（人）	564	590	334	572	590

（各年3月31日現在）

5 難病患者の状況

平成25年に障害者総合支援法に定める「障害者」の対象に、難病のある人等が加わり、130疾病が障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

また、平成26年度には「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定と児童福祉法の改正が行われました。これを受け、認定基準の見直しや対象疾病の拡大が順次図られ、令和3年11月1日から「障がい福祉サービス等」の対象となる疾病が366疾病へ拡大されました。

この計画において把握しているのは、特定疾患・指定難病等の医療受給者証の交付者数であり、その受給者証所持者数は令和3年の見直し以降は横ばい傾向にあります。

＜難病患者数の推移＞

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
特定疾患・指定難病医療受給者証所持者数（人）	339	345	346	356	351

（各年3月31日現在：備前保健所東備支所調べ）

6 障がいのある子どもの状況

知的障がい又は自閉症等の発達障がいのある児童生徒のための特別支援学級は、令和4年度では、小学校9校と中学校4校に設置されています。

また、ことばの発達が気になる子どもの教育の充実を図るために、平成6年度から伊部小学校に言語に課題のある子どもを対象とした通級指導教室「ことばの教室」が開設され、市内の小学生だけではなく、市外の小学生も対象に、指導を行っています。幼児については、教育相談で対応しています。

＜障がい別児童生徒・学級数の状況＞

区分	小学校		中学校	
	児童数（人）	学級数（学級）	生徒数（人）	学級数（学級）
知的障がい	24	7	14	4
情緒障がい	86	14	34	7
肢体不自由	0	0	0	0
通級指導教室	25	2	0	0
計	135	23	48	11

（令和5年5月1日現在）

＜県立東備支援学校通学状況＞

小学部（人）	中学部（人）	高等部（人）	訪問教育（人）	計（人）
53（内訪問1） （7）	24 （2）	48 （12）	1 （0）	125 （21）

※（ ）は市内在住者

（令和5年5月1日現在：県立東備支援学校調べ）

＜障がいのある園児通園状況＞

保育園数	園児数	こども園数	園児数
2	6	8	41

（令和5年5月1日現在：保育園2園、こども園8園中）

7 雇用・就業の状況

（1）一般事業所の雇用状況

令和4年6月1日現在の備前市内での障がいのある人の雇用状況は、法定雇用率2.3%が適用される一般企業（法定常用労働者43.5人以上規模で管内に本社を有する企業）は30社で、実雇用率は2.07%、雇用されている障がいのある人は65.0人です。

産業別の雇用数は製造業が30.5人と最も多く、以下、運輸・郵便業、医療・福祉、金融・保険業となっています。

(2) 市役所の雇用状況

令和5年6月1日現在の障がいのある人の雇用状況は、身体障がいのある人等18人を雇用しています。実雇用率は2.59%ですが、不足数（法定雇用率（2.6%）達成のために採用が必要となる障がい者数）が1.0人未満であるため、法定雇用率は達成しています。

また、チャレンジ雇用として、障がいのある人等を会計年度任用職員として随時雇用し、一般企業等への就職につなげています。

(3) 障がいのある人の求職登録の状況

令和5年6月30日現在、和気公共職業安定所へ登録をしている障がいのある人は、1,202人（身体障がいのある人400人、知的障がいのある人319人、精神障がいのある人412人、その他71人）となっています。

このうち就業中は713人（身体障がいのある人217人、知的障がいのある人239人、精神障がいのある人214人、その他43人）、求職中（未だ就職の機会に恵まれない人）289人（身体障がいのある人102人、知的障がいのある人43人、精神障がいのある人128人、その他16人）、病気などで保留中が200人（身体障がいのある人81人、知的障がいのある人37人、精神障がいのある人70人、その他12人）となっています。

※その他：障害者手帳等は所持していないが、医師の診断書等により登録した人

(4) 県立東備支援学校高等部卒業後の就職状況

卒業後の進路として企業などへ就職した生徒の人数は、令和4年度では19人のうち5人となっています。その他の生徒は、社会福祉施設等へ通所しています。

〈県立東備支援学校高等部 卒業後の進路〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就職	7	4	5
社会福祉施設等へ通所	14	13	14
計	23（自宅2）	17	19

(5) 障害者優先調達状況

障がい者就労施設等で就労する障がいのある人や、在宅就労で障がいのある人の自立の促進を図るため、市では障害者優先調達推進法に基づき、障害者優先調達を実施しています。

〈障害者優先調達の実績〉

令和2年度	令和3年度	令和4年度
281,500円	192,100円	1,251,890円

8 保健・医療・福祉サービスの状況

(1) 保健

①地域交流サロン

自宅に引きこもりがちな精神障がいのある人等が、気軽に出かけられる場を提供し、住み慣れた地域で自立した生活が送れることを目指して、市内2か所で地域交流サロンを実施しています。

＜地域交流サロンの利用状況＞

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
とまり木（週2回）	19(665)	16(561)	9(506)	14(432)	11(479)
色えんぴつ(月3回)	10(187)	11(187)	8(112)	8(73)	4(81)

(()内は延べ利用者、各年3月31日現在)

②マザースクール

主に言語及び情緒の発達が気になる就学前の幼児とその保護者を対象に、子どもの発達促進と育児不安の軽減や育児力を高める場として、マザースクールを週2回実施しています。

(2) 医療（令和4年度）

- 自立支援医療費は更生医療が受給者数87人、給付額23,280,433円、育成医療は対象者がいませんでした。
- 自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数は590人となっています。
- 心身障害者医療費公費負担は受給者数417人、給付額36,524,630円となっています。
- 未熟児養育医療は、対象者がいませんでした。
- 精神障がい者医療費給付事業（通院医療費公費負担制度）の延べ人数は838人、給付額5,828,235円となっています。
- 特定疾患医療附帯療養交通費補助については、延べ人数214人、給付額2,191,770円となっています。

(3) 年金・手当の支給（令和4年度）

- 特別児童扶養手当 36人
- 特別障害者手当 17人（給付額6,444,500円）
- 障害児福祉手当 11人（給付額861,660円）
- 福祉手当（経過措置） 1人（給付額14,880円）
- 障害基礎年金（国民年金） 556人

(4) 障がい福祉サービス等の利用状況

- 令和4年度の障がい福祉サービス利用の支給決定をしている障がいのある人は339人、給付額は800,725,083円となっており、受給者数は横ばいであるものの、給付額は年々

増加しています。

〈市内で障がい福祉サービスを提供している事業所数〉

居宅介護	7	就労移行支援	0
重度訪問介護	6	就労継続支援A型	2
同行援護	1	就労継続支援B型	6
短期入所	1	共同生活援助	4
生活介護	3	指定相談支援	4
自立訓練（生活訓練）	1	児童発達支援	3
		放課後等デイサービス	6

（令和5年3月31日現在）

9 教育の状況

（1）学校の状況

平成19年4月に改正学校教育法が施行され、特殊教育から特別支援教育へと転換が図られました。現在では、従前の特殊教育の対象の障がいだけでなく、発達障がいや通常学級における個別の支援を必要とする児童生徒も含め、特別支援教育の視点を生かした教育をすべての学校で実施しています。

また、特別支援学級設置校では、地域の保護者の教育相談や特別支援学級の授業参観に継続的に応じてもらうなど、保護者のニーズに応えるよう取り組んでいます。

伊部小学校では、通級指導教室「ことばの教室」が平成6年度から設置され、言語面で課題のある児童に対して専門的に対応し、東備地区のセンター的な役割を果たしています。障がいの早期把握と教育相談にあたっては、県立東備支援学校や福祉事務所、保健課と連携して行っています。

（2）特別支援教育の研修、障がい等に関する教育相談、特別支援教育に関する教育センター等との連携の状況

特別支援教育担当者に対する研修として、岡山県教育委員会が行う特別支援学級担当者研修会、岡山県総合教育センターが行う「特別支援教育研修講座」、文部科学省が行う長期研修派遣などがあります。市教育委員会では独自に研修会を開催するとともに、これらの研修に積極的に参加するよう働きかけています。

また、県立東備支援学校が特別支援教育のセンター的な機能を果たし、積極的に公開講座などの研修を行っています。

（3）生涯学習・人権啓発

人権尊重社会の実現を目指して、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等、さまざまな人権課題について学習機会の提供を行っています。

10 移動・交通の状況

障がいのある人や高齢者など公共交通機関を一人で利用できない人が、通院や移動の際に低価格で利用できる福祉有償運送は、市内 3 事業者で運営されているほか、障がいのある人の外出時の移動支援は、市内 6 事業所で運営されています。

また、令和 5 年 4 月からは、備前市生活交通利用補助事業の要件を見直し、障がいのある人を対象とし交付しています。

11 情報提供・相談事業・広報活動の状況

広報、ホームページ、有線テレビ放送などの活用や、障がいのある人個人への適切な情報伝達の充実に努めています。

- ①情報提供
 - 広報びぜん（声の広報びぜん）
 - ホームページ
 - 有線テレビ放送（ひなビジョン：島しょ部を除く日生地域及び穂浪の一部）など
- ②相談事業
 - 一般相談（すべての障がいのある人の総合的な相談窓口）
令和 5 年度より直営により運営
 - 障がい者相談（市が委嘱）
身体障がい者相談員（4 人）、知的障がい者相談員（5 人）、
精神障がい者相談員（2 人）が日常的な相談に対応
 - 身体障害者巡回更生相談（岡山県身体障害者更生相談所）
市内公共施設で年 2 回実施
 - 家庭児童相談室
虐待、不登校、心身の発達などについて専門の相談員が実施
 - 心の健康相談
保健所において心の健康相談、地域包括支援センターで認知症相談を実施
 - 人権相談
人権擁護委員による相談 本庁ほか 毎月 1 回
- ③広報活動
 - 啓発用パンフレットの作成
 - 講演会や講座の開催
- ④その他
 - 各障がい者団体での、機関紙などによる情報の伝達
 - 専任手話通訳者の窓口設置
 - 手話通訳者・要約筆記者の派遣
 - 市イベントでの手話通訳者の配置

12 障がいのある人の利用に配慮した生活環境の整備状況

(1) 障がい者向け住宅の供給状況

公営住宅は、令和5年4月1日現在、市営住宅が383戸、市管理の特定公共賃貸住宅が34戸あり、県営住宅が155戸あります。このうち県営住宅の4戸が、身体障害者世帯向け住宅となっています。

(2) 建築物などの整備状況

県が、バリアフリー社会の実現を目指して制定した「岡山県福祉のまちづくり条例」が、平成13年4月から施行されたことに伴い、多くの人々が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園などの生活関連施設において、整備基準の適合努力が必要となっています。また、特定生活関連施設（用途、規模に応じて規定）の新築などにおいても、工事着手前の届出、協議の手続きが必要となっています。

また、国が平成18年にバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）を制定したことにより、従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて路外駐車場、都市公園にもバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が求められています。このような中、市内の公共建築物では、スロープや車いす用トイレの整備は順次整備できていますが、古い建物については整備されていない状況となっています。

(3) 公共スペース及びその附帯施設の整備状況

住みやすく利用しやすいまちへと変えていくために、総合運動公園や観光名所である旧閑谷学校には障がい者用駐車スペースや障がい者用トイレが整備されています。また、浜山運動公園及び伊部運動公園には、車椅子に乗ったまま遊ぶことができ、タッチパネルや展示パネル等も備わったインクルーシブ遊具が設置されています。

しかし、安全で安心して歩行できる歩道の整備、歩道と車道との段差解消、音響信号機、誘導用ブロックなどの設置は充分とはいえません。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害者基本法の理念のもと、障がいのある人の自立と社会経済活動への参画の支援、主体性・選択の尊重、地域での支えあいを基本に、「誰もがいつまでも安心して暮らせるまち」の実現に向けて市民との協働により施策の展開を図ります。

誰もがいつまでも安心して暮らせるまち

2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、次の4つの基本的な視点に立って計画を推進します。

1 障がいのある人の権利擁護、意思決定支援と主体的な選択の支援

- 障がいのある人が社会の一員として人権を尊重され、人としての尊厳が守られるよう支援します。
- 障がいの種別、程度を問わず、自らの選択によるその人らしい自立した生活が営めるよう基盤整備を進めます。
- 障がいのある人が、自らの生活に必要なサービスを主体的に選択できるよう、情報保障や学習の機会の確保を進めます。
- 障がい福祉サービスに対する苦情解決と権利擁護の取り組みを推進します。

2 相談・サービス提供体制や社会資源の充実

- 障がいのある人のライフステージに応じて、一人ひとりのニーズに沿った相談やサービス提供ができるよう、各種団体で構成する自立支援協議会や特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体等と協働して、相談支援体制の整備や社会資源の充実を図ります。

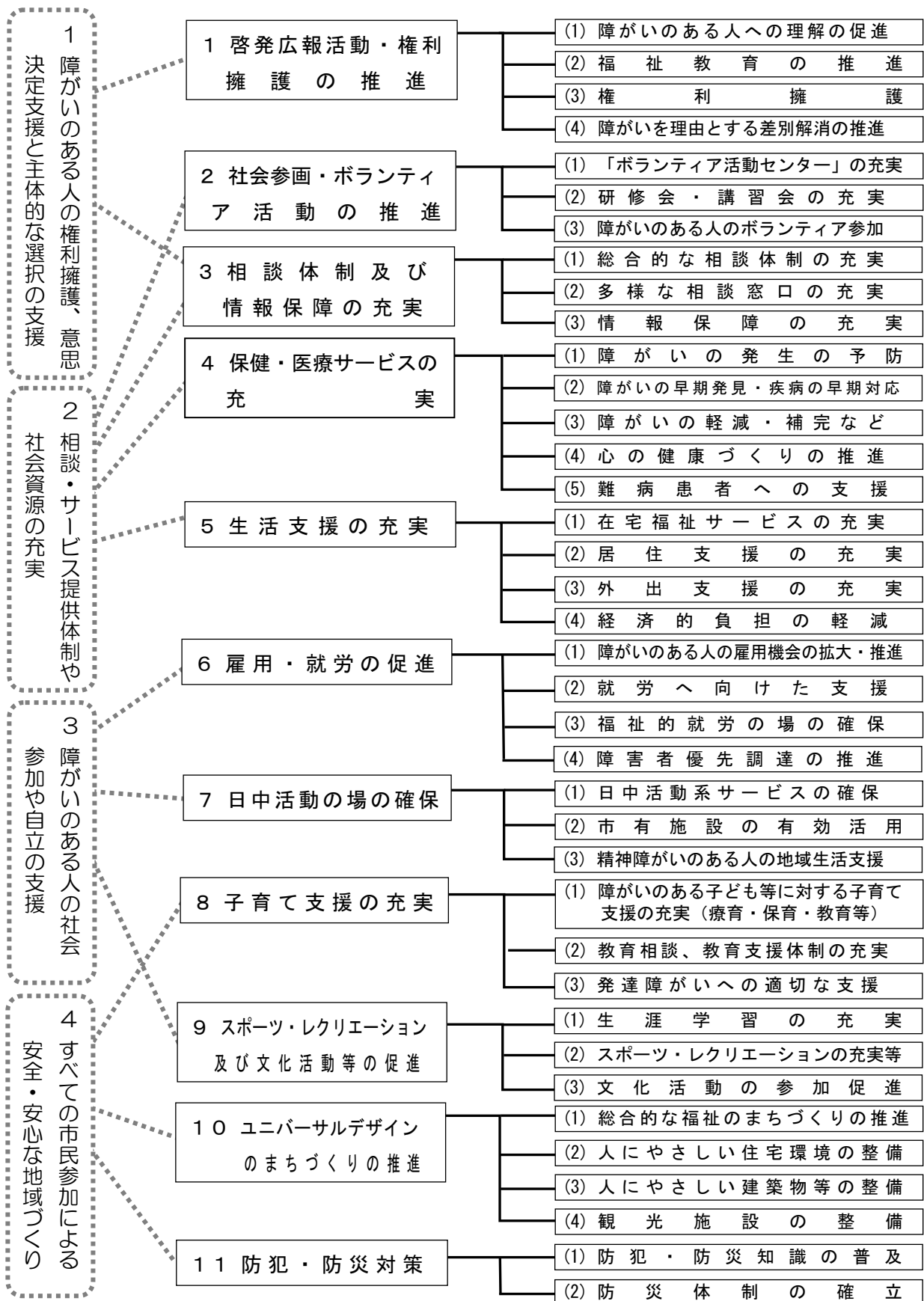
3 障がいのある人の社会参加や自立の支援

- 障がいのある人が生きがいを持ちながら、安心して暮らせるよう、社会のあらゆる分野に参加し交流できる機会を増やします。

4 すべての市民参加による安全・安心な地域づくり

- 障がいのある人が、各々の能力を発揮して自立と社会参加ができるよう、あらゆる障壁を取り除くバリアフリー社会の構築を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって生活しやすいユニバーサル社会の実現を目指します。
- 障がいのある人だけでなく、すべての人が安全・安心な暮らしを続けていくために、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの多分野にわたる関係団体・機関が連携し、総合的な施策の展開と充実を図ります。
- 障がいのある人やその家族など支援を必要とする人々を、犯罪や災害から地域ぐるみで見守り支援する体制やネットワークづくりを進め、地域福祉の向上を図ります。

3 計画の体系



第4章 計画の取り組み

1 啓発広報活動・権利擁護の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように、いきいきと生活するためには、周囲の人が障がいのことを正しく理解し、障がいのある人の人権を尊重することが大切です。

このため、すべての市民が、福祉意識の醸成やお互いの人権を尊重できる地域社会に向けた取り組みを進めます。

(1) 障がいのある人への理解の促進

日本国憲法で保障されている基本的人権が社会生活で実現され、障がいのある人に対する差別や偏見がなくなり、「心の壁」が取り除かれるように、広報紙などの各種広報媒体の活用、講演会などの啓発行事の開催、障がいのある人の雇用促進行事など、関係機関や福祉関係団体の行うイベントへの参加・協力を進めます。

取り組み	内 容
各種広報媒体の活用	広報びぜん・ホームページ・有線テレビ放送（ひなビジョン）などにより効果的な啓発、情報提供を行い、障がいへの理解促進及び障がいのある人の雇用の推進を図ります。
啓発パンフレットの作成	啓発用パンフレットを作成し配布するなど、さまざまな機会をとらえて効果的な啓発広報を行います。
イベントへの参加協力	福祉関係団体の行うイベントについて、地域へ参加協力を呼びかけます。
市民ふれあい福祉まつりの開催	障がいのある人、ボランティア、市民等が交流し相互理解を深めることを目的として、「市民ふれあい福祉まつり」を開催します。福祉まつりでは、福祉事業所の生産品の販売なども行います。
「障害者週間」期間の啓発	12月3日から12月9日の障害者週間期間中、市民等に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深める機会を設けます。

(2) 福祉教育の推進

子どもから大人まで、生涯にわたって市民の福祉意識を高めるため、学校、社会福祉施設、青少年育成団体、公民館、企業、ボランティア団体などを通して、福祉教育の推進を図ります。

取り組み	内 容
児童・生徒の交流の促進	障がいに対する理解を促進するために、特別支援学級と通常学級との交流を促進します。
総合的な学習の時間などの活用	ノーマライゼーションの理念やバリアフリーについての学習機会を設けます。

取り組み	内 容
学校と社会福祉施設との交流	各地区の学校と障がい者施設や事業所・保育園などの社会福祉施設との交流を促進します。
特別支援学校との交流の促進	特別支援学校の児童生徒と地域の学校の児童生徒との交流を深め、相互の理解促進を図ります。
事業所等と地域の交流の促進	事業所等で地域に即した創意と工夫をこらし、障がいのある人に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、地域交流・福祉教育を推進します。
講 座 の 開 催	障がいのある人に対する理解を深めるため、福祉や人権に関する内容を盛り込んだ講座を開催します。

(3) 権利擁護

障がいのある人が地域において安心して生活が送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進するよう努めます。また、虐待通報の体制整備や、虐待を受けた障がいのある人への支援、養護者などに対する支援を充実します。

取り組み	内 容
成年後見制度の利用促進	判断能力が十分でない障がいのある人にとっては、財産管理や各種契約などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあう恐れがあります。このため、自己決定の尊重と本人保護を目的とした成年後見制度の利用を促進し、スムーズに制度が利用できるように支援します。 障がい福祉サービスを利用又は利用しようとする重度の知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、成年後見制度の申立てに必要な経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。【地域生活支援事業】 また、後見人の人材確保のために市民後見人の養成を行います。
日常生活自立支援事業の利用促進	障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業の利用を促進し、各種福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理などの支援を行います。
虐待への対応	福祉事務所に障がい者虐待対応の窓口を設置し、通報の受付やその後の支援を行います。また、県や専門職アドバイザーなどの関係機関と連携を密にし、虐待防止に努めます。

(4) 障がいを理由とする差別解消の推進

障害者差別解消法に関する広報・啓発を行うほか、障がいに対する理解を深めるための研修会等を開催するなど、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別解消の推進に取

り組みます。

また、身体、知的、精神の3障がい間における制度格差を解消するよう、国や県へ要望していきます。

2 社会参画・ボランティア活動の推進

人口の高齢化、少子化、核家族化による家庭形態の変化等、地域社会の構造が変化している中で、制度改革により、障がいのある人の生活基盤が施設や病院から地域へと移行しています。障がいがあっても地域の中で暮らしていける社会となるには、地域の人々が、障がいとその障がい故の生きづらさを理解して、多様性を受け入れる寛容な地域社会を共に作っていくことが求められます。

このためには、住民同士の助け合いによる積極的な地域福祉活動の展開が必要であり、行政、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、福祉団体、当事者・家族等が相互の連携を密にし、主体的な社会参画の機会やボランティア活動の推進を図ります。

(1) 「ボランティア活動センター」の充実

社会福祉協議会に設置されている「ボランティア活動センター」の機能を充実・強化します。

取り組み	内 容
コーディネーター等の配置	コーディネーターや専門員などの職員を配置し、機能強化に努めます。
研修会の開催	ボランティア養成のための研修会や講座などによって障がいの理解やニーズへの対応を学び、地域福祉の推進に取り組めます。
啓発講習会の開催	地域住民、ボランティア、当事者などを対象とした啓発講習会を開くなどしてボランティア活動の活性化を図るとともに、災害時のボランティア活動の中心的機能を果たせるようにします。

(2) 研修会・講習会の充実

社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、さまざまな研修会や講習会を実施します。

取り組み	内 容
地域住民を対象とした研修会の開催	青少年から高齢者まで幅広く地域住民を対象として、ボランティア活動についての研修会や講習会を行います。
手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成します。 【地域生活支援事業】

(3) 障がいのある人のボランティア参加

障がいのある人自身が、家族などと一緒にボランティア活動に参加しやすい環境整備に努めます。

取り組み	内 容
障がいのある人のボランティア参加	障がいのある人自身がボランティア活動などに参加できるよう関係団体との連携を強化するとともに、情報提供を充実します。
ピアカウンセリングの実施	障がいのある人自身による相談事業の実施に努めます。

3 相談体制及び情報保障の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を続けるためには、日常生活に関わるさまざまな困りごとを気軽に相談でき、必要な支援を受けられる場が重要です。障害者総合支援法においても、地域の相談支援の体制づくりが、障がいのある人の地域生活のために必要なものとして位置づけられており、市ではさまざまな相談機関、窓口との連携の強化に努めます。

(1) 総合的な相談体制の充実

東備地域自立支援協議会、福祉事務所、指定特定相談支援事業所等が中心となり、障がいのある人の地域における相談支援体制の充実に取り組みます。

また、障がいのある人一人ひとりが抱える多様な課題について、行政や相談支援機関だけでは対応が難しいことから、地域住民や医療・福祉事業者などが一体となった地域福祉の仕組みづくりを推進します。

取り組み	内 容
相談支援の充実	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障がい福祉サービスの利用支援などを行います。
相談支援体制の整備	福祉事務所及び指定特定相談支援事業所が窓口として、相談に対応します。 また、地域バランスや中立公平性の確保を考慮しながら、利用しやすい相談支援体制の整備に努めます。
東備地域自立支援協議会の充実	地域の関係機関の連携を強化するとともに、障がいのある人の生活全般について適切に対応できる相談支援体制の充実に努めます。
専門職の充実・配置	障がいのある人の相談に適切に対応するため、福祉事務所や指定特定相談支援事業所等に保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の専門職の充実・配置に努めます。

(2) 多様な相談窓口の充実

障がいのある人の身近な相談窓口を充実するとともに、療育、教育、子育て、就労、介護など、多様な地域の相談窓口の連携強化に努めます。

取り組み	内 容
障がい者相談員の配置	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員を配置し、地域の障がいのある人からの日常的な相談に応じます。
障がい者相談員研修の実施	障がい者相談員を対象として、変動する社会情勢や福祉サービスについての研修会などを開催し、資質の向上に努めます。
各種相談機関の連携強化	民生委員児童委員協議会、指定相談支援事業所、社会福祉協議会、地域活動団体、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター等の各種相談機関及び医療機関との連携強化に努めます。

(3) 情報保障の充実

障がいのある人が日常生活を送るうえでさまざまな情報を入手・発信できるよう、障がいのある人のニーズに応じた情報提供やコミュニケーション支援に努めます。

取り組み	内 容
行政サービスの周知	障がい者福祉施策のパンフレットの充実を図るとともに、各種団体の会議などに参加し、サービスの紹介、相談などに応じます。また、広報びぜん、ホームページ、有線テレビ放送（ひなビジョン）などを活用し周知を図ります。
手話通訳者、要約筆記者の派遣	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者を派遣します。また、聴覚障がいのある人の参加が見込まれる事業等についても、同様に派遣します。【地域生活支援事業】
インターネットを活用した情報提供・相談の充実	障がいのある人に対する情報提供や相談の手段として、インターネットの活用について検討します。
福祉機器・用具の展示	各種イベントなどで展示し情報提供に努めます。

4 保健・医療サービスの充実

障がいの発生時期や原因はさまざまであり、ライフステージに応じた障がいの早期発見・支援対策が必要です。

健康づくりとして、生活習慣病予防対策に加え、高齢者の介護予防を充実することも重要な課題です。また、近年では、社会環境の多様化とともにストレスが増大し、うつ病などの心の病にかかる人が増加していることから、心の健康づくりに取り組むことも必要です。

さらに、障がいのある人にとって医療サービスは、障がいによる心身機能の低下軽減や、二次障がいの予防、健康の増進、リハビリテーションなど、自立した生活を送るうえで重要なサービスです。3市立病院など地域の医療機関が、それぞれの特徴を活かし、相互に関連する取り組みが求められます。

(1) 障がいの発生の予防

障がいの発生予防を図るため、妊娠期、周産期、小児期、成人期、高齢期の各期に応じた有効な対応を行います。

取り組み	内 容
妊 娠 期 ・ 周 産 期 ・ 小 児 期 での 対 応	妊娠期から健康管理などについての正しい知識の習得や相談体制の充実などにより、障がいの発生予防に努めます。
成人期・高齢期での対応	疾病などによる中途障がいを予防するために、成人期から生活習慣病予防に取り組み、健康で生き生きした高齢期を過ごすことができるよう、各年代に応じた健康教育・健康相談などの充実を図ります。

(2) 障がいの早期発見・疾病の早期対応

疾病や障がいなどについては、できるだけ早期に発見し、必要な治療と指導・訓練を行うことで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の自立と社会参加へつなげます。

取り組み	内 容
健 康 診 査 等 の 充 実	4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査などの充実を図り、必要な乳幼児に対して家庭訪問を行うほか、総合療育相談事業の利用や医療機関などの関係機関との連絡を密にし、フォロー体制の充実を図ります。
保 護 者 へ の 支 援	障がいのある子どもをもつ保護者に対するカウンセリングや、子育て・療育についての情報の提供と訪問指導、マザーズスクールなどにより、保護者の育児不安軽減、子どもの発達促進を図ります。
総合療育相談体制の充実	身近な地域で医療・福祉・教育分野の専門的な療育指導・訓練・教育などが受けられるよう、医療機関・福祉施設・教育機関との連携と協力を進めます。

取り組み	内 容
情報提供の充実	保護者に医療・療育についての総合的な情報を提供するよう努めます。

(3) 障がいの軽減・補完など

障がいの軽減を図り、障がいの重度化・重複化、二次障がいなどを防止するため、医療機関等と連携した取り組みを進めます。

取り組み	内 容
リハビリテーションの充実	障がいを軽減し自立を促進するには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、各種医療機関におけるリハビリテーション医療実施の協力体制の充実を図ります。 また、生活の場である地域においては、障がいがあっても、住み慣れたところで暮らすという地域リハビリテーションの考え方にに基づき、在宅保健福祉施策の充実を図ります。
障がいの軽減、補完	障がいの軽減・補完のため、保健師等による相談・支援、更生医療の給付、身体障害者更生相談、補装具の支給、日常生活用具の給付などの充実を図ります。
介護用具などの貸出し	社会福祉協議会が行っている介護用具などの貸出し事業について、ニーズに応じた充実を図ります。

(4) 心の健康づくりの推進

市民の心の健康づくりに取り組むとともに、精神障がいに関する正しい知識の普及を図ります。また、心療内科や精神科のさらなる設置を要望します。

取り組み	内 容
心の健康づくりの推進	ストレスの対処法や休養のとり方など、心の健康づくりに関して広報紙や各種の教室等あらゆる機会を通じて知識の普及、啓発を図ります。
精神障がい等に関する啓発・広報の推進	市民講座の開設や、パンフレット、広報紙などにより、精神障がい等についての啓発に努めます。
医療機関の整備	関係機関（県・医師会・市立病院など）に対して、対象診療科のさらなる設置を要望します。
相談体制の充実	さまざまな心の健康について、精神科医師等による医学的相談体制の充実を図ります。

(5) 難病患者への支援

難病患者の在宅生活を支援し、自立と社会参加を図ります。

取り組み	内 容
ホームヘルパーの派遣	難病患者に対し、ホームヘルパーの派遣を行います。
日常生活用具の給付	難病患者に対し、必要な日常生活用具の給付を行います。

5 生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るために、日々の生活や活動を支えるための在宅福祉サービスや居住支援、外出支援の充実に取り組みます。

(1) 在宅福祉サービスの充実

障がいの特性や、高齢化・核家族化などの家庭環境に配慮して、在宅福祉サービスの提供に努めます。

取り組み	内 容
訪問系サービスの充実	在宅生活を支える訪問系サービスの充実を図ります。【第5章参照】
地域生活支援事業の充実	日常生活用具の給付、日中一時支援事業などの地域生活支援事業の充実を図ります。【第5章参照】
介護サービスの充実	喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めます。

(2) 居住支援の充実

障がいのある人の生活に配慮した住宅や共同生活の場などの確保に努めます。

取り組み	内 容
公営住宅への入居	障がいのある人の公営住宅への入居については、優遇措置がとられており、今後も引き続き実施します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。【地域生活支援事業】
不動産業者への理解促進	不動産業者に対し、障がいのある人に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について理解と協力を求めます。
居住系サービスの整備促進	グループホームの整備について、県と連携しながら事業所へ積極的に働きかけます。

(3) 外出支援の充実

障がいのある人の外出にあたっては、地形的要因等から自家用車への依存度が高いため、障がいのある人が社会参加しやすくなるよう、支援の充実に努めます。

取り組み	内 容
移動支援事業の充実	福祉有償運送や移動支援を行う事業者が増えるよう働きかけ、屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。 【地域生活支援事業】
同行援護の利用促進	屋外での移動が困難な視覚障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。【地域生活支援事業】
交通機関の充実	路線バスへのノンステップバス導入を促進するとともに、市内の交通体系整備を勘案しながら福祉バス、福祉タクシーについても検討します。
公共交通機関などの利用の利便性の確保	JRの駅、バス停などのバリアフリー化について、スロープの設置、ベンチや屋根の整備、段差の解消などを交通事業者へ働きかけます。

(4) 経済的負担の軽減

諸手当や生活福祉資金の貸付けなどの制度の周知に努めます。

取り組み	内 容
年金・手当制度の周知	障害基礎年金などの公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当などの各種制度を周知します。
生活福祉資金貸付事業の周知	社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業の周知と利用促進に努めます。
各種割引制度等の周知	税の減免制度、JR等の料金の割引制度、公共施設の利用料や入場料等の割引制度などの周知と利用促進に努めます。

6 雇用・就労の促進

雇用・就労は、障がいのある人の社会的自立に向けて重要な課題であることから、事業主などへの理解と協力を求め、就労を通じて社会参加できるよう施策を推進します。

(1) 障がいのある人の雇用機会の拡大の推進

障がいのある人の雇用機会の拡大、法定雇用率の遵守のため、啓発・協力を呼びかけます。また、公的部門においても障がいのある人の雇用拡大に努めます。

取り組み	内 容
法定雇用率の遵守	法定雇用率の遵守と実雇用率の引き上げに向けて、各種助成措置の周知活用、事業主への指導、協力推進など、公共職業安定所の行う事業に協力し、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。
障がい者雇用の協力	各種会議等において、障がい者雇用の協力を企業などに呼びかけます。また、重度障がい者多数雇用事業所の増加に努めます。
公的部門における障がい者雇用の拡大	市職員の採用については、法定雇用率確保はもとより、他の公的部門も含め障がいのある人の雇用拡大に努めます。

(2) 就労へ向けた支援

公共職業安定所等関係機関と連携し、障がいのある人への就労に向けた相談支援を図ります。

取り組み	内 容
障害者雇用連絡会議への参加	障がいのある人の雇用について、関係機関などの情報交換や個別ケースなどの協議の場とするため、公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会議へ積極的に参加します。
一般就労への支援	一般企業への就労に向けて、就労移行支援事業や就労継続支援A型事業の利用促進を図ります。

(3) 福祉的就労の場の確保

障がいのある人の中には、働く意欲があっても年齢や障がいの程度、特性などのために企業での一般就労が難しい人もいます。福祉的な就労を支援するサービスとして就労継続支援B型事業や地域活動支援センターがあり、これらの福祉的就労の場を確保するとともに就職支援活動を推進します。

取り組み	内 容
就労継続支援B型事業の整備	事業所と連携し、就労継続支援B型事業の基盤整備を進めます。
地域活動支援センター事業の整備	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、生産活動などのサービスを提供します。

(4) 障害者優先調達の推進

障がいのある人の自立促進のため、障がい者就労施設等から物品の購入や、業務の委託などを推進します。

7 日中活動の場の確保

障がいのある人が地域で自分らしく生活するためには、就労だけでなく、主体的に日中活動を選んで利用できるよう、日中活動系サービスや活動の場を確保することが必要です。

(1) 日中活動系サービスの確保

障がいのある人が希望に応じて日中活動を選ぶことができるよう、質・量ともに十分なサービスの確保に努めます。

取り組み	内 容
日中活動系サービスの充実	障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスの基盤整備を進めます。【第5章参照】

(2) 市有施設の有効活用

障がいのある人の日中活動の場として、市有施設の有効活用を図ります。

取り組み	内 容
地域活動支援センターの活用	創作的活動、生産活動の機会等を提供し、日中活動の場とします。
オープンスペースの確保	障がいのある人の相互の交流や仲間づくりができる、自立生活の糧となる場の設置を検討します。

(3) 精神障がいのある人の地域生活支援

精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、日中活動の場の充実に努めるとともに、地域における精神保健福祉の普及啓発に努めます。

また、精神障がいのある人等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要なことから、お互いの悩みを共有・情報交換する家族同士の交流活動への支援の充実にも努めます。

取り組み	内 容
精神障がいのある人の退院促進	医療機関やサービス事業者、関係機関と連携して精神障がいのある人の退院促進に努めます。
日中活動の場の充実	精神障がいのある人が地域の中でさまざまな日中活動を選ぶことができるよう、日中活動系サービスにおける精神障がいのある人の受け入れを促進します。

取り組み	内 容
精神保健知識の普及啓発	社会が精神障がいのある人を受け入れやすくするための精神保健知識の普及啓発に努めます。
地域交流サロンの充実	地域交流サロン「とまり木」及び「色えんぴつ」の利用促進に努めます。

8 子育て支援の充実

障がいのある子どもが地域で安心した生活を続けるためには、保健・医療・福祉・教育分野の関係機関との連携を強化し、乳幼児期から学校卒業後にいたるまでの一貫した相談支援及び療育・教育体制づくりが必要です。

また、学校教育については、特別支援教育が導入され、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育を推進しており、その中核となる教員を特別支援教育コーディネーターとして全校で配置しています。

(1) 障がいのある子どもに対する子育て支援の充実（療育・保育・教育等）

障がいのある子どもについては、障がいをできるだけ早期に把握し、必要な診療や相談、支援が行えるよう努めるとともに、障がいのある子どもの保護者がその障がいを受け止め、障がいの特性にあった子育てや教育が行えるよう、障がいについての情報提供や専門的な相談・指導など、きめ細かな支援を図ります。

また、障がいのある子どもが身近な地域で保育サービスを受けられるよう、体制整備に努めるほか、できる限り地域の学校に通学でき、障がいのない子どもとともに学べる環境づくりを進めるため、県・市による人員の充実や施設の整備に努めます。

取り組み	内 容
療 育 の 充 実	医療、治療、訓練などを必要とする子どもの実態を把握し、関係機関との連携を密にすることにより、すこやかな成長が促進されるよう努めます。
保 育 園、こ ども 園 で の 受 け 入 れ	障がいのある子どもが生まれ育った地域で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園、こども園での受け入れを行います。
障がいのある子どもの幼児期 における保育・教育の充実	園職員を中心とする関係者の研修の充実を図るなど、ニーズに応じた保育・教育を推進します。
幼児期における保育 ・教育の内容の充実	障がいのある子どもの心身の状況の正確な把握に努め、保育内容を充実し、発育が促進されるよう園職員や関係者との連携を強化します。

取り組み	内 容
障がいのある子どもの学校教育の充実	保育園、こども園及び小・中学校が連携を密にし、一貫した教育と指導を進め、全教職員の共通理解と協力体制をつくり、特別支援教育の充実を図ります。
特別支援学級の設置	障がいの種類や程度に応じた特別支援学級の整備、備品の充実を岡山県教育委員会に働きかけます。
インクルーシブ教育の推進	障がいのある・なしに関わらず、誰もが地域で共生できるインクルーシブ教育の環境体制の整備、充実に努めます。
教職員の指導力の向上	特別支援教育コーディネーターが中核となり、研修等により指導力の向上や指導体制の確立に努めます。また、文部科学省や岡山県教育委員会が行う研修・研究会などをはじめ各種の研修に積極的に参加します。
「ことばの教室」の充実	言語に障がいのある子どもの教育について保護者のさまざまな疑問に答えるとともに、その充実を図ります。伊部小学校の「ことばの教室」が、言語の障がいに専門的に対応する東備地区のセンターとして、役割が果たせるよう体制の整備、充実に努めます。
学習内容の充実	障がいのある子ども等の社会体験を豊かにするために、子どもの状況を踏まえた教育課程の編成や学習指導を行います。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりに取り組みます。
地域との交流機会の確保	障がいのある子ども等への理解を促進するために、小・中学校の児童生徒や地域社会の人々と活動を共にし、積極的にふれあう交流の機会を確保します。
子育て支援団体等との連携	地域で活動している子育て支援団体等と連携し、子育てしやすい環境づくりを促進します。

(2) 教育相談、教育支援体制の充実

障がいのある子どもの教育について、専門的な機関や相談体制を確立し、障がいの実態、程度、特性に応じて適正な教育支援が行えるよう努めます。

取り組み	内 容
教育相談の実施	子どもの実態を早期からの的確に把握するとともに、保護者の考え方や意見などを聞き、そのうえで特別な教育的対応の必要性について共通の理解を図っていきます。

取り組み	内 容
教育支援体制の整備	教育支援委員会の活用を図り、障がいのある子ども等の早期実態把握と情報提供、就学相談を行い、就学手続きが円滑に行われるようにします。
園内・校内教育支援委員会の充実	園、学校等における園内就学指導委員会・校内教育支援委員会において、特別支援教育の共通理解、障がいのある子ども等の実態把握や情報交換、適正な就学が行われるよう、今後も学校等へ働きかけます。
進路指導の充実	義務教育を修了した子どもの進路については、高等学校、特別支援学校など、教育や就職の機会が開かれるよう努めます。

(3) 発達障がいへの適切な支援

発達障がいについては、発達障がい者支援コーディネーターを中心に、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。特に、早期発見、早期支援が重要であるため、適切な対応に努めます。

取り組み	内 容
発達障がいのある人への支援	ライフステージを通じた相談支援体制の構築を図るため、発達障がいに対して専門的な知識をもつ発達障がい者支援コーディネーターを配置し、個別の相談や保育園、こども園への巡回などを行い、一貫した専門的な支援に努めます。
発達障がいについての情報提供・啓発	各種広報媒体やパンフレット、保健・保育・教育などの相談事業、講演会などを通して、自閉症スペクトラム症（ASD）や注意欠陥（注意欠如）多動性障がいなどの発達障がいについて情報を提供するとともに、障がいに対する知識の普及と理解促進を図ります。
教職員などへの研修機会の充実	保育園、こども園、小・中学校などを巡回し、教職員等への助言や発達障がいに関する研修会などを実施します。
発達障がいのある子ども等への支援体制づくりの推進	発達障がいのある子ども等が生涯にわたり地域で安心して生活をするために、発達障がい者支援コーディネーターを中心とし、保健・医療・福祉・教育等関係機関の調整を行い、地域で一貫した支援が行われるような体制づくりを推進します。

障がいのある人が積極的に社会参加し、地域の人々と交流を広げることは、生きがいのある充実した生活を送るうえで大変重要です。

このため、障がいのある人が生涯学習やスポーツ活動・文化活動などに自主的に参加できるよう努めます。

(1) 生涯学習の充実

障がいのある人の社会参加を促進するとともに、自己実現や生きがいづくりの場としても重要である生涯学習の充実を図ります。

取り組み	内 容
障がいのある人に対する生涯学習機会の充実	障がいのある人が気軽に生涯学習講座に参加できるよう、講座の運営方法や内容などの充実を図ります。
市主催事業等での手話通訳等の実施	市主催等の研修会や講演会などに手話通訳者や要約筆記者を配置及び派遣します。
図書館事業の充実・整備	点字図書・朗読図書・LLブック等の充実に努めます。地域の障がい者団体や関連機関と連携し、相互のニーズを理解し、情報の共有を図り、イベントや講習会を実施し、地域社会において図書館がインクルーシブな場となることを目指します。

(2) スポーツ・レクリエーションの充実等

豊かなスポーツライフの実現に向けて、障がいのある人を含めた市民一人ひとりがスポーツを楽しみ、スポーツを通して仲間づくりができ、地域交流が深められるよう、イベントの充実など環境整備に努めます。

取り組み	内 容
各種大会、イベントの充実	障がいのある人も楽しく参加できる体験型スポーツフェスティバル等を開催します。
指導者の育成	障がい者スポーツの指導ができる指導者の育成に努めます。
施設のバリアフリー化の推進	市内のスポーツ施設のバリアフリー化を推進し、市民が気軽に利用でき、スポーツが楽しめる施設整備に努めます。
岡山県障害者スポーツ大会への選手団派遣	岡山県障害者スポーツ大会の各種競技へ、市選手団を派遣します。また、事前に参加種目の練習の機会を提供するよう努めます。

(3) 文化活動の参加促進

障がいのある人が、文化活動などを通じて社会参加できるよう、行事の拡充を図ります。

取り組み	内 容
文化行事等の拡充	各種文化教室や行事の拡充を図り、障がいのある人が多く参加できるように努めます。
作品発表機会の充実	「市民ふれあい福祉まつり」等で障がいのある人の作品を展示し、文化活動の活性化に努めます。

10 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、すべての市民が快適に暮らし安心して外出・移動できるよう、今後もバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めることが必要です。

また、施設整備について、障がい者団体などからの意見聴取、協議の場や機会を設けるなどの取り組みも必要です。

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ち、障がいのある人や高齢者をはじめ、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

取り組み	内 容
バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくり	障がいのある人や高齢者をはじめ妊産婦、乳幼児、子どもなどを含むすべての人々が利用しやすいように、公共施設の整備を進めます。また、多くの人々が利用する病院、店舗などの民間建築物、列車、バスなどの公共交通機関などについても啓発広報活動等により整備促進を図ります。
都市計画事業などによる取り組み	都市計画マスタープランにもとづき、障がいのある人に配慮したまちづくりを進めます。

(2) 人にやさしい住宅環境の整備

障がいのある人の生活が住み慣れた地域で快適なものとなるよう、障がいのある人のニーズに対応した住宅環境の整備に努めます。

取り組み	内 容
障がいのある人に配慮した 公 営 住 宅 の 提 供	公営住宅を新たに整備する際には、障がいのある人に配慮したバリアフリー化を図っていきます。また、入居者が市の福祉サービスを利用し住宅改修を希望される場合には、柔軟に対応します。
グループホームなどの整備	福祉事業者へ、グループホームなどの整備について働きかけます。
歩 行 空 間 の 整 備	歩道の拡幅や段差の解消の際には、障がいのある人の意見を聞きながら快適な歩行空間の整備に努めます。

(3) 人にやさしい建築物等の整備

バリアフリーやユニバーサルデザインの視点による建築物等の整備を進めます。

取り組み	内 容
官公庁施設のバリア フ リ ー 化 の 推 進	官公庁施設については、バリアフリー法や岡山県福祉のまちづくり条例に適合した施設の整備を図ります。
建築物のバリアフリー化	不特定多数の者が利用する民間建築物については、バリアフリー法及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づく基準などを、各種広報媒体を利用して建築主、建築士、住民への周知を図り、バリアフリー化を促進します。

(4) 観光施設の整備

市には備前焼や旧閑谷学校など多くの観光資源があり、大勢の観光客が訪れるため、障がいのある人や高齢者に配慮した施設整備を進めます。

取り組み	内 容
観 光 施 設 の 整 備	多目的トイレの整備や施設等のバリアフリー化を進めます。

11 防犯・防災対策

福祉、保健、医療、防災、警察等の関連する各部門が連携し、地域の防犯・防災対策の充実を図り、障がいのある人が安全に生活できる環境づくりを進めることが必要です。

(1) 防犯・防災知識の普及

障がいのある人が安心して地域での生活を送ることができるよう、障がいのある人に対して防犯・防災知識の普及と啓発を図るとともに、地域の防犯体制の確立に努めます。

取り組み	内 容
防 犯 ・ 防 災 知 識 の 普 及 、 啓 発	地域住民やボランティア、関係機関などとの連携のもと、防犯・防災知識や、災害・事故が発生した場合の障がいのある人の援助に関する意識啓発と知識の普及を図ります。
自主防災組織の育成	地域における自主防災組織の育成を進めます。
地域における連携の強化	地域住民、警察署、消防署、消防団、ボランティアの適切な協力が得られるよう、それぞれの団体で各地域の障がいのある人の把握ができるようにします。
消費者としての利益擁護 ・増進のための情報提供	講習会や広報などにより、違法な訪問販売をはじめとする悪質商法等の情報を提供します。
地域安全・防犯体制の構築	障がいのある人や高齢者をあたたかく包む地域ぐるみのネットワークによる地域安全・防犯体制の構築を目指します。 また、福祉事業所等に対し、防犯体制の整備を働きかけます。

(2) 防災体制の確立

備前市地域防災計画に基づき、障がいのある人や高齢者等の避難行動要支援者への災害時の支援に努めます。

取り組み	内 容
避 難 場 所 の 整 備	関係機関と連携して、避難行動の困難な障がいのある人に配慮した避難場所の確保に努めます。 また、福祉避難所についても障がい者利用の観点から検討し充実を図ります。
安心・安全の体制づくり	火災、急病、突発的な事故などの災害に迅速に対応できるよう、緊急通報システムの整備や継続的な意識啓発と、地域連帯による実効的な互助システムの整備に取り組みます。 また、聴覚障がいのある人を対象にした東備消防署の119FAXの利用啓発に努めます。
避難行動要支援者に配慮した備前市地域防災計画等の作成	各々の特性に十分配慮した個別の避難計画や地域防災計画を作成し、関係者に配布するとともに、防災訓練の実施などに努めます。

第5章 第7期障がい福祉計画

1 障がい福祉サービスの提供体制の整備について

障がい福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、計画の基本理念、基本的な考え方を踏まえ、次の点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

◆施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人が、地域の中で自立した生活を営むことができるように、グループホーム等の充実を図るなど、福祉施設等の入所や入院から地域生活への移行を促進します。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

◆地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、市又は地域自立支援協議会圏域で利用できるよう、基盤整備を進めたいうで、運用状況の検証及び検討に取り組みます。

◆就労移行の促進

就労移行支援事業等の推進や、就業面と生活面での一体的な支援体制の整備等により、福祉施設から一般就労への移行推進に取り組みます。

◆相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施と相談支援体制の強化に向けた体制確保に取り組みます。

◆障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービスの質の向上を図るための体制構築に取り組みます。

2 令和8年度における目標値の設定

本計画では、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援について、国の基本指針に則し、令和8年度における目標値を設定します。

ただし、この数値目標の推進にあたっては、あくまで居住の場の選択は障がいのある人の意向が基本となるものであり、福祉施設への入所を必要とされる人には適切な入所サービスが提供されるべきものであることに留意するものとします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者に対する地域生活への移行を6%以上進めることとしているほか、施設入所者数の5%以上を削減することを目指すとしています。

本市の令和4年度末現在の施設入所者数は36人となっています。市では国の指針に基づき、

令和 8 年度末までに現在の施設入所者の 6%以上がグループホームや一般住宅等の地域生活に移行することを目指し、3 人をその目標とします。また、令和 8 年度末時点における施設入所者数を、令和 4 年度末時点から 5%以上削減した 34 人とすることを目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和 4 年度末時点の福祉施設入所者数 (A)	36 人	
令和 8 年度末時点の利用人数の見込数 (B)	34 人	
差引減少見込み数 (A) - (B)	2 人 (5.6%)	国目標：5%以上
施設入所からの地域移行者数	3 人 (8.3%)	国目標：6%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

市では、精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、令和 8 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を市又は圏域において整備することを目標とします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

国の基本指針では、障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、市町村又は各圏域に 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

また、コーディネーターの配置などによる効率的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築をすることとしています。あわせて、強度行動障がいのある人に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

市では、令和 8 年度末までに、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等を、市又は圏域において 1 か所整備したうえで、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。また、強度行動障がいのある人に関する支援ニーズを把握するとともに、その支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

○福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和 8 年度末までに一般就労に移行する人数を、令和 3 年度の移行実績の 1.28 倍以上を目指すこととしています。また、一般就労に移行する人数のうち①就労移行支援事業の利用者を 1.31 倍以上、②就労継続支援 A 型事業利用者を 1.29 倍以上、③就労継続支援 B 型利用者を 1.28 倍以上を目指すとしています。

本市の令和 3 年度の福祉施設から一般就労への移行実績は 1 人となっています。市では国の指針に基づき、令和 8 年度末までに 2 人（実績の 2.0 倍）以上、就労移行支援事業の利用者

を1人以上、就労継続支援A型の利用者を1人以上、就労支援B型の利用者を1人以上とすることを目標とします。

項目	数値	備考
令和3年度中に福祉施設を退所し一般就労した人の数	1人	
令和8年度中に福祉施設を退所し一般就労する人の見込み数	2人 (2倍)	国目標：1.28倍以上
うち移行支援事業利用者	1人 (一倍)	国目標：1.31倍以上
うち就労継続支援A型利用者	1人 (一倍)	国目標：1.29倍以上
うち就労継続支援B型利用者	1人 (一倍)	国目標：1.28倍以上

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	国目標：50%

○就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和8年度までに就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上を目指すこととしています。

本市の令和3年度の就労定着支援事業利用者数は7人となっています。市では国の指針に基づき、令和8年度末までに10人（実績の1.43倍）以上が移行することを目標とします。

項目	数値	備考
令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	10人	国目標：1.41倍以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	国目標：25%以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を整備することとしています。

市では、基幹相談支援センターを活用して、相談支援体制の充実・強化等をするとともに地域の相談支援を強化することを目標とします。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに、市町村において、障がい福祉サービスの質を向上

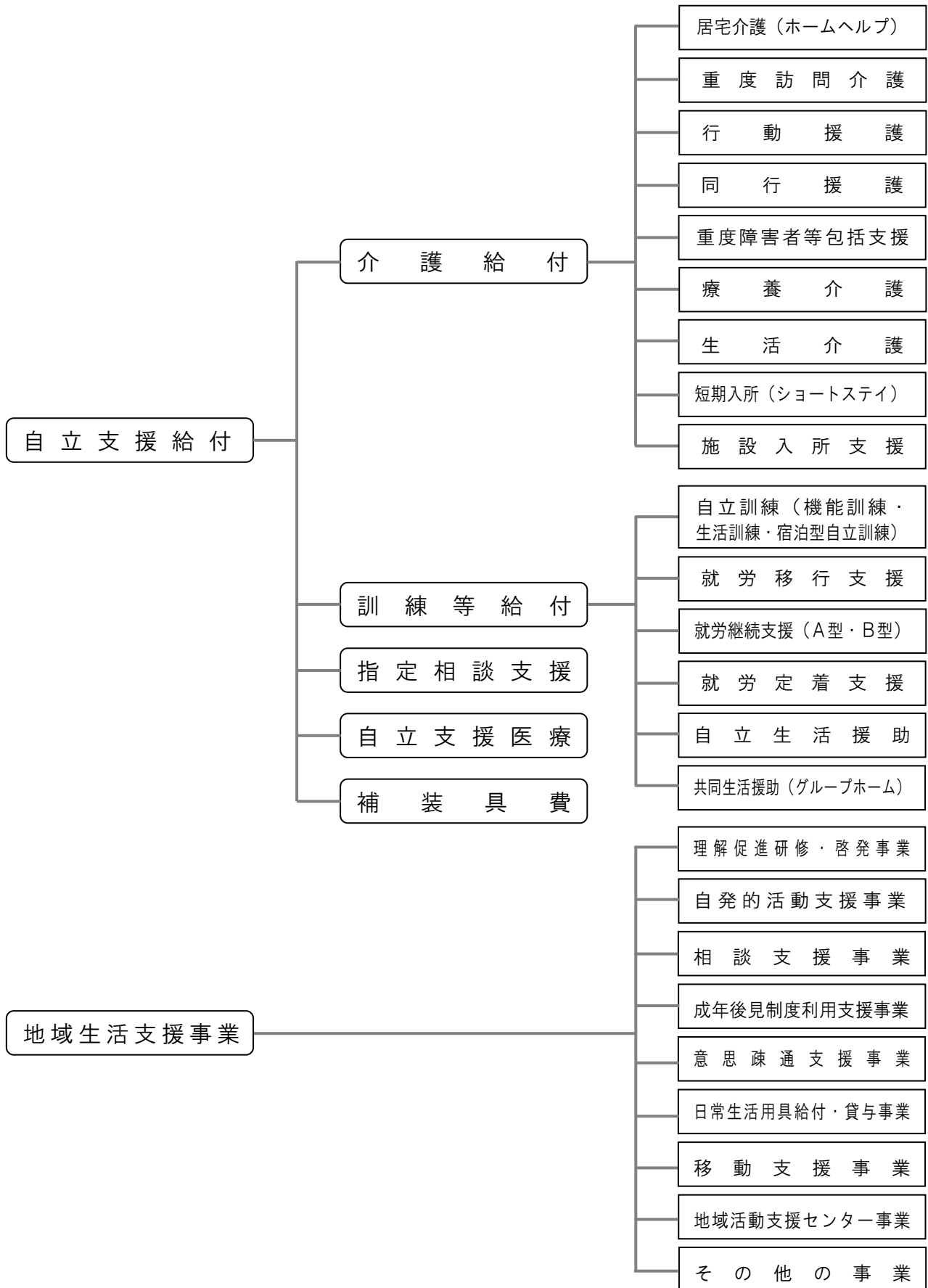
させるための取組に関する事項として、①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、②障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有を実施する体制を構築することとしています。

市では、①については、県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修に積極的に参加し、②については、請求の過誤を削減するためサービス事業所等と情報を共有する体制を構築することを目標とします。

.....

【目標達成に向けて】

- グループホームの整備に向けて県と連携を図り、事業所等へ働きかけをしていきます。
 - 障がいのある人の公営住宅への入居については優遇措置がとられており、今後も引き続き実施します。
 - 民間賃貸住宅における物件探しから入居までの支援体制の整備に努めます。
 - 賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望するものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。
 - 指定一般相談支援の地域相談支援について、長期入院等をしている障がいのある人の情報収集と適切な支給決定により、地域移行を進めます。
 - 東備自立支援協議会を活用し、地域生活支援拠点等を整備するとともに、運用状況の検証及び検討に取り組みます。
 - ハローワークや関係機関との連絡を密にし、各種就労に関する制度の周知や施策の連携に努めます。
 - 基幹相談支援センターを活用し、様々なニーズに対応できる相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業所のスキルアップを目指し、地域全体の相談支援体制の充実に取り組みます。
 - 県等が実施する研修を活用し、近隣市町と情報を共有する体制を構築することで、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。
-



4 訪問系サービスの見込み

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅介護では、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。

(3) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がいのある人に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。

(4) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護など必要な援助を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がいのある人等に対して、介護の必要の程度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供します。

【訪問系サービスの見込み量】

区 分	単 位		R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	居 宅 介 護 (ホ-ムヘルプ)	実利用人数	人/月	52	50	50	50
サービス量		時間/月	503	510	510	510	510
重 度 訪 問 介 護	実利用人数	人/月	1	2	2	2	2
	サービス量	時間/月	67	200	200	200	200
行 動 援 護	実利用人数	人/月	1	1	1	1	1
	サービス量	時間/月	12	12	12	12	12
同 行 援 護	実利用人数	人/月	2	2	2	2	2
	サービス量	時間/月	26	25	25	25	25
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	実利用人数	人/月	0	0	0	0	0
	サービス量	時間/月	0	0	0	0	0

※障害者総合支援法施行後の数値を基礎として、令和6年度から平令和8年度までの見込み量を推計しています。
 ※令和5年度は実績見込み数値です。

.....

【見込み量と実績及び今後の見込み等の考察】

訪問系サービスは、人数、量とも横ばいとなっています。新規の利用希望もありますが、障がい者の高齢化に伴う介護保険への移行や、施設への入所者も増加していることが要因と考えられます。

今後も介護保険への移行が増え、サービス量が減少する一方で、高齢化に伴う障がいの重度化により、介護保険利用者への給付も増加すると見込んでいます。

.....

.....

【今後のサービス見込み量確保のための方策】

- ホームヘルパーに対して、講座・講習などへの受講を奨励し、専門的人材の確保に努めます。
 - サービス等利用計画により、適切な時間数のモニタリングを行います。
 - 介護保険関係機関と連携し、高齢障がい者へのサービス提供を適切に行います。
-

5 日中活動系サービスの見込み

(1) 療養介護

医療を必要とする障がいのある人で常時介護を必要とする人に対して、主に昼間に病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供します。

(2) 生活介護

常時介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間に障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護や、生産活動、創作的活動の機会等を提供します。

(3) 自立訓練

障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練等を提供します。自立訓練は、機能訓練と生活訓練に分けられています。

(機能訓練)

身体障がいのある人のリハビリテーションや、身体機能の維持・回復などを行います。

(生活訓練)

知的障がいのある人及び精神障がいのある人の生活能力の維持・向上などを行います。

(宿泊型自立訓練)

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人等の地域移行に向け、一定期間居住の場を提供し、帰宅後における生活能力の維持・向上などを行います。

(4) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。

(5) 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。

(6) 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。この事業には、A型（雇用型）とB型（非雇用型）の2種類があります。A型は雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる、65歳未満の障がいのある人を対象としています。B型は雇用契約に基づく就労が困難であると見込まれる、障がいのある人を対象としています。

(7) 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて、新たに通常の事業所に雇用された障がいのある人に対して、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な支援として、事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行います。

(8) 短期入所

居家で介護している介護者の疾病等により、障がい者支援施設等への短期間の入所による日常生活の支援などを行います。

【日中活動系サービスの見込み量】

区 分	単 位		R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	療 養 介 護	実利用人数	人	8	8	8	8
生 活 介 護	実利用人数	人/月	89	90	90	90	90
	サービス量	人日/月	1,633	1,650	1,650	1,650	1,650
自立訓練（機能訓練）	実利用人数	人/月	0	0	0	0	0
	サービス量	人日/月	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用人数	人/月	6	10	10	10	10
	サービス量	人日/月	49	100	100	100	100
宿泊型自立訓練	実利用人数	人/月	1	1	1	1	1
	サービス量	人日/月	17	20	20	20	20
就 労 移 行 支 援	実利用人数	人/月	10	10	10	11	12
	サービス量	人日/月	111	110	110	120	130
就 労 選 択 支 援	実利用人数	人/月	-	-	1	2	3
	サービス量	人日/月	-	-	2	4	6
就 労 継 続 支 援 A 型	実利用人数	人/月	69	70	70	71	72
	サービス量	人日/月	1,184	1,200	1,200	1,250	1,300
就 労 継 続 支 援 B 型	実利用人数	人/月	119	110	110	115	120
	サービス量	人日/月	1,694	1,700	1,700	1,750	1,800
就 労 定 着 支 援	実利用人数	人	5	7	8	9	10
短期入所（福祉型）	実利用人数	人/月	16	15	15	16	17
	サービス量	人日/月	49	40	40	45	50
短期入所（医療型）	実利用人数	人/月	2	2	2	2	2
	サービス量	人日/月	2	2	2	3	4

※障害者総合支援法施行後の数値を基礎として、令和6年度から令和8年度までの見込み量を推計しています。
 ※令和5年度は実績見込み数値です。

.....

【見込み量と実績及び今後の見込み等の考察】

就労継続支援B型事業所は利用者が増えています。また就労移行支援事業については、従来のニーズに加え、離職後の職場復帰を目的とする利用が増加しています。

今後も日中活動系サービスについては利用者及び事業所が増えるものと考えられますので、サービス量の増加を見込んでいます。

.....

.....

【見込み量確保のための方策】

- 事業所の参入・移行を促進し、必要とされるサービス量の確保を図ります。
 - 自立支援協議会や相談支援事業所と連携し、サービスの利用促進を行います。
 - 地域拠点等整備事業を活用し、現在ある地域資源の質の向上に努めます。
-

6 居住系サービスの見込み

(1) 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人が、居宅等における自立した生活を営むうえでのさまざまな問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の援助を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間に共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の援助を行います。

(3) 施設入所支援

施設入所者を対象に、主に夜間に行われる日常生活上の支援を行います。

【居住系サービスの見込み量】

区 分	単 位		R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	実利用人数	人/月	0	1	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	実利用人数	人/月	78	80	80	81	82
施設入所支援	実利用人数	人/月	36	35	35	34	34

※障害者総合支援法施行後の数値を基礎として、令和6年度から令和8年度までの見込み量を推計しています。
 ※令和5年度は実績見込み数値です。

.....
【見込み量と実績及び今後の見込み等の考察】

居住系サービスは、親の高齢化に伴い利用者が増加しています。また矯正施設退所後の障がい者も増加しています。

今後もこの傾向が続くと見込まれるため、居住系サービス全体のサービス量は増加していくものと見込んでいます。

.....

.....
【見込み量確保のための方策】

○グループホームの整備が促進されるよう、関係機関へ働きかけます。

○自立生活援助の利用を促進し、施設利用者の地域移行を促進します。

.....

7 指定特定・一般相談支援の見込み

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人について、支給決定時のケアマネジメントのために、指定特定相談支援事業所などがサービス等利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。さらに、定期的なモニタリングを行うことで、支給決定されたサービスの有効性を確認します。

また、地域相談支援として、長期に入院や入所をしている障がいのある人の退院促進を支援するサービスを行っています。

【指定相談支援の見込み量】

区 分	単 位		R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実利用人数	人/月					
指定特定相談支援（計画相談支援）	実利用人数	人/月	78	80	80	85	90
指定一般相談支援（地域移行支援）	実利用人数	人/月	1	1	1	2	3
指定一般相談支援（地域定着支援）	実利用人数	人/月	6	1	1	2	3

※指定特定相談支援は、サービス等利用計画を作成するための相談支援で、指定一般相談支援は、入院・入所している障がい者の地域移行を目的とした相談支援です。

※障害者総合支援法施行後の数値を基礎として、令和6年度から令和8年度までの見込み量を推計しています。

※令和5年度は実績見込み数値です。

【見込み量と実績及び今後の見込み等の考察】

計画相談の普及率が向上したため、利用者が増加しています。

今後もサービス利用者の増加に伴い、利用人数も増加すると見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

○サービス等利用計画作成の増加に対応できるよう、指定相談支援事業所の体制整備に努めます。

○自立支援協議会や地域拠点等整備事業と連携し、相談支援の質の向上を図ります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が、地域で安心して楽しく暮らせるよう、交流の場の一つである市民ふれあい福祉まつり等への参加を促進し、障がいを正しく理解し、虐待などを防ぎ、権利擁護意識を高める啓発活動や要援護者サポート研修等を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業**ア 障害者相談支援事業**

○障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援を行います。

○民間の社会資源を活用しながら、相談支援事業所と連携をとり、サービスの向上を目指します。

○虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

○地域自立支援協議会において、相談支援事業を効果的に実施するため、関係機関との連携を強化します。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師等の専門的職員を配置し、専門的な相談支援を必要とする困難ケース等への対応、相談支援事業者等に対する専門的な相談、助言を行うなど、相談支援機能の強化を図ります。また、アウトリーチ支援を実施します。

ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする判断能力の不十分な重度の知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、成年後見制度の申立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣による支援事業を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人（児童を含む）に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

(9) 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、障がいに対する普及啓発や相談支援、自立に向けた機能訓練などを通じて、障がいのある人と社会との交流を促進し、地域生活を支援します。

(10) その他の事業

ア 日常生活支援事業

◆生活訓練等事業

障がいのある人等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

イ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

ウ 社会参加促進事業

◆スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会への参加を促進します。

◆手話・要約筆記奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得する要約筆記奉仕員を養成します。

◆自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

【地域生活支援事業の見込み量】

区 分	単 位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	件/年間	4	4	4	4	4
(2) 自発的活動支援事業	件/年間	3	2	2	2	2
(3) 相 談 支 援 事 業						
ア. 相 談 支 援 事 業						
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1
	件/年間	2,431	2,500	2,550	2,600	2,650
地域自立支援協議会	団体	1	1	1	1	1
イ. 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
ウ. 住宅入居等支援事業	箇所	0	1	1	1	1
	件/年間	0	5	5	5	5
(4) 成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1	1	1
	件/年間	3	4	5	7	7
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(6) 意 思 疎 通 支 援 事 業						
ア. 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件/年間	4	10	10	10	10
イ. 手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(7) 日常生活用具給付等事業						
ア. 介護・訓練支援用具	件/年間	1	3	3	3	3
イ. 自立生活支援用具	件/年間	1	3	3	3	3
ウ. 在宅療養等支援用具	件/年間	4	5	5	5	5
エ. 情報・意思疎通支援用具	件/年間	2	5	5	5	5
オ. 排泄管理支援用具	件/年間	783	800	800	800	800
カ. 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年間	1	1	1	1	1

区 分	単 位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
(8) 移動支援事業	箇所	9	10	11	12	13
	人/月間	27	30	31	32	33
	時間/月間	84	90	95	100	105
(9) 地域活動支援センター事業						
ア. 地域活動支援センター	利用者人/月間	2	4	4	4	4
イ. 障害者地域活動支援センター (基礎的事業)	箇所	0	0	0	1	1
	利用者人/月間	0	0	0	10	10
(10) その他の事業						
ア. 日常生活支援事業						
日中一時支援事業	回/年間	590	600	610	620	630
	利用者人/年間	9	10	11	12	13
イ. 社会参加促進事業						
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回	0	1	1	1	1
	利用者人/年間	0	100	100	100	100
ウ. 特別支援事業						
手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有	有	有

※障害者総合支援法施行後の数値を基礎として、令和6年度から令和8年度までの見込み量を推計しています。
 ※令和5年度は実績見込み数値です。

.....

【見込み量と実績及び今後の見込み等の考察】

相談支援事業は、相談件数が年々増加しています。障害福祉サービスでの計画相談支援利用者の増加や、多様な障がいに対する専門的な相談体制が求められていると考えられます。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については実施できていない年度もあるため、事業を安定的に実施でき、社会参加の機会を増やすことが今後も求められています。

成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業については、権利擁護の普及啓発により利用者が増加しています。今後も利用者は増加傾向になることから権利擁護体制の拡充が必要になります。

.....

.....

【見込み量確保のための方策】

○相談支援事業は、相談内容について、発達障がいや高齢障がい者への対応など、多種多様化しています。

今後も自立支援協議会や地域拠点等整備事業を活用し、専門性を高め、相談支援の質の

向上に努めます。

○成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業については、意思決定支援の充実に伴い、増加傾向にあります。特に成年後見制度法人後見支援事業については、社会福祉協議会を中心に備前市での実施に向けて整備を進めます。

○障がいのある人のコミュニケーションに配慮した施策を推進していきます。

.....

9 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込み

引き続き、保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催し、多職種が連携した重層的な連携体制を構築します。

【協議の場の開催回数の見込み】

区 分	単位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
協議の場の開催回数	回	5	6	6	6	6

【協議の場への関係者の参加者数の見込み】

区 分	単位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
保健関係者	人	2	3	3	3	3
医療関係者	精神科	1	2	2	2	2
	精神科以外	0	0	0	0	0
福祉関係者	人	7	4	4	4	4
介護関係者	人	0	1	1	1	1
当事者及び家族等	人	1	1	1	1	1

【協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み】

区 分	単位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	1	1	1	1

【精神障がい者の地域移行支援等の見込み】

区 分	単位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者	人	2	2	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援利用者	人	0	1	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者	人	19	20	20	20	20
精神障がい者の自立生活援助利用者	人	0	1	1	1	1
精神障がい者の自立訓練利用者	人	4	5	5	5	5

【見込み量と実績及び今後の見込み等の考察】

東備地域自立支援協議会の精神部会で年6回協議を行っています。引き続き、多職種が連携した重層的な連携体制の構築に努めます。また、協議内容により、協議会に参加している介護関係者や当事者家族等に参加を求め、支援体制の強化に努めます。

10 相談支援体制の充実・強化の取組の見込み

基幹相談支援センターを活用し、一般相談では対応が困難な事例に対し、総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化に努めます。また、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを実施するとともに、これらの取り組みを実施するために必要な体制を確保します。

【総合的・専門的な相談支援の実施の有無】

区 分	単位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	有	有	有	有	有

【地域の相談支援体制の強化】

区 分	単位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	件	24	24	24	24	24
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	4	4	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	12	12	12	12	12

区 分	単位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
個別事例の支援内容の検証実施回数	回	-	6	6	6	6
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	12	12	12	12	12
協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	団体	8	8	8	10	10
協議会の専門部会の設置数	部会	6	6	6	6	6
協議会の専門部会の協議回数	回	40	40	40	40	40

11 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の見込み

障がい福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加して職員のスキルの向上を図るとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を実施する体制の構築を目標とします。

【各種研修への参加見込人数】

区 分	単位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
各種研修への参加見込人数（延べ）	人	10	20	20	20	20

【障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有】

区 分	単位	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業所や関係自治体と共有する体制の有無	実施の有無	無	無	無	無	有
事業所や関係自治体と共有する回数	回	0	0	0	0	1

12 発達障がい者等支援の取組の見込み

発達障がい者及び発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及び家族等への支援が重要ですので、支援体制の充実を図ります。

【発達障がい者等に対する支援の見込み量】

区 分	単 位		R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数（保護者）	実利用人数	人	5	5	10	10	10
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 実施者数（支援者）	人数	人	3	3	3	3	3
ペアレントメンターの人数	人数	人	2	2	2	2	2
ピアサポートの活動への 参加人数	実利用人数	人	5	5	5	5	5

【見込み量と実績及び今後の見込み等の考察】

- 発達障がい者等の早期発見・早期支援のための支援が求められています。
- 圏域でペアレントトレーニングを実施できるように準備を進めています。
- 継続的に支援が行える体制を整える必要があります。

【見込み量確保のための方策】

- 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、圏域でペアレントトレーニング等の支援を実施します。
- 発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かして、同じ悩みを抱える保護者等に対して情報提供等を行うペアレントメンターを養成します。
- 同じ悩みを持つ当事者同士や発達障がい児を持つ保護者同士等が集まる場を提供します。

第6章 第3期障がい児福祉計画

1 障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備について

障がいのある子どもへの支援の提供体制の確保にあたっては、計画の基本理念、基本的な考え方を踏まえ、次の点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

◆障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもについては、保育、教育等の利用状況等を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保育・保健・医療・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある子ども及びその家族が、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を受けられる体制の構築が重要とされています。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健・医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備などが考えられます。

2 令和8年度における目標値の設定

本計画では、障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備について、国の基本指針に則し、令和8年度における目標値を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターを、市町村ごと又は圏域ごとに、少なくとも1か所以上設置することとしています。

市では、令和8年度末までに、市又は東備地域自立支援協議会圏域（以下「圏域」という。）において児童発達支援センターを1か所整備することを目標とします。

(2) 障がい児における重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することを基本としています。

市では、令和8年度末までに、関係機関と連携を取りながら体制を整備することを目標とします。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することとしています。

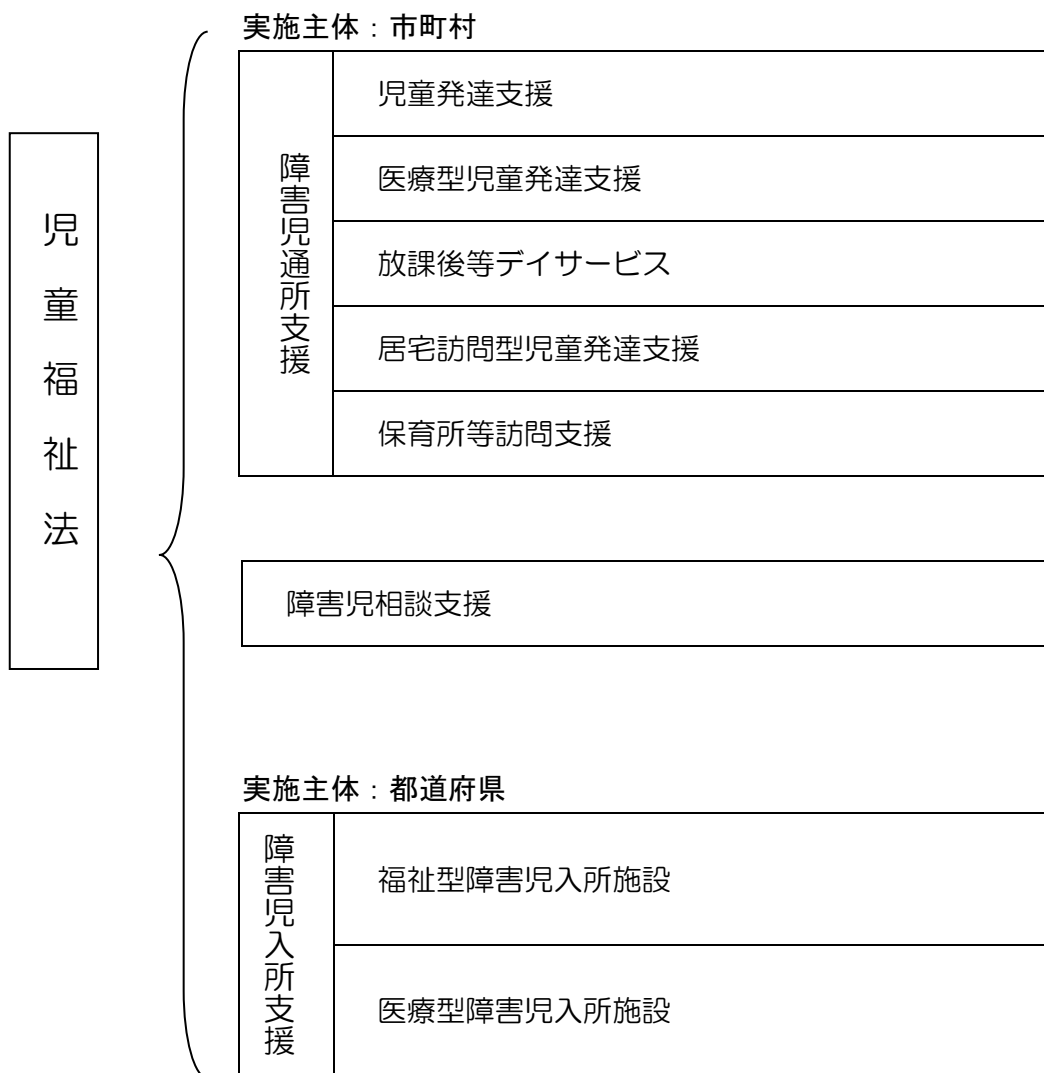
市では、現在ある重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と連携し、支援のさらなる充実を図ります。

（４）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、各市町村又は圏域において、保育・保健・医療・教育・福祉等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、令和８年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することとしています。

市では、医療的ケア児支援のため、市又は圏域において、保育・保健・医療・教育・福祉等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、令和８年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

-
- 【目標達成に向けて】
 - 児童発達支援センターの設置については、県などの関係機関と連携を図り、事業所等へ働きかけます。
 - 保育所等訪問を活用しながら、事業所等・教育・保育機関との連携に努めます。
 - 重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、すでに１か所ありますが、支援の拡大にむけて事業所への情報提供や情報交換など、今後も連携強化を図ります。
 - 医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場の設置については、保育・保健・医療・教育・福祉等の関係機関との連携強化に努めます。
 - 医療的ケア児に関するコーディネーターを配置については、市内の相談支援事業所それぞれに１名以上の配置できるよう働きかけを行います。
-



4 障がいのある子どもへの支援の見込み

(1) 障がい児通所支援

ア 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供します。

イ 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められる障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を提供します。

ウ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもに、学校の授業終了後や学校の休校日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を提供します。

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより、外出することが困難な障がいのある子どもに対して、自宅にて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供します。

オ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。

【障がいのある子どもへの通所支援の見込み量】

区 分	単 位		R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	児 童 発 達 支 援	実利用人数	人/月	36	35	35	36
サービス量		人日/月	163	160	160	165	170
医 療 型 児 童 発 達 支 援	実利用人数	人/月	0	0	0	0	0
	サービス量	人日/月	0	0	0	0	0
放 課 後 等 デ イ サービス	実利用人数	人/月	100	100	100	105	110
	サービス量	人日/月	535	530	530	535	540
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	実利用人数	人/月	0	0	0	0	0
	サービス量	人日/月	0	0	0	0	0
保 育 所 等 訪 問 支 援	実利用人数	人/月	1	1	1	1	1
	サービス量	人日/月	1	1	1	1	1

※障害者総合支援法施行後の数値を基礎として、令和6年度から令和8年度までの見込み量を推計しています。
※令和5年度は実績見込み数値です。

.....

【見込み量と実績及び今後の見込み等の考察】

発達障がいやその疑いのある子どもの療育希望の増加に伴い、サービス量が増加しています。現在も利用希望はあるものの、事業所の空きがなく利用できていない子どももいるため、今後のサービス量は増加するものと見込まれます。また保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援についても利用ニーズはあるため、事業所が増加すれば利用者が増加すると見込んでいます。

.....

.....

【見込み量確保のための方策】

- サービス量の確保ができるよう、関係機関と連携し、施設整備を促進します。
 - 発達障がい者支援事業者と連携して障がいのある子ども・保護者支援を充実させ、サービス利用の啓発を行います。
-

(2) 障がい児相談支援

障がいのある子どもについて、障がい福祉サービスを利用するため、子どもの心身の状況や環境、子ども又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直しを行います。

【障がいのある子どもへの相談支援の見込み量】

区 分	単 位		R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実利用人数	人/月					
障 害 児 相 談 支 援	実利用人数	人/月	35	35	35	36	37
医 療 的 ケ ア 児 支 援 調 整 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 数	実利用人数	人/月	0	0	0	1	1

※障害者総合支援法施行後の数値を基礎として、令和6年度から令和8年度までの見込み量を推計しています。
 ※令和5年度は実績見込み数値です。

.....

【見込み量と実績及び今後の見込み等の考察】

- サービス提供事業所の増加に伴い、利用者は増加しています。
 - 今後もサービス利用者が増加すると見込まれることから相談支援の利用者も増加すると見込んでいますが、相談支援員数は十分とは言えません。
-

.....

【見込み量確保のための方策】

- 相談支援事業所と連携と取りながら、相談支援員の増員を促すと共に、相談支援業務の効率化も目指します。
-

第7章 計画の推進体制

1 地域自立支援協議会の活動の充実

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、個々人にあった福祉サービスを適切に組み合わせて利用するための相談支援体制の構築が必要です。

このため、中立かつ公平な立場で障がいのある人や家族の相談に応じるとともに、困難事例にも対応できるよう、当事者や家族、福祉関係行政機関、相談支援事業者、障がい者関係団体等の幅広い分野から構成された東備地域自立支援協議会を設置し、ネットワークの構築を図っています。

このネットワークを利用して、ケア会議の開催件数を増やす、地域資源の再確認や開発を行うなどの活動で、障がいのある人の地域での生活が充実したものになるよう努めます。

また、地域や児童、生徒、学生などにも障がいや障がいのある人を取りまく現状を知ってもらうために、啓発などの活動にも取り組みます。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、備前市障害福祉計画策定委員会や東備地域自立支援協議会において、計画の進捗状況について評価を行います。また、評価結果は市民に公表し、進捗管理の透明性を図ります。

3 関係機関・団体との連携

(1) 市民や関係団体との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がいのある人の団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、東備地域自立支援協議会など多くの地域関係団体の協力が必要です。

それら関係団体と相互に連携を図り、計画を推進します。

(2) 国・県との連携

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行います。

資料1 アンケート結果の概要（障がい者福祉について）

【調査実施の概要】

実施時期：令和5年7月

調査対象：備前市内に居住する18歳以上の障がい福祉に関わる人（無作為抽出）

回収率：53.1%（121件/228件）

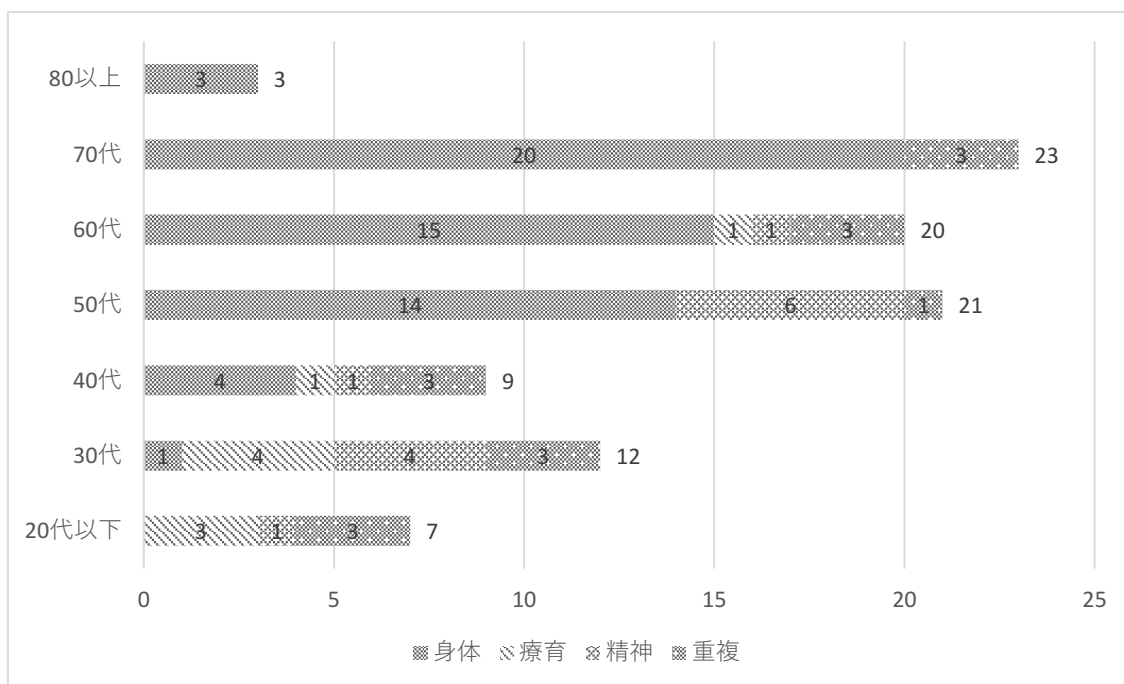
【調査結果の概要】

問1 アンケート回答者

本人	69人	72.6%
本人の家族	22人	23.2%
家族以外の介助者	4人	4.2%
合計	95人	100.0%

問2 年齢

20代以下	7人	7.3%
30代	12人	12.6%
40代	9人	9.5%
50代	21人	22.1%
60代	20人	21.1%
70代	23人	24.2%
80以上	3人	3.2%
合計	95人	100.0%

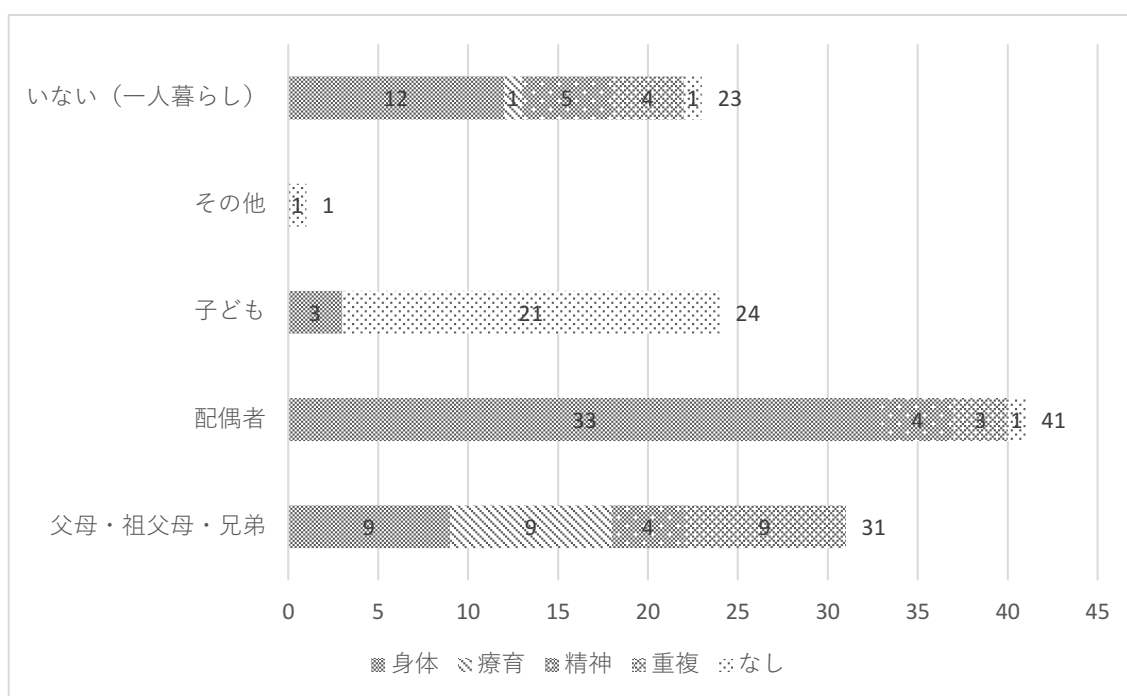


問3 お住いの地域

旧備前地域	64 人	68.1 %
日生地域	14 人	14.9 %
吉永地域	13 人	13.8 %
その他	3 人	3.2 %
合計	94 人	100.0 %

問4 一緒に暮らしている人はどなたですか (重複可)

父母・祖父母・兄弟	31	25.8 %
配偶者	41	34.2 %
子ども	24	20 %
その他	1	0.8 %
いない (一人暮らし)	23	19.2 %
合計	120	100.0 %



問5 現在受けている医療ケア

(重複可)

気管切開	1	1.6 %
吸入	2	3.2 %
吸引	1	1.6 %
胃ろう・腸ろう	4	6.3 %
透析	11	17.4 %
カテーテル留置	1	1.6 %
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	2	3.2 %
服薬管理	26	41.3 %
その他	15	23.8 %
合計	63	100.0 %

その他：網膜色素変性症、ペースメーカー、リハビリテーション、精神科、整形

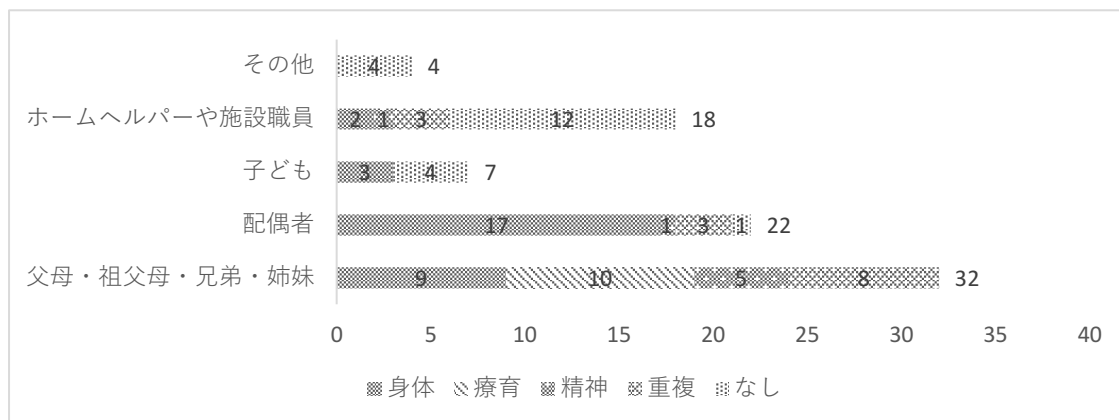
問6 日常生活に必要な支援

(重複可)

	不要	一部必要	全部必要	合計
食事	60	18	7	85
	71 %	21 %	8.2 %	
トイレ	67	11	7	85
	79 %	13 %	8.2 %	
入浴	65	9	11	85
	77 %	11 %	13 %	
着替え	65	9	11	85
	77 %	11 %	13 %	
身だしなみ	60	16	9	85
	71 %	19 %	11 %	
家の中の移動	75	4	6	85
	88 %	4.7 %	7.1 %	
外出	43	26	16	85
	50.6 %	31 %	19 %	
家族以外とコミュニケーション	59	15	11	85
	69 %	18 %	13 %	
お金の管理	53	14	18	85
	62 %	17 %	21 %	
薬の管理	58	12	15	85
	68 %	14 %	18 %	

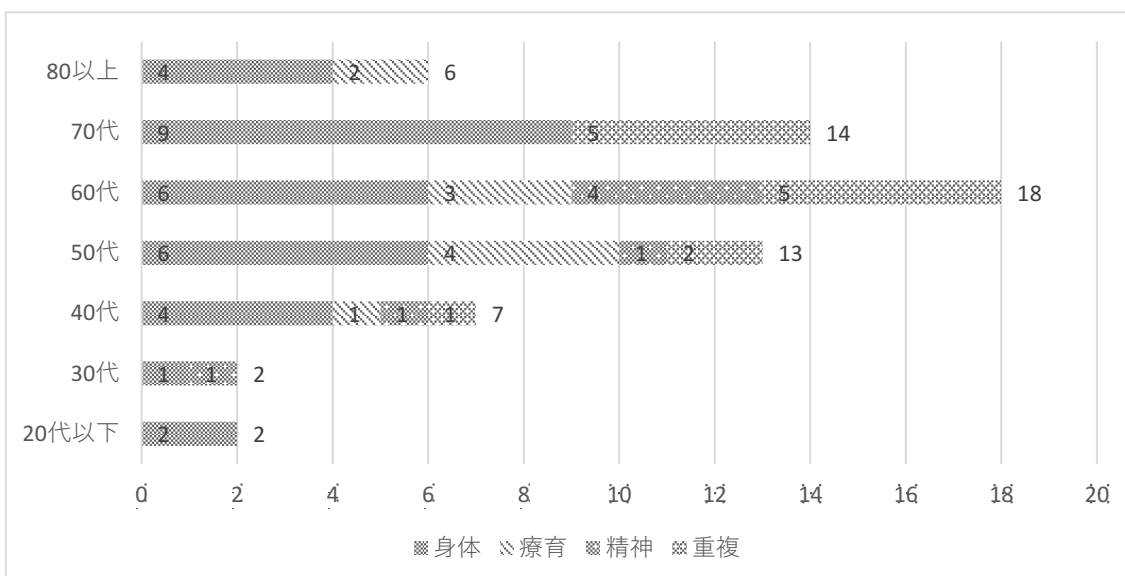
問7 支援してくれる人は主に誰ですか

父母・祖父母・兄弟・姉妹	32	39 %
配偶者	22	27 %
子ども	7	8.4 %
ホームヘルパーや施設職員	18	22 %
その他	4	4.8 %
合計	83	100.0 %



問8-① 支援してくれる家族で中心の人は

20代以下	2人	3.2 %
30代	2人	3.2 %
40代	7人	11.3 %
50代	13人	21.0 %
60代	18人	29.0 %
70代	14人	22.6 %
80以上	6人	9.7 %
合計	62人	100.0 %



問8-② 中心になって支援してくれる家族の職業は

就労者	34 人	48.6 %
学生	2 人	2.9 %
無職	29 人	41.4 %
その他	5 人	7.1 %
合計	70 人	100.0 %

その他：自営、農業

問9-① 介助する上で、悩み事や困りごとは

ある	23 人	45.1 %
なし	28 人	54.9 %
合計	51 人	100.0 %

問9-② 悩みや困りごとについて、具体的に記入してください

・外出途中でパニックになったとき、落ち着ける場所がない。介護者の外出が制限される。土日祝日に開設されている施設が少なく介助者が外出できない。
・人ごみで人とぶつからない様に段差のある所に注意している。
・親が亡くなった後の生活が不安
・思っていることを言葉で言えないので、どうしてほしいか伝わらない時がある
・ケアマネさんにいろいろ解決してもらっている。
・一般では受け入れてくれない
・車いすが公共の場に少ない。
・免許書を返納したため、気象条件に関係なく病院に決まった日に行かなければならない
・現状より筋力が低下した場合は、立位等の姿勢が保持できず、自宅での介護は困難と思料される
・親なき後のこと
・通院するときの車
・病気の症状がなかなかよくなるらない
・足が痺れて歩行が困難
・サービス時間内に便が出ないことがある
・親が高齢になり、将来本人が本人らしい生活が過ごせるか心配
・自分でできないことがある
・支援者が長期不在になる時、こういった行政支援があるのかわからない。
・常に支援者が一緒にいないといけない
・身体の不自由に加えて、認知症が進んでいる。
・交通の便が悪い
・病院の送迎

問10 身体障害者手帳をお持ちですか

1級	21 人
2級	17 人
3級	16 人
4級	9 人
5級	5 人
6級	5 人
合計	73 人

問11 身体障害手帳をお持ちの人で、主たる障がいをお答えください

視覚障害	6
聴覚障害・平衡機能障害	5
肢体不自由（上肢）	7
肢体不自由（下肢）	18
肢体不自由（体幹）	6
内部障害	19
合計	61

問12 療育手帳をお持ちですか

A	10 人
B	10 人
合計	20 人

問13 精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか

1級	2 人
2級	12 人
3級	8 人
合計	22 人

問14 難病（指定難病や特定疾患）の認定を受けていますか

受けている	10 人
受けていない	81 人
合計	91 人

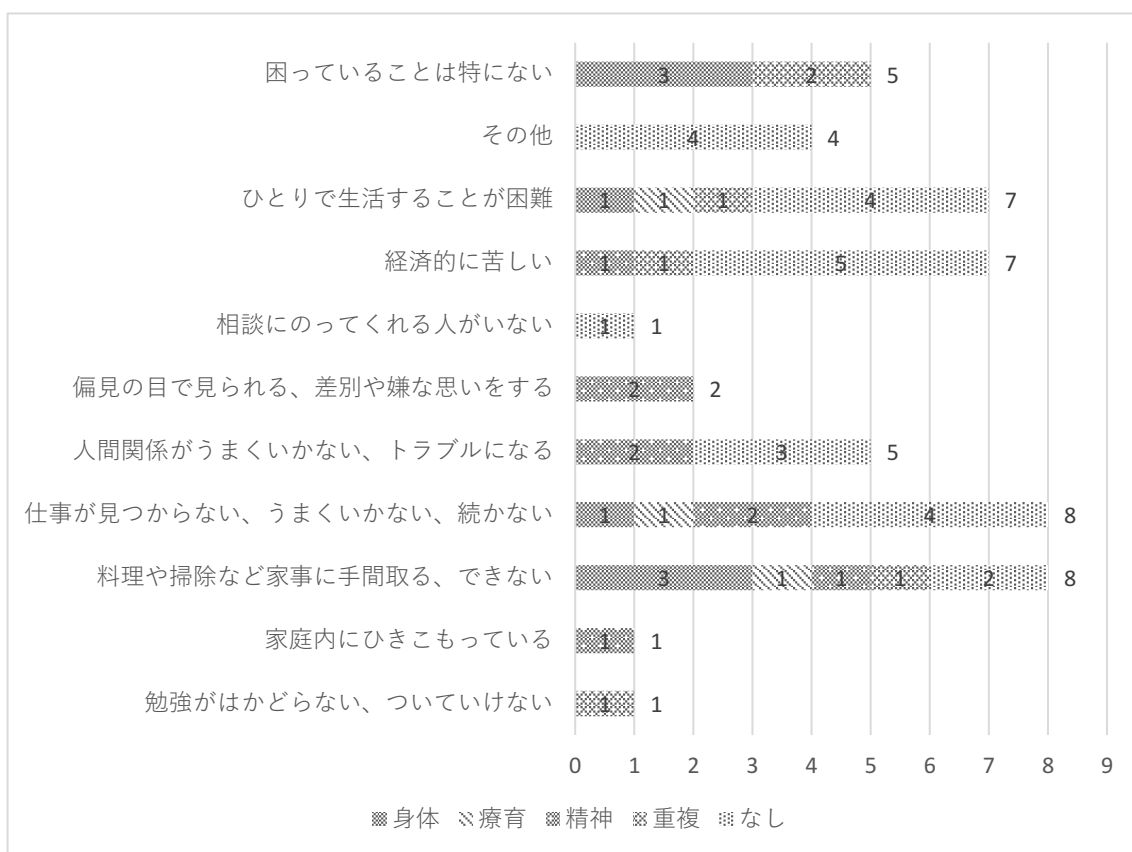
問15 発達障がいとして診断されたことがありますか

ある	16 人
ない	73 人
合計	89 人

問16 日常生活の中で困っていることは

(重複可)

勉強がはかどらない、ついていけない	1	2.0 %
家庭内にひきこもっている	1	2.0 %
料理や掃除など家事に手間取る、できない	8	16.3 %
仕事が見つからない、うまくいかない、続かない	8	16.3 %
家族や友人、支援機関、職場、学校などで人間関係がうまくいかない、トラブルになる	5	10.2 %
偏見の目で見られる、差別や嫌な思いをする	2	4.1 %
相談にのってくれる人がいない	1	2.0 %
経済的に苦しい	7	14.3 %
ひとりで生活することが困難	7	14.3 %
その他	4	8.3 %
困っていることは特にない	5	10.2 %
合計	49	100.0 %



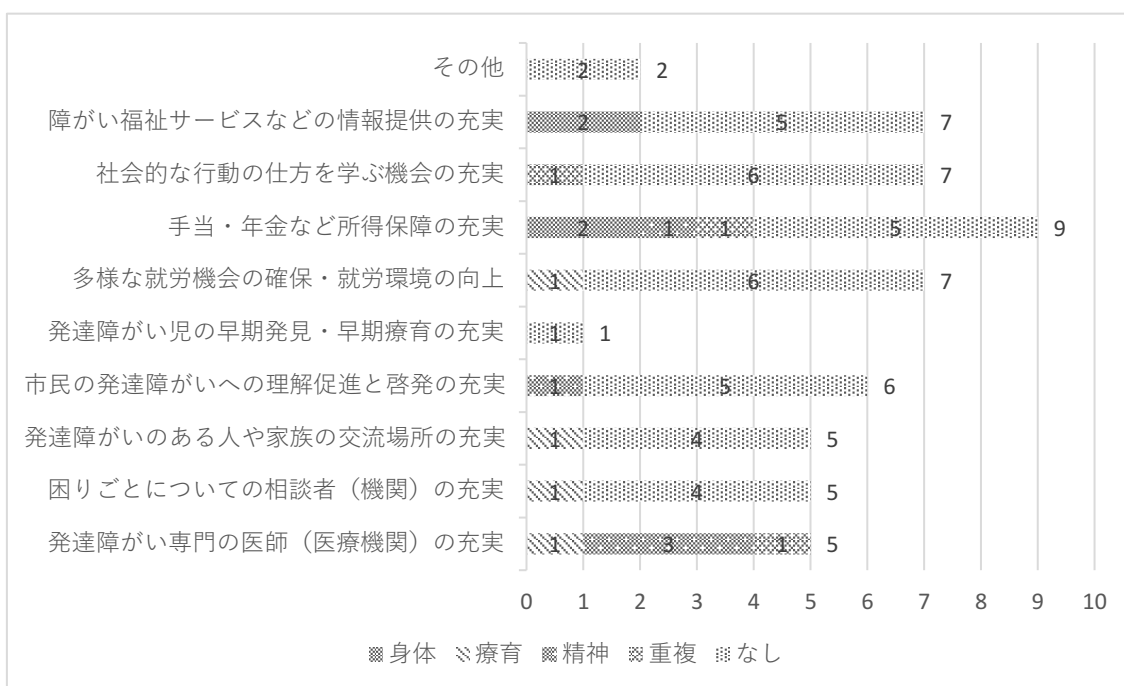
その他意見

・妻も病気があり経済的、肉体的にも苦しい
・お店がない
・車に乗れないので、買い物などに困っている。

問17 どのような支援があればよいと思いますか

(重複可)

発達障がい専門の医師（医療機関）の充実	5	9.2 %
身近な日常生活や仕事、学校などでの困りごとについての相談者（機関）の充実	5	9.2 %
発達障がいのある人や家族が交流できる場所の充実	5	9.2 %
市民の発達障がいに対する理解促進と啓発の充実	6	11.1 %
発達障がい児の早期発見・早期療育の充実	1	1.9 %
発達障がいのある人の多様な就労機会の確保・就労環境の向上	7	13.0 %
手当・年金など所得保障の充実	9	16.7 %
日常生活に必要な社会的な行動の仕方を学ぶ機会の充実	7	13.0 %
障がい福祉サービスなど利用できる制度についての情報提供の充実	7	13.0 %
その他	2	3.7 %
合計	54	100.0 %



その他意見

- ・手が麻痺しているのに、買い物行っても物を持って帰れない。
- ・買い物の支援

問18 強度行動障がいがあると言われたことはありますか

ある	2 人
ない	86 人
合計	88 人

問19 高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか

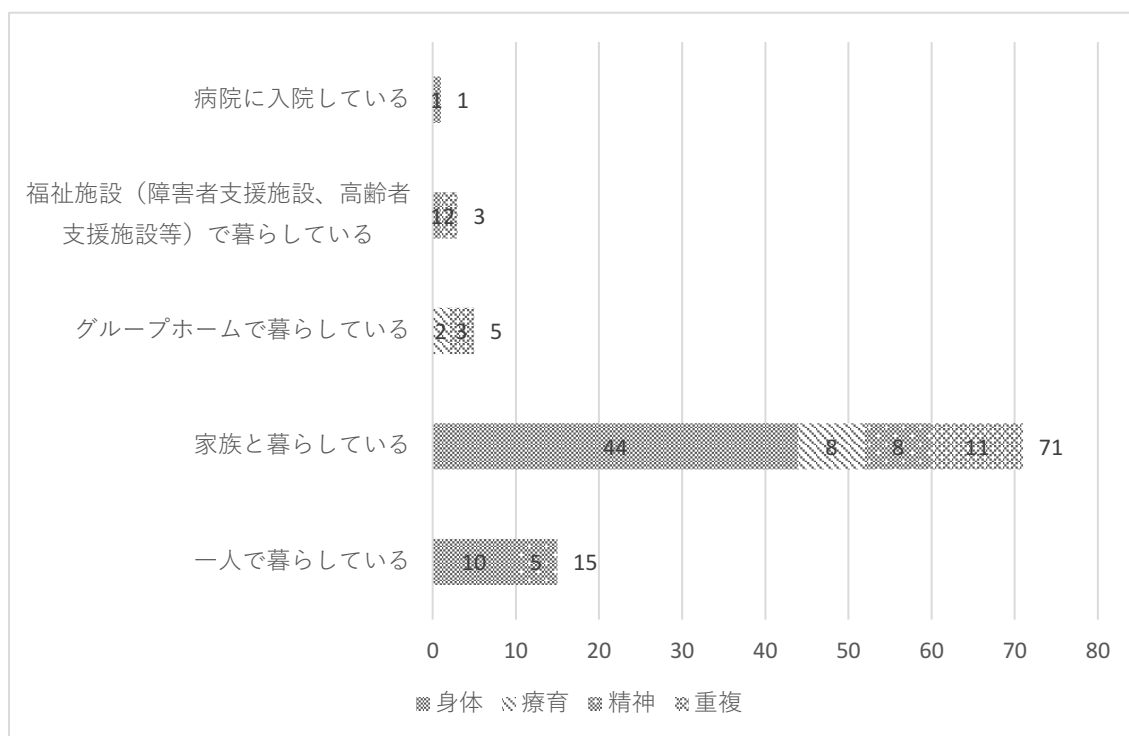
ある	4 人
ない	84 人
合計	88 人

問20 どのような症状がありますか

記憶障がい（新しいことを覚えられない、約束を忘れるなど）	3	21.5 %
注意障がい（作業を長く続けられない、周囲の状況を判断せずに行動をおこそうとするなど）	1	7.1 %
遂行機能障がい（約束）の時間に間に合わない、支持してもらわないと何もできないなど）	1	7.1 %
情報処理速度の低下（会話のスピードについていけない、できないわけではないが何事もゆっくりなど）	2	14.3 %
社会的行動障がい（不潔行為がある、自分が中心でないと満足しない、興奮・大声・暴力行為がある、自傷行為など）	1	7.1 %
その他、イライラ、不安、多弁、気持ちの落ち込みなどの精神症状	6	42.9 %
合計	14	100.0 %

問21 現在どのように暮らしていますか

一人で暮らしている	15	15.8 %
家族と暮らしている	71	74.7 %
グループホームで暮らしている	5	5.3 %
福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設等）で暮らしている	3	3.2 %
病院に入院している	1	1.0 %
合計	95	100.0 %

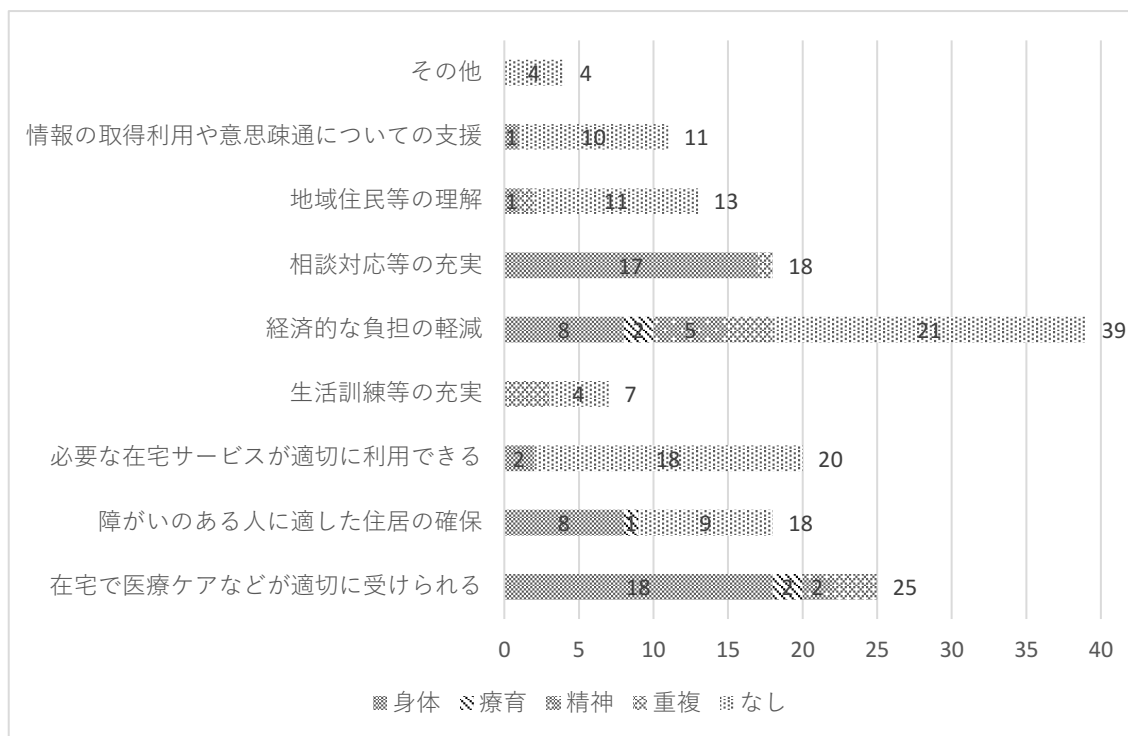


問22 将来地域で生活したい（福祉施設や病院以外の場所で生活したい）と思いますか

今のまま生活したい	2	50.0 %
グループホームなどを利用したい	0	0.0 %
家族と一緒に生活したい	2	50.0 %
一般の住宅で一人暮らしをしたい	0	0.0 %
合計	4	100.0 %

問23 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか (重複可)

在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	25	16.1 %
障がいのある人に適した住居の確保	18	11.6 %
必要な在宅サービスが適切に利用できること	20	12.9 %
生活訓練等の充実	7	4.5 %
経済的な負担の軽減	39	25.2 %
相談対応等の充実	18	11.6 %
地域住民等の理解	13	8.4 %
情報の取得利用や意思疎通についての支援	11	7.1 %
その他	4	2.6 %
合計	155	100.0 %



その他意見

・生活を助けてくれるヘルパー、相談員、支援員の確保
・お店の充実
・施設以外での生活は不可能
・悩み事を聞いてくれる場所がほしい。

問24 1週間にどの程度外出しますか

毎日外出する	28	31.1 %
1週間に数回外出する	49	54.5 %
めったに外出しない	9	10.0 %
まったく外出しない	4	4.4 %
合計	90	100.0 %

問25 外出する際の主な同伴者は誰ですか

父母・祖父母・兄弟	17	20.0 %
配偶者（夫または妻）	18	21.2 %
子ども	7	8.2 %
ホームヘルパーや施設の職員	8	9.4 %
その他の人（ボランティア等）	2	2.4 %
一人で外出する	33	38.8 %
合計	85	100.0 %

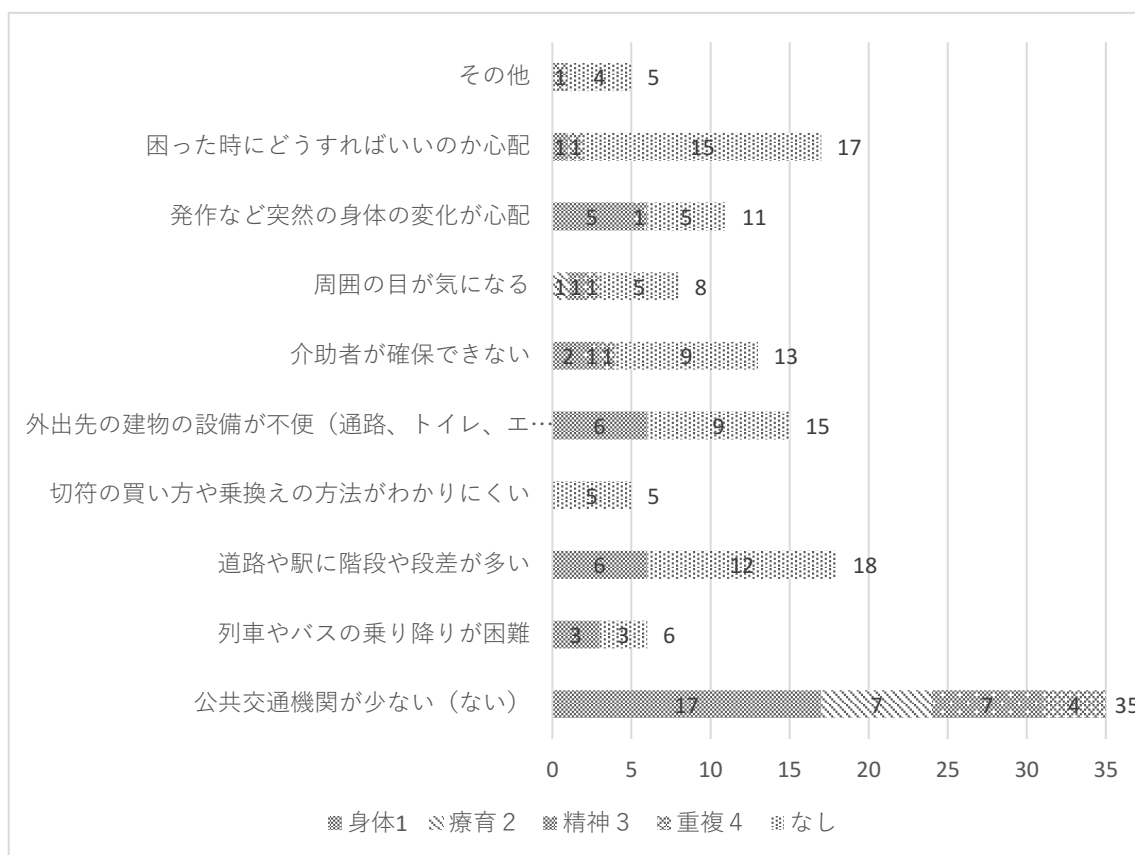
問26 どのような目的で外出することが多いですか （重複可）

通勤・通学・通所	39	17.4 %
訓練やリハビリに行く	14	6.3 %
医療機関への受診	51	22.8 %
買い物に行く	60	26.8 %
友人・知人に会う	16	7.1 %
趣味やスポーツをする	18	8 %
グループ活動に参加する	4	1.8 %
散歩に行く	21	9.4 %
その他	1	0.4 %
合計	224	100.0 %

問27 外出する場合、困ることは何ですか

(重複可)

公共交通機関が少ない(ない)	35	26.3 %
列車やバスの乗り降りが困難	6	4.4 %
道路や駅に階段や段差が多い	18	13.5 %
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	5	3.8 %
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	15	11.3 %
介助者が確保できない	13	9.8 %
周囲の目が気になる	8	6.0 %
発作など突然の身体の変化が心配	11	8.3 %
困った時にどうすればいいのか心配	17	12.8 %
その他	5	3.8 %
合計	133	100.0 %



その他意見

・物をもてない
・難聴なので、救急車の音が聴こえない
・外出できない
・一人でいる時、相手がいい人か悪い人かわからない

問28 平日の日中を主にどのように過ごしていますか

(重複可)

会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	23	25.6 %
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	1	1.1 %
専業主婦（主夫）をしている	6	6.7 %
福祉事業所等に通っている（就労継続支援なども含む）	18	20.0 %
病院などのデイケアに通っている	9	10.0 %
リハビリテーションを受けている	2	2.2 %
自宅で過ごしている	28	31.1 %
入所している施設や病院等で過ごしている	3	3.3 %
合計	90	100.0 %

問29 どのような勤務形態で働いていますか

正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	9	37.5 %
正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	2	8.3 %
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	7	29.2 %
自営業、農林水産業など	6	25.0 %
合計	24	100.0 %

問30 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか

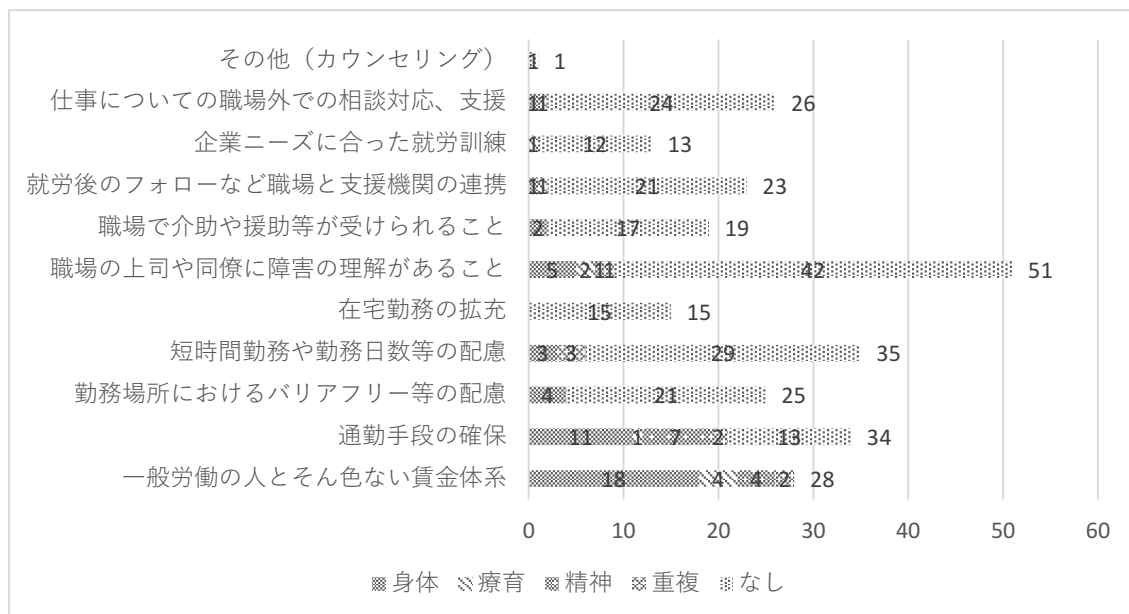
仕事をしたい	26	51.0 %
仕事はしたくない、できない	25	49.0 %
合計	51	100.0 %

問31 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか

すでに職業訓練を受けている	9	11.8 %
職業訓練を受けたい	18	23.7 %
職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	49	64.5 %
合計	76	100.0 %

問32 障がいがある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか (重複可)

一般労働の人とそん色ない賃金体系	28	10.4 %
通勤手段の確保	34	12.6 %
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	25	9.3 %
短時間勤務や勤務日数等の配慮	35	13.0 %
在宅勤務の拡充	15	5.6 %
職場の上司や同僚に障害の理解があること	51	18.8 %
職場で介助や援助等が受けられること	19	7.0 %
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	23	8.5 %
企業ニーズに合った就労訓練	13	4.8 %
仕事についての職場外での相談対応、支援	26	9.6 %
その他 (カウンセリング)	1	0.4 %
合計	270	100.0 %



問33 お金や財産は誰が管理していますか

すべて自分で管理している	42	46.1 %
すべて家族が管理している	32	35.2 %
すべて福祉施設や福祉サービスの事業所が管理している	1	1.1 %
一部は自分で管理し、一部は家族が管理している	12	13.2 %
一部は自分で管理し、一部は施設や福祉サービスの事業所が管理している	2	2.2 %
一部は家族が管理し、一部は施設や福祉サービスの事業所が管理している	2	2.2 %
合計	91	100.0 %

問34 障がい支援区分の認定を受けていますか

区分1	1 人
区分2	1 人
区分3	5 人
区分4	4 人
区分5	1 人
区分6	3 人
合計	15 人

問35 介護保険によるサービスを利用していますか

利用している	17 人
利用していない	69 人
合計	86 人

問36 該当する要介護度はどれですか

要支援1	2 人
要支援2	3 人
要介護1	3 人
要介護2	3 人
要介護3	1 人
要介護4	2 人
要介護5	3 人
合計	17 人

問37 サービスの利用状況及び今後の利用予定

サービス名	現在利用している	今後利用したい・増やしたい
居宅介護・重度訪問介護	5	
同行援護	1	2
生活介護	8	
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	7	4
就労移行支援、就労定着支援	2	3
就労継続支援（A型、B型）	14	1
療養介護	2	
短期入所（ショートステイ）	4	6
共同生活援助（グループホーム）	6	4
施設入所支援	3	4
地域移行支援、地域定着支援		
自立生活援助	1	2
計画相談支援、障がい児相談支援	7	3
合計	60	29

問38 運動・スポーツや文化芸術活動（絵画・音楽・演劇・短歌など）をどれくらいおこなっていますか

	運動・スポーツ	文化芸術活動
ほとんど毎日する	4 5.0 %	3 4.0 %
週に4・5回程度する	8 10.0 %	4 5.3 %
週に1・2回程度する	10 12.5 %	6 8.0 %
月に1・2回程度する	6 7.5 %	8 10.7 %
ほとんどしない	52 65.0 %	54 72.0 %
合計	80	75

問39 運動・スポーツや文化芸術活動をしない理由は何ですか

	運動・スポーツ	文化芸術活動
できる種目・種類がない	13 14.4 %	12 14.8 %
施設が近くにない	7 7.8 %	4 4.9 %
設備が不十分	0 0.0 %	1 1.2 %
仲間がいない	6 6.7 %	4 4.9 %
きっかけがない	10 11.1 %	10 12.3 %
適切な情報がない	1 1.1 %	2 2.5 %
指導者がいない	1 1.1 %	1 1.2 %
移動が困難	10 11.1 %	6 7.4 %
疲れやすい	11 12.2 %	9 11.1 %
お金かかる	13 14.4 %	11 13.6 %
興味がない	14 15.6 %	20 24.7 %
その他	4 4.4 %	1 1.2 %
合計	90	81

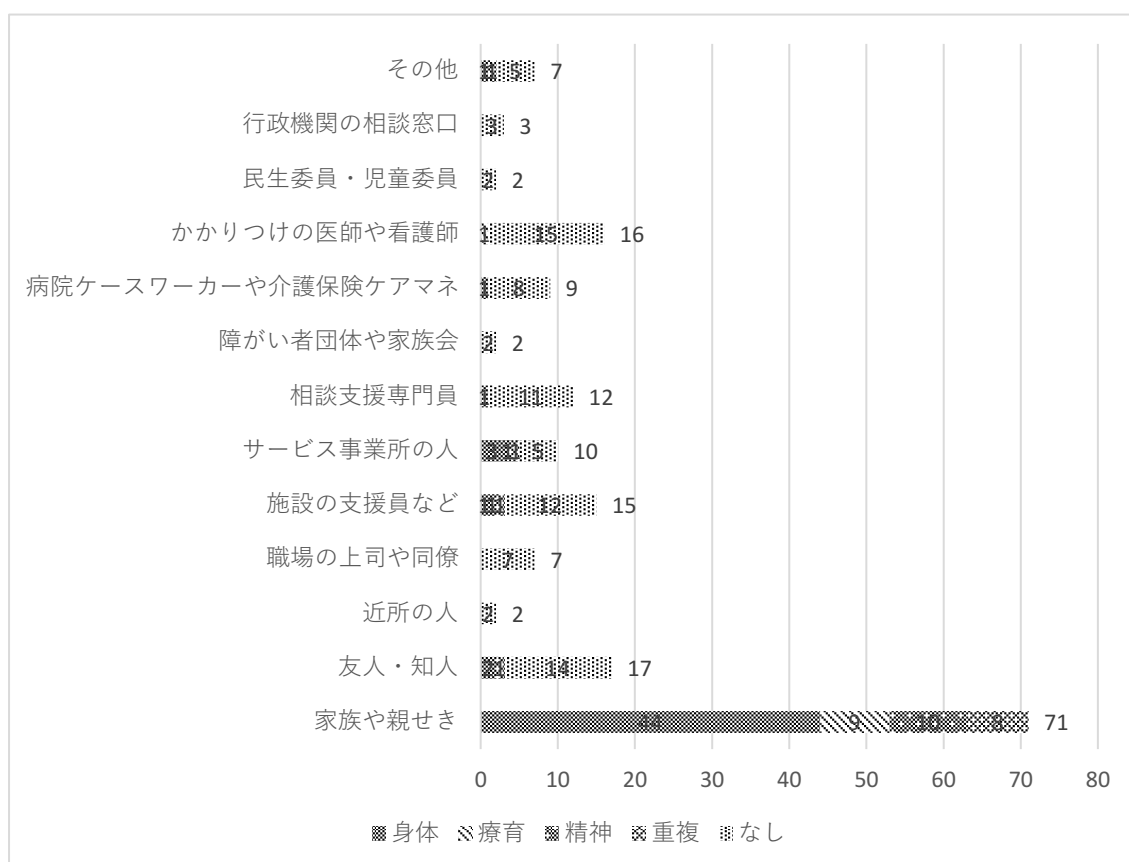
その他意見

• 体力がない
• 仕事で手一杯
• 子どもが幼いため
• 体調不良

問40 普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか

(重複可)

家族や親せき	71	41.1 %
友人・知人	17	9.8 %
近所の人	2	1.2 %
職場の上司や同僚	7	4.0 %
施設の支援員など	15	8.7 %
サービス事業所の人	10	5.8 %
相談支援専門員	12	6.9 %
障がい者団体や家族会	2	1.2 %
病院のケースワーカーや介護保険ケアマネージャー	9	5.2 %
かかりつけの医師や看護師	16	9.2 %
民生委員・児童委員	2	1.2 %
行政機関の相談窓口	3	1.7 %
その他	7	4.0 %
合計	173	100.0 %

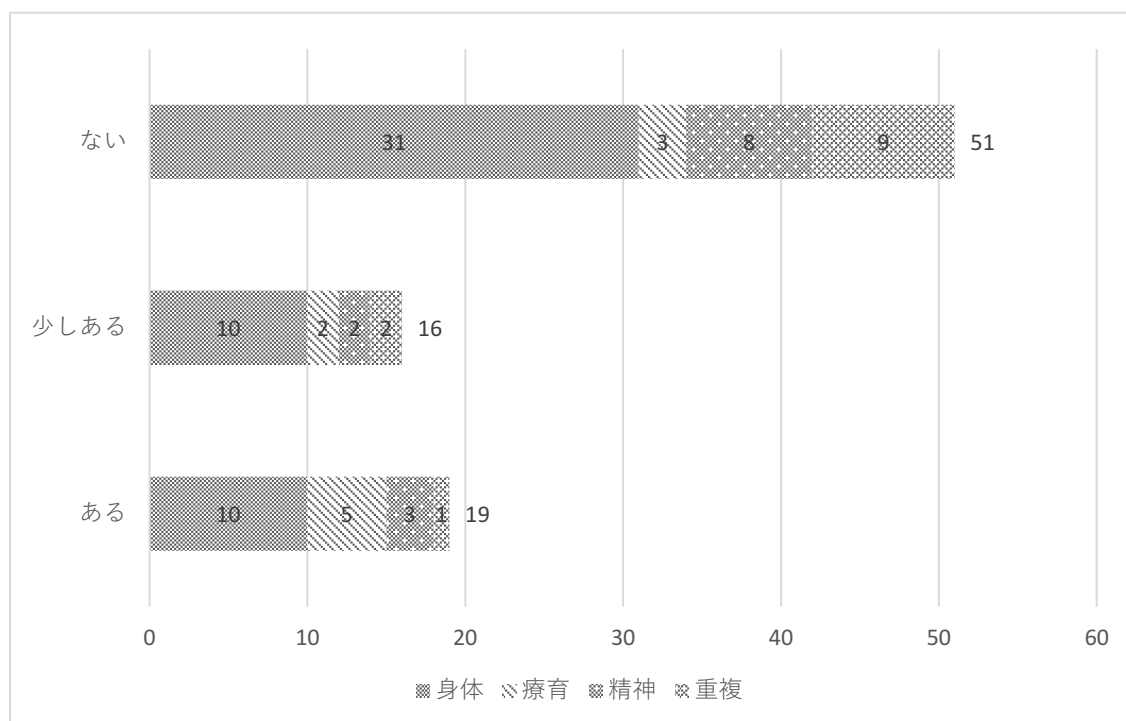


その他意見

・思っていることが言葉にできない

問41 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか

ある	19 人
少しある	16 人
ない	51 人
合計	86 人



問42 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか

学校	10
職場	11
仕事を探すとき	9
外出先	16
余暇を楽しむとき	2
病院などの医療機関	3
住んでいる地域	6
その他	2
合計	59

差支えなければ、差別などの内容について、具体的に記入してください。

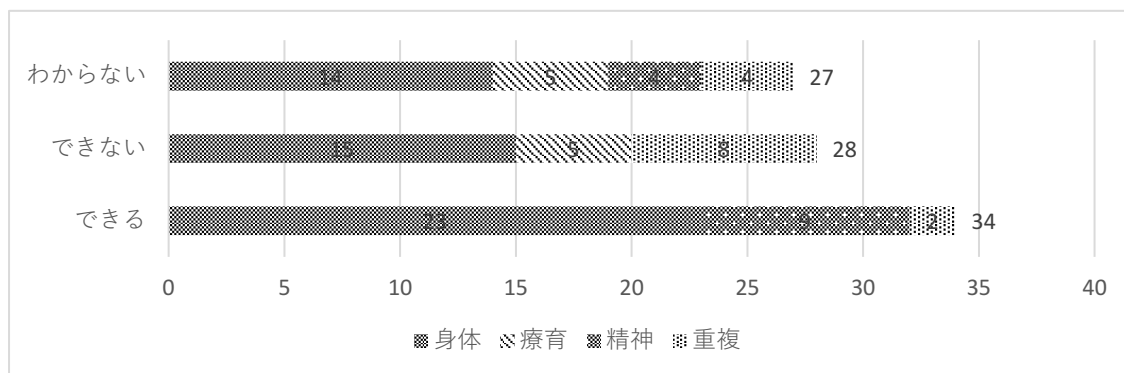
・外出先で指をさされて笑われた
・はれものを触る感じ
・業務による差別
・学校の教員、学生の理解がない。
・病院で眼科医に「この年齢なら検査できる」と何度も通院させられ、知的障害の理解がまったくなかった。
・仕事が長く続けられなくて、転職回数が多くて、なかなか仕事が見つけれなかった。
・差別とかではないが、手帳の提示を人前でさせられる時やサービス等を受ける時、知らない人の前で障がいの種類は分からないまでも障がいがあるという事を知られるのがイヤ。
・先生に差別的な発言をされたことがある。
・顔をじろじろ見られる
・スーパー等で人が見てくる。近所の人が難しい（判断がつかない）質問をしてきて都合よく扱われた。
・人間関係がよくない
・難聴があるので、呼ばれても返事をしないから嫌われる。内緒話ができない。話がはずまないで避けられる。
・行動がもたもたすると、相手が少し迷惑そうな顔をした。
・ストマからの臭気
・発達障がいを病気として扱われた
・おしめを隠されたり、ごみ箱にいれられたりした。おしめをしていたら、赤ちゃん扱いされた。
・仕事が見つからない
・地域の行事に参加出来ないのを理解してくれない。
・医師、看護師による暴言
・小学生のときに、仲間外れにされたり、いじめられたりした。
・「仕事が遅い」「あの子はできて、あなたはできない」と言われた。特性を理解してもらえない。

問43 成年後見制度についてご存じですか

言葉も内容も知っている	27	31.4 %
言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない	32	37.2 %
言葉も内容も知らない	27	31.4 %
合計	86	100.0 %

問44 地震や風水害等の災害時に一人で避難できますか

できる	34 人	38.2 %
できない	28 人	31.5 %
わからない	27 人	30.3 %
合計	89 人	100.0 %

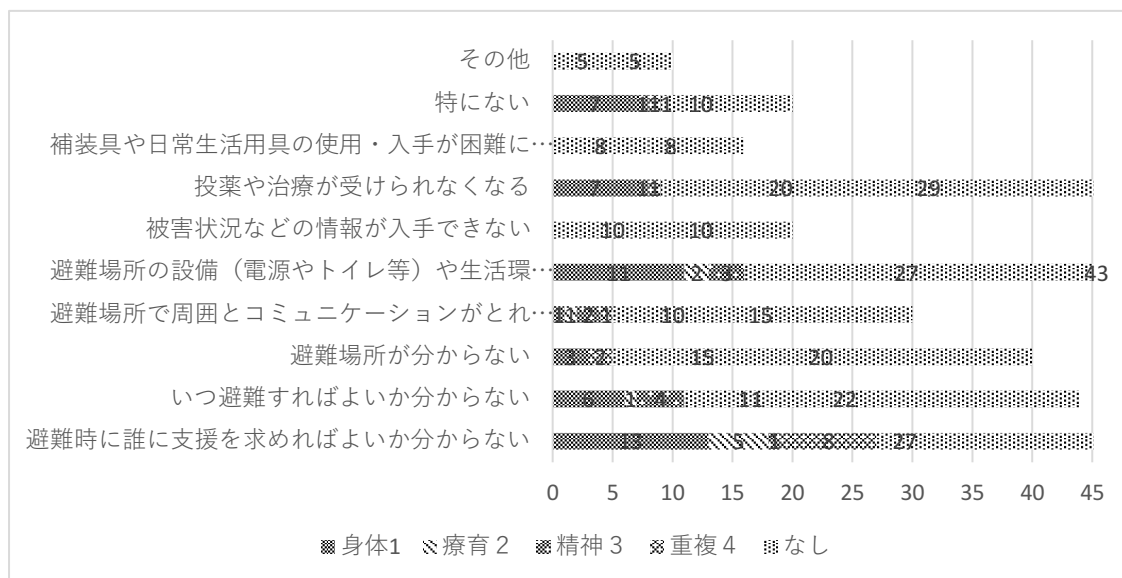


問45 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

いる	20 人	23.0 %
いない	34 人	39.1 %
わからない	33 人	37.9 %
合計	87 人	100.0 %

問46 地震や風水害等の災害時に困ることは何ですか

避難時に支援を求めることができない、誰に求めればよいか分からない	27	14.3 %
いつ避難すればよいか分からない	22	11.6 %
避難場所が分からない	20	10.6 %
避難場所で周囲とコミュニケーションがとれない	15	7.9 %
避難場所の設備（電源やトイレ等）や生活環境が不安	43	22.8 %
被害状況などの情報が入手できない	10	5.3 %
投薬や治療が受けられなくなる	29	15.4 %
補装具や日常生活用具の使用・入手が困難になる	8	4.2 %
特になし	10	5.3 %
その他	5	2.6 %
合計	189	100.0 %



その他意見

- 福祉避難所がない。一般の人が大勢いる場所へ入っていけない。落ち着けずパニックになるため。
- 誰かが近くにいることが多い。
- すぐに移動できない。
- ペットがいる。
- 避難したくない。

問47 日常生活に必要な情報を主にどこから得ていますか

(重複可)

本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	65	32.0 %
行政機関の広報誌	19	9.4 %
インターネット	39	19.2 %
家族や親せき、友人・知人	41	20.2 %
サービス事業所や施設の職員	16	7.9 %
相談支援専門員	9	4.4 %
障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）	1	0.5 %
行政機関の相談窓口	2	1.0 %
保育園、幼稚園、こども園や学校の先生	2	1.0 %
かかりつけの医師や看護師・ケースワーカー	9	4.4 %
合計	203	100.0 %

問48-① 必要な情報を取得する上で、不便に思うことや困ることはありますか

ある	19 人
ない	58 人
合計	77 人

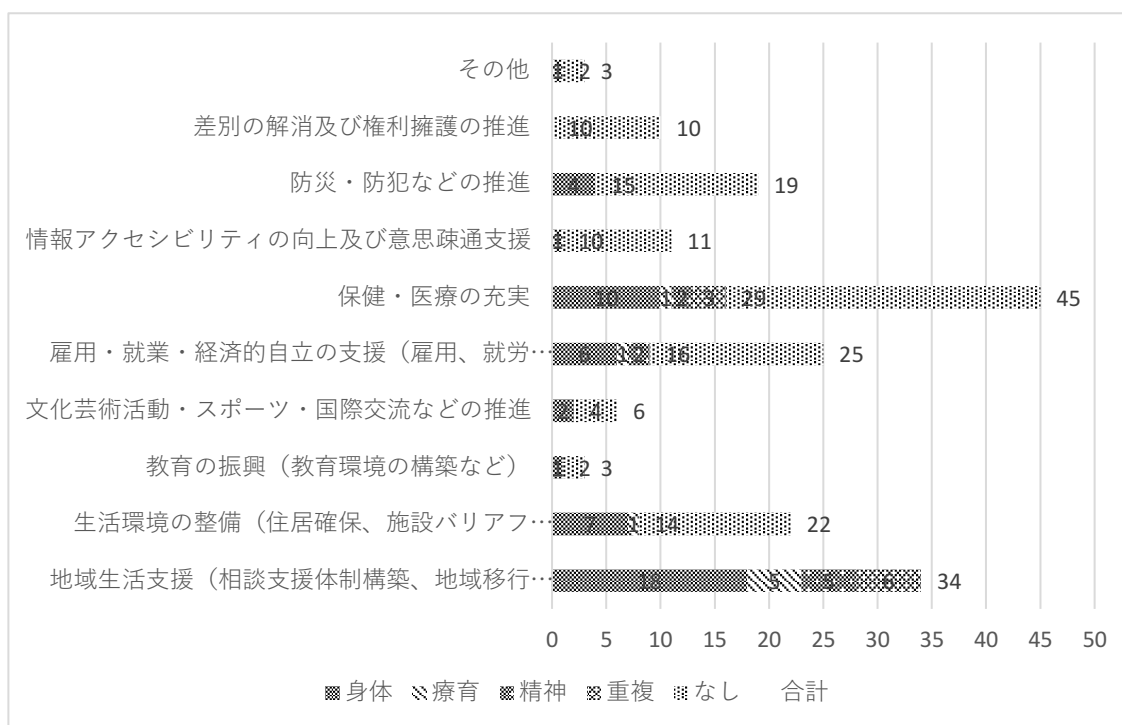
問48-② 不便に思うことや困ることについて、具体的に記入してください

・ラジオでの情報がほとんどですが、電波がよくなくて困っています。
・「ホームページ」や「QRコード」にアクセスできる人だけが有利になるような周知はしないでほしい。紙の媒体やテレビを頼りにしている人も多いので、従来の方法も残して伝えてほしい。
・ベッド以外の時は、車いすなので移動がしにくい。家の周りは坂なので誰でもが動力の車いすを扱えない。
・パソコンが使えない。
・理解が難しい。その時々判断、指示をしてくれる人がいないと、自らの判断は難しい。
・このアンケートも含めて健常者目線を強く感じます。知的障がいの人たちは情報より対人行動だと思う。
・文章を短く要点だけをかいてほしい。
・パソコンがないため、インターネットできない。新聞もとってないため、詳しい情報が手に入らない。経済的理由のため。
・情報を知識として把握できない。
・電車が遅れると、バスに乗り遅れる。バスの本数が少ないので困る。

問49 市の支援策として、必要なものは何ですか

(重複可)

地域生活の支援（相談支援体制の構築、地域移行の推進など）	34	19.1 %
安全・安心な生活環境の整備（住居の確保、施設のバリアフリー化など）	22	12.4 %
教育の振興（教育環境の構築など）	3	1.7 %
文化芸術活動・スポーツ・国際交流などの推進	6	3.4 %
雇用・就業・経済的自立の支援（雇用の推進、就労支援など）	25	14.0 %
保健・医療の充実	45	25.2 %
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	11	6.2 %
防災・防犯などの推進	19	10.7 %
差別の解消及び権利擁護の推進	10	5.6 %
その他	3	1.7 %
合計	178	100.0 %



その他意見

- ・会社に心理カウンセラーを配属してほしい。

自由記述

<p>・障がい者の兄弟姉妹の交流情報交換の場がない</p>
<p>・車に乗れない、デジタルについていけない、といった取り残された人たちも決して見捨てない全員に優しい政策をお願いします。これから年を重ねていく人達は、若くて車やスマホやPCを自由に使える健常者の人達とは格差のある生活を強いられています。生活環境の平等を実現できるよう努力してください。</p>
<p>・社協の方へ一度お尋ねしたことがあるのですが、車いすなどの無料貸出があるとお聞きしましたが、動力の車いすは置いてないとのことでした。家の周りが坂なので、普通の車いすだと坂の下の駐車場まで行くことが出来ません。動力の車いすも社協へおいてほしいです。必要な方はいらっしゃると思います。</p>
<p>・もっと市バスの本数を増やしてほしい。</p>
<p>・近くにコンビニがほしい。</p>
<p>・企業・官公庁の障がい者雇用の促進</p>
<p>・利用できるサービスの情報が知りたい。</p>
<p>・自由に選べるサービスがあったらいいなと思います。</p>
<p>・備前市の精神障害はもみじの会があったり、片上にみらい食堂があったりと、交流の場が多いと思います。</p>
<p>・三石地区には店がないので、ほとんど他地区に行かないといけない。</p>
<p>・土日でも相談できる場所があれば助かる。また、知らない人が多くいる場所が苦手なので、個室でまとめて対応してくれる役所の人がいればうれしい。たくさんの課でそれぞれ知らない人と話すのが苦手なので。</p>
<p>・市役所で本人にわかりやすい説明で対応してほしい。親しみやすい課になってもらいたい。</p>
<p>・このアンケートの意義がわからない。市の職員が直接本人と話をしてみれば、もっと良い回答が得られるのでは。</p>
<p>・死後の葬儀が気になる。</p>
<p>・市の福祉も少しずつ良くなって嬉しく思う。個人の意思が尊重され、希望通りに自由に生きればすばらしい人生だと思う。</p>
<p>・障がい者雇用の会社が少ない、もしくは期限が設けられている。収入が得られないことでの将来の不安がとても大きい。</p>
<p>・現在は自分のことはできるが、年を重ね不自由になったと時、また車の運転ができなくなった時、不安を感じる。</p>
<p>・重度障がい者が土日でも見てもらえる施設がほしい。特にショートステイができるところ。</p>
<p>・A型作業所の在宅就労を認めてほしい。</p>
<p>・東備地域生活支援センターとの委託が打ち切られて話し合いによる情報共有ができなくて困ってます。</p>
<p>・会社での障がい者同士のトラブルや障がい者と健常者のトラブルをなくすようにしてほしい。</p>

資料2 アンケート結果の概要（障がい児福祉について）

【調査実施の概要】

実施時期：令和5年7月

調査対象：備前市内に居住する18歳未満の障がい福祉に関わる人（無作為抽出）

回収率：30.6%（22件／72件）

【調査結果の概要】

問1 アンケート回答者

本人	本人の家族	合計
2人	20人	22人

問2 お子さんの年齢(令和5年6月1日時点)

0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
0人	14人	7人	1人	22人

問3 お子さんがお住いの地域

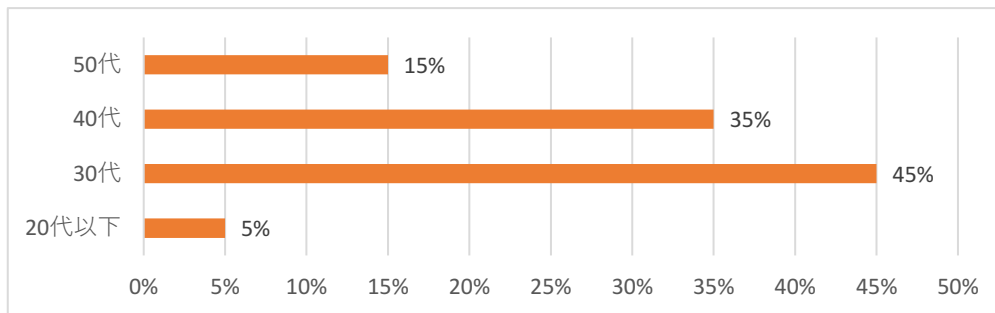
旧備前地域	日生地域	吉永地域	合計
13人	4人	5人	22人

問6 日常生活に必要な支援

	不要	一部必要	全部必要	合計
食事	22 100%	0 0%	0 0%	22
トイレ	17 77%	5 23%	0 0%	22
入浴	16 73%	6 27%	0 0%	22
着替え	18 82%	4 18%	0 0%	22
身だしなみ	14 64%	8 36%	0 0%	22
家の中の移動	22 100%	0 0%	0 0%	22
外出	13 59.1%	6 27%	3 14%	22
家族以外とコミュニケーション	12 55%	9 41%	1 4.5%	22
お金の管理	5 23%	5 23%	12 55%	22
薬の管理	6 27%	5 23%	11 50.0%	22

問8-① 支援してくれる家族で中心の人は

20代以下	1 人	5.0 %
30代	9 人	45.0 %
40代	7 人	35.0 %
50代	3 人	15.0 %
合計	20 人	100.0 %



問9-① 介助する上で、悩み事や困りごとは

ある	9 人	50.0 %
なし	9 人	50.0 %
合計	18 人	100.0 %

問9-② 悩みや困りごとについて、具体的に記入してください

・数字の理解が難しく、買い物に連れて行くと、高いものや予算外の買い物になってしまい、一緒に連れて行きにくい。
・仕事の制限、時間的余裕
・お風呂嫌い、片付け苦手であなごしが必要。電車バス等も付き添いが必要。
・特性に合わせた生活支援の方法を見つける為のトライ&エラーが大変。本当に本人に合った支援なのかが分からない。
・一人で登下校や留守番が出来なくて、見守りが必要。
・成人になり、仕事に着くことへの不安。障がいへの差別されることへの不安。
・癩癩の対応に疲れ果てる。
・なんでも自分本位に考える。

問10 身体障害者手帳をお持ちですか

持っている	1 人
持っていない	21 人
合計	22 人

(音声・言語・そしゃく機能障害)

問12 療育手帳をお持ちですか

A	B	持っていない	合計
0人	5人	17人	22人

問13 精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか

持っている	持っていない	合計
0人	22人	22人

問14 難病（指定難病や特定疾患）の認定を受けていますか

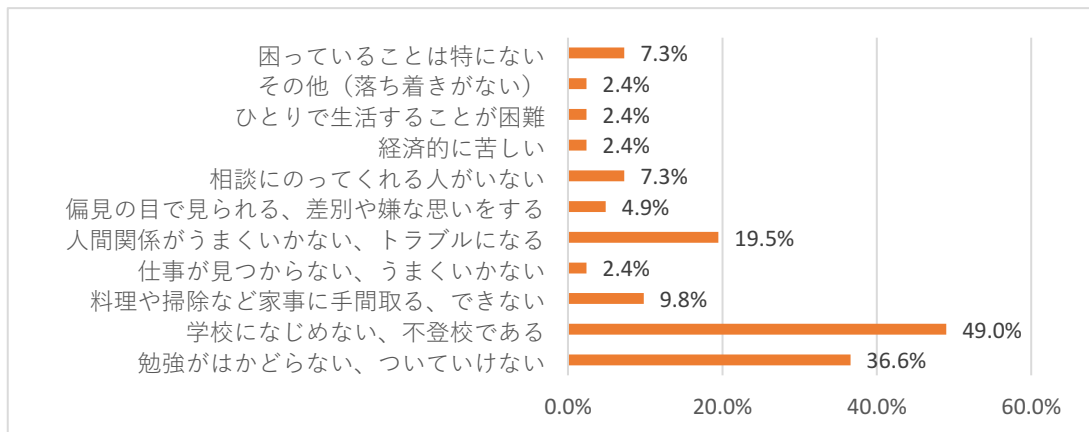
受けている	受けていない	合計
2人	20人	22人

問15 発達障がいとして診断されたことがありますか

ある	ない	合計
21人	1人	22人

問16 日常生活の中で困っていることは（発達障がいと診断されたことがある人）（重複可）

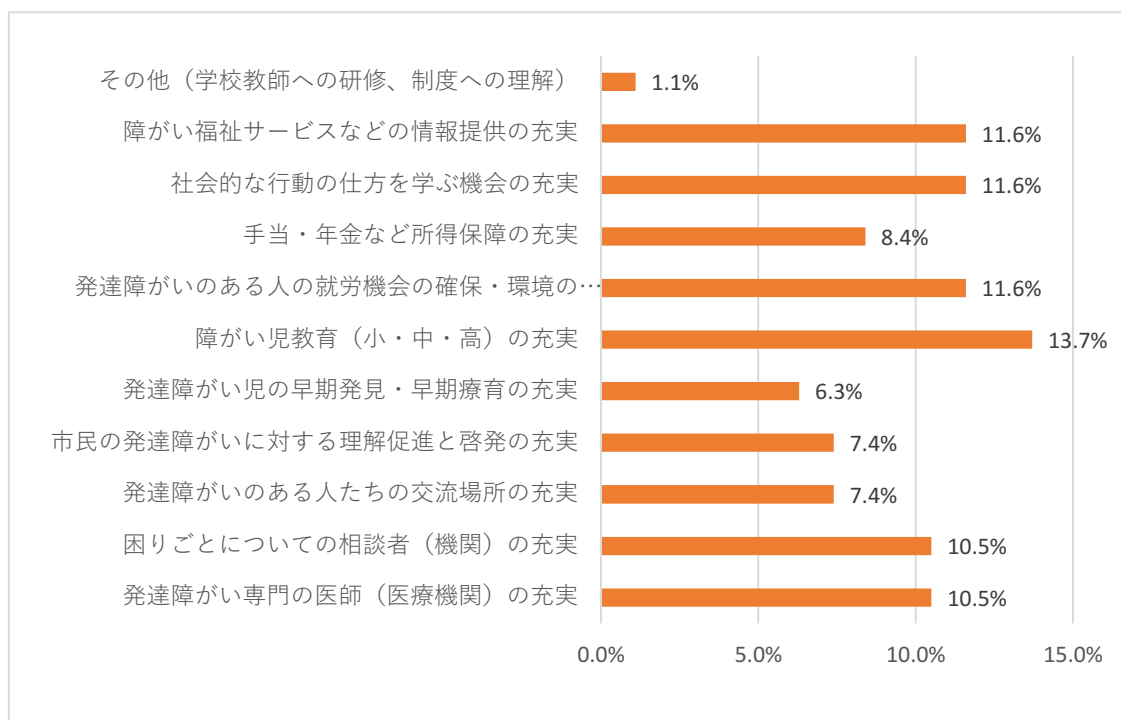
勉強がはかどらない、ついていけない	15	36.6 %
学校になじめない、不登校である	2	4.9 %
料理や掃除など家事に手間取る、できない	4	9.8 %
仕事が見つからない、うまくいかない、続かない	1	2.4 %
家族や友人、支援機関、職場、学校などで人間関係がうまくいかない、トラブルになる	8	19.6 %
偏見の目で見られる、差別や嫌な思いをする	2	4.9 %
相談にのってくれる人がいない	3	7.3 %
経済的に苦しい	1	2.4 %
ひとりで生活することが困難	1	2.4 %
その他（落ち着きがない）	1	2.4 %
困っていることは特にない	3	7.3 %
合計	41	100.0 %



問17 どのような支援があればよいと思いますか

(重複可)

発達障がい専門の医師（医療機関）の充実	10	10.5 %
身近な身近な日常生活や仕事、学校などでの困りごとについての相談者（機関）の充実	10	10.5 %
発達障がいのある人や家族が交流できる場所の充実	7	7.4 %
市民の発達障がいに対する理解促進と啓発の充実	7	7.4 %
発達障がい児の早期発見・早期療育の充実	6	6.3 %
障がい児教育（小・中・高）の充実	13	13.6 %
発達障がいのある人の多様な就労機会の確保・就労環境の向上	11	11.6 %
手当・年金など所得保障の充実	8	8.4 %
日常生活に必要な社会的な行動の仕方を学ぶ機会の充実	11	11.6 %
障がい福祉サービスなど利用できる制度についての情報提供の充実	11	11.6 %
その他（学校教師への研修、教師の制度への理解）	1	1.1 %
合計	95	100.0 %

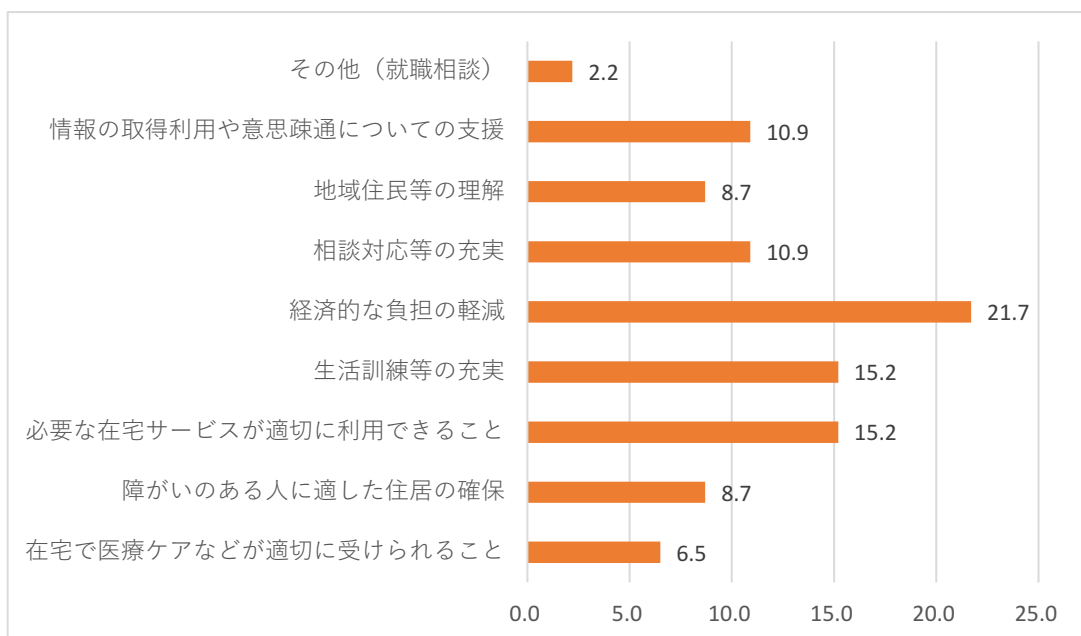


問18 強度行動障がいがあると言われたことはありますか

ある	1 人
ない	21 人
合計	22 人

問23 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか (重複可)

在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	3	6.5 %
障がいのある人に適した住居の確保	4	8.7 %
必要な在宅サービスが適切に利用できること	7	15.2 %
生活訓練等の充実	7	15.2 %
経済的な負担の軽減	10	21.7 %
相談対応等の充実	5	10.9 %
地域住民等の理解	4	8.7 %
情報の取得利用や意思疎通についての支援	5	10.9 %
その他 (就職相談)	1	2.2 %
合計	46	100.0 %



問24 1週間にどの程度外出しますか

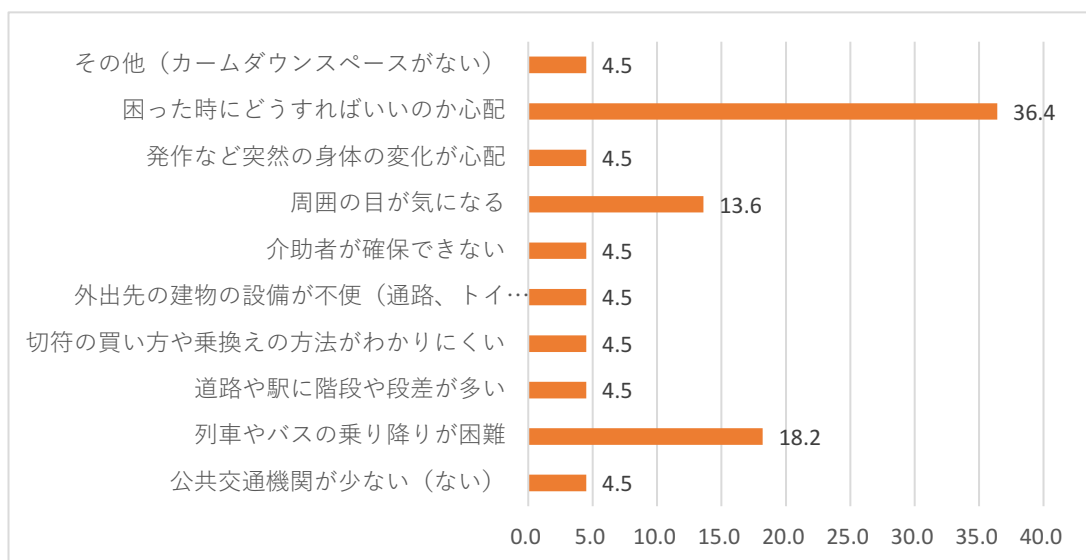
毎日外出する	18	81.8 %
1週間に数回外出する	4	18.2 %
めったに外出しない	0	0.0 %
まったく外出しない	0	0.0 %
合計	22	100.0 %

問25 外出する際の主な同伴者は誰ですか

父母・祖父母・兄弟	18	81.8 %
一人で外出する	4	18.2 %
合計	22	100.0 %

問27 外出する場合、困ることは何ですか

公共交通機関が少ない（ない）	1	4.5 %
列車やバスの乗り降りが困難	4	18.3 %
道路や駅に階段や段差が多い	1	4.5 %
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	1	4.5 %
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	1	4.5 %
介助者が確保できない	1	4.5 %
周囲の目が気になる	3	13.7 %
発作など突然の身体の変化が心配	1	4.5 %
困った時にどうすればいいのか心配	8	36.5 %
その他（カームダウンスペースがない）	1	4.5 %
合計	22	100.0 %



問28 平日の日中を主にどのように過ごしていますか

自宅で過ごしている	2	9.1 %
特別支援学校（小中高等部）に通っている	3	13.6 %
一般の高校、小中学校に通っている	16	72.8 %
保育園、幼稚園、こども園、障害児通園施設などに通っている	1	4.5 %
合計	22	100.0 %

問30 今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか

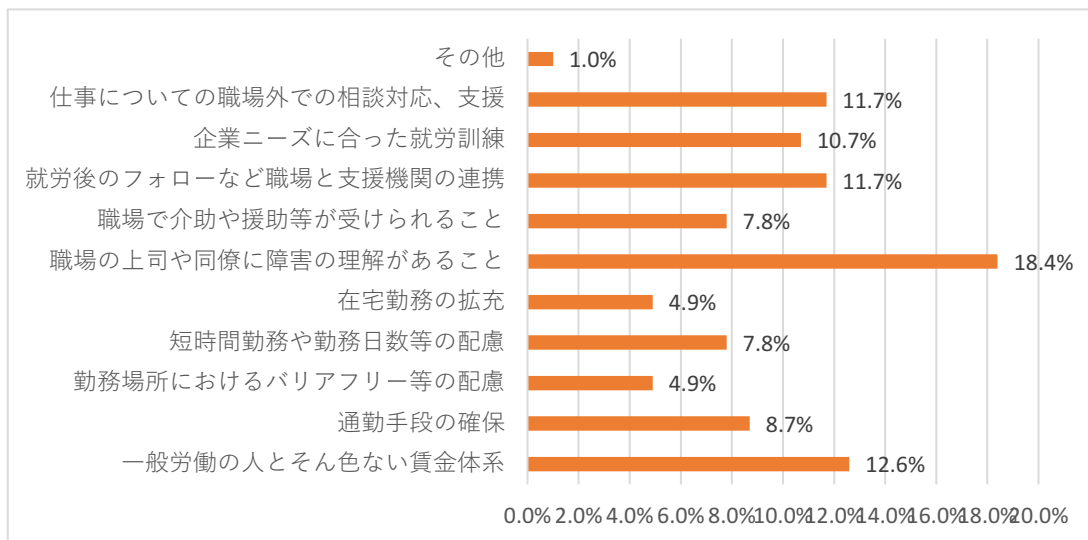
仕事をしたい	7	31.8 %
不明	15	68.2 %
合計	22	100.0 %

問31 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか

すでに職業訓練を受けている	1	5.6 %
職業訓練を受けたい	12	66.6 %
職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	5	27.8 %
合計	18	100.0 %

問32 障がいがある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか (重複可)

一般労働の人とそん色ない賃金体系	13	12.6 %
通勤手段の確保	9	8.7 %
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	5	4.9 %
短時間勤務や勤務日数等の配慮	8	7.8 %
在宅勤務の拡充	5	4.9 %
職場の上司や同僚に障害の理解があること	19	18.4 %
職場で介助や援助等が受けられること	8	7.8 %
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	12	11.6 %
企業ニーズに合った就労訓練	11	10.7 %
仕事についての職場外での相談対応、支援	12	11.6 %
その他	1	1.0 %
合計	103	100.0 %



問33 お金や財産は誰が管理していますか

すべて自分で管理している	2	9.1 %
すべて家族が管理している	17	77.3 %
一部は自分で管理し、一部は家族が管理している	3	13.6 %
合計	22	100.0 %

問34 障がい支援区分の認定を受けていますか

受けている	0 人
受けていない	19 人
不明	3
合計	22 人

問37 サービスの利用状況及び今後の利用予定

サービス名	現在利用している	今後利用したい・増やしたい
同行援護	1	
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	1	1
就労移行支援、就労定着支援		1
短期入所（ショートステイ）		1
共同生活援助（グループホーム）		1
計画相談支援、障がい児相談支援	9	
児童発達支援（医療型を含む）	4	1
放課後等デイサービス	14	1
保育所等訪問支援	1	2
児童入所支援（福祉型・医療型）		1
合計	30	9

問38 運動・スポーツや文化芸術活動（絵画・音楽・演劇・短歌など）をどれくらいおこなっていますか

	運動・スポーツ	文化芸術活動
ほとんど毎日する	2 9.5 %	1 5.3 %
週に4・5回程度する	3 14.3 %	0 0.0 %
週に1・2回程度する	10 47.6 %	6 31.6 %
月に1・2回程度する	3 14.3 %	2 10.5 %
ほとんどしない	3 14.3 %	10 52.6 %
合計	21	19

問39 運動・スポーツや文化芸術活動をしない理由は何ですか

	運動・スポーツ	文化芸術活動
できる種目・種類がない	1 %	1 5.9 %
施設が近くにない	1 25.0 %	1 5.9 %
設備が不十分	1 %	1 5.9 %
きっかけがない	1 %	3 17.6 %
適切な情報がない	1 %	1 5.9 %
移動が困難	1 %	1 5.9 %
お金かかる	1 %	1 5.9 %
興味がない	2 50.0 %	7 41.2 %
その他	1 25.0 %	1 5.9 %
合計	4	17

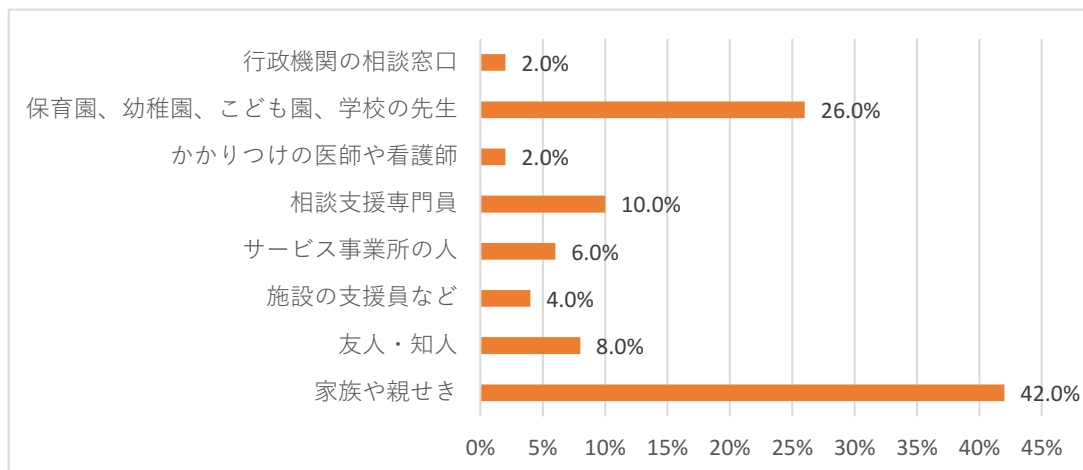
その他意見

・環境が整わず、受入拒否される

問40 普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか

(重複可)

家族や親せき	21	42.0 %
友人・知人	4	8.0 %
施設の支援員など	2	4.0 %
サービス事業所の人	3	6.0 %
相談支援専門員	5	10.0 %
かかりつけの医師や看護師	1	2.0 %
保育園、幼稚園、こども園、学校の先生	13	26.0 %
行政機関の相談窓口	1	2.0 %
合計	50	100.0 %



問41 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか

ある	少しある	ない	合計
6人	7人	9人	22人

問42 どのような場所で差別や嫌な思いをされましたか

学校	外出先	余暇を楽しむとき	住んでいる地域	合計
11	1	1	3	16

差支えなければ、差別などの内容について、具体的に記入してください。

・上級生がおもしろがって、からかわれたことがある。
・当時小学1年生の子に、将来犯罪者になると言われた。そういう目で見る大人もいる。
・習い事や学童保育で、発達障がいがあることを告げたら断られた。
・発達障がい＝知的障がいといった誤った認識をしている方がいる。
・親世代の偏見が子どもへ伝わっていると感じる。表向きは差別をしてはいけないと言っているが、家の中では古い教えが子どもにしっかり伝わっていると感じる家庭をいくつか見た。
・先生に、それはダメ、こうしないさいと言われた。
・仲間外れにされたことがある。
・祖父にやっていない行為でもやったように言われた。無視された。
・障がいの原因となる過失で迷惑をかけてしまった相手に理解を承してもらえず、必要以上に怒られたり、けがをさせられたりしたことが何度かある。

問43 成年後見制度についてご存じですか

言葉も内容も知っている	4	18.2 %
言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない	9	40.9 %
言葉も内容も知らない	9	40.9 %
合計	22	100.0 %

問47 日常生活に必要な情報を主にどこから得ていますか

(重複可)

本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	6	10.5 %
行政機関の広報誌	2	3.5 %
インターネット	12	21.1 %
家族や親せき、友人・知人	16	28.1 %
サービス事業所や施設の職員	5	8.8 %
相談支援専門員	2	3.5 %
障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）	0	0.0 %
行政機関の相談窓口	1	1.8 %
保育園、幼稚園、こども園や学校の先生	13	22.8 %
かかりつけの医師や看護師・ケースワーカー	0	0.0 %
合計	57	100.0 %

問48-① 必要な情報を取得する上で、不便に思うことや困ることはありますか

ある	4 人
ない	15 人
合計	19 人

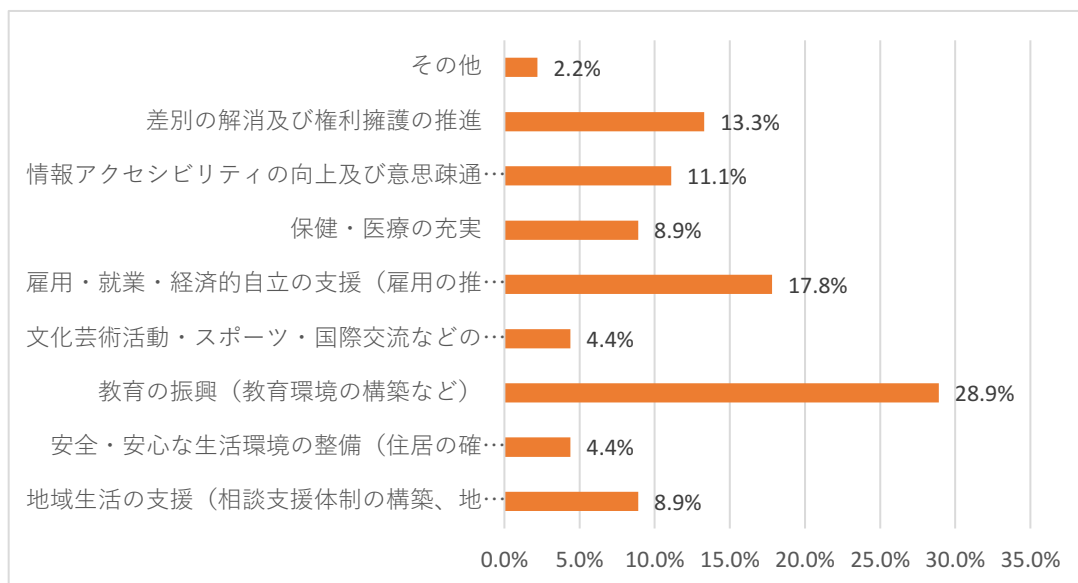
問48-② 不便に思うことや困ることについて、具体的に記入してください

<ul style="list-style-type: none"> ・ひらがな以外が読めない
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの内容が複雑すぎる。どこに何を聞けばいいのかわからない。自発や放デイの情報くらいしか入手できず、人脈がないと何もわからない。相談員の質が、人によって違いすぎる。客観的な情報がほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の具体的な内容は、そのサービスを利用してみないとわからない。
<ul style="list-style-type: none"> ・読めても意味がわからない。

問49 市の支援策として、必要なものは何ですか

(重複可)

地域生活の支援（相談支援体制の構築、地域移行の推進など）	4	8.9 %
安全・安心な生活環境の整備（住居の確保、施設のバリアフリー化など）	2	4.4 %
教育の振興（教育環境の構築など）	13	28.9 %
文化芸術活動・スポーツ・国際交流などの推進	2	4.4 %
雇用・就業・経済的自立の支援（雇用の推進、就労支援など）	8	17.8 %
保健・医療の充実	4	8.9 %
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	5	11.1 %
差別の解消及び権利擁護の推進	6	13.4 %
その他	1	2.2 %
合計	45	100.0 %



その他意見

- 福祉課と教育委員会の連携。法律についての理解。

自由記述

• 支援クラスの先生の人数を増やしてほしい。支援者がほぼ毎日付き添いしている。

• 相談支援を外部委託するのであれば、行政の立場から定期的に評価すべき。市職員や相談員、施設の方に何度も同じことを聞かれ、精神的に負担。情報共有してほしい。

• 教育委員会と学校との連携をとってほしい。備前市では、支援級に入れない発達障がい児もいるのでは。困っている人が必要な配慮支援をいただけるよう、全国の取組みを参考にしてほしい。

• 質の高い療育が受けられるよう放デイの誘致・補助を。

• WEBで回答できるように。

• 重度の場合、受けられる支援が明確に存在すると思うが、軽度の場合の困りごとに対する支援が見えにくい。積極的に動かれる人もいると思うが、そうでない人に対しても、同じ条件でサービスが提供されるように。

• 備前市はケアを必要とする人は多いですが、相談員さんが少ないように感じる。相談員さんに負担がかからないよう増やしたほうがよいと思う。

• 発達支援や思春期早発症への対応をしてもらえる医療機関が近くにないので、市立病院でも対応してもらえるとありがたいです。

資料3 アンケート調査の概要(障害福祉サービス事業所)

自由記述

今後の在宅での福祉サービスについてですが、備前市の訪問事業所数が少ないと思う。どこの事業所も若い人材確保が難しく、行政としても一緒に考えていく必要があるのでは。相談支援事業所も少ないと思う。

本人の困り感が見えにくい精神障害者、発達障害者についても、協議会活動などを通じた行政との協働で、理解が進んできた実感していますが、まだまだ支援につながらないケースもあります。成果主義の制度こそ問題があることは明白ですが、結果だけでサービス利用の是非を決めるのではなく、ご本人の困り感に寄り添ったスムーズな運用が必要だと考えます。あのような痛ましい事件を生み出さない、市民に寄り添った福祉行政を、事業者としても協力しつつ、取り組んでいきたいと思えます。

備前市だけではないですが、相談支援員が大変少ないような気がします。

サービス、制度の理解は、ご家族や当事者にとっては難しいため、まずは利用の方法などを伝えることに十分な工夫が必要だと感じます。和気町でおこった障がい児を母親が殺した事件は、孤独な家族の実態を浮き彫りにしました。他市では理解啓発動画を作成したり、教育の場との連携を推進していたり、企業と福祉サービスをつなぐ取り組みを実施しています。民生委員などへの理解を促進する場を作るなども重要な取り組みではないでしょうか。片上では「ささえあい体制実行委員会」があり自治会と協働しています。認知症理解の活動を自治会単位で取り組んだり、防災活動の中で障がい理解を訴えてきました。こうした活動を障がい分野においても実施していくべきだと思います。まずは地域の方に事業所を見てもらい、障害福祉サービスを知ってもらうことからだと思います。

市には障害者優先調達推進法における仕事をいただき、感謝しています。市の機能に障害福祉事業所の力がさらに活用されることを願います。

地域における潜在的な障がい者の方の把握及び情報提供、利用者工賃向上のための市依頼の作業があれば、共有いただきたい。また、定期的にイベント開催があれば、共有及び参加呼びかけを。

あ行

【IT（情報通信技術）】

Information Technology の略。コンピューターやデータ通信などに関する技術をまとめた呼び方。

【アウトリーチ】

本人や家族のニーズや訴えがない場合でも、地域住民や知人からの情報などをもとに生活に支援が必要な人に対して、関係機関と連携して相談支援などからサービスなどにつなげる支援。

【医療的ケア児】

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がいのある子ども。

【インクルージョン・インクルーシブ】

障がいは一つの個性であり、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、同じ社会全体の中に「含まれ」(include) ているという考え方。

【NPO (Non Profit Organization)】

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

【LLブック】

知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいように、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本。「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。

か行

【介護保険】

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。

【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、相談支援体制の強化の取組などを行う。

【機能訓練】

入所施設や病院を退所、退院した方、特別支援学校等を卒業した方などが地域での生活を送るため、

身体的なりハビリテーション、身体機能の維持・回復などの支援を行うサービス。

【共同生活援助（グループホーム）】

就労したり、通所施設などに通ったりしている障がいのある人が、地域で自立生活を営むための共同生活住居。

【居宅介護（ホームヘルプサービス）】

障がいのある人や高齢者等で日常生活を営むのに支障がある人のいる家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、相談・助言をはじめ家事援助や身体介助など、さまざまな援助を行うサービス。

【権利擁護】

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

さ行

【サービス等利用計画】

いろいろなサービスを必要とする人、長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある人、家族やまわりの人からの支援が得られずに孤立している人など障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、ケアマネジメントの手法を用いて作成する計画。計画の作成は指定相談支援事業者に依頼する。

【児童発達支援センター】

地域における児童発達支援の中核的な役割を担う機関で、地域の障がいのある子どもやその家族の相談支援、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を行う機関。保育所等訪問支援や障がい児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障がい児等療育支援等の実施などを行う。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮せる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がい者・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。

【手話】

ろう者（耳は聞こえない人々のうち手話でコミュニケーションをとって日常生活をする人々）が使っている言語で、手の形、位置、動きをもとに、表情も活用する独自の文法体系を持った非音声言語。2006年に採択された国連障害者権利条約に言語である旨が明記された。

【手話通訳者】

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

【手話奉仕員】

手話奉仕員は聴覚の障がいがある人と障がいがない人との意思伝達の仲介を手話で行うほか、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。

【障害者基本法】

障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成 5 年施行。同 16 年及び 23 年に改正が行われ、障がいのある人への差別、権利利益侵害の禁止などが明記された。

【障害者虐待防止法】

正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

障がいのある人に対する虐待が、その人の尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって、障がいのある人に対する虐待を防止することが極めて重要であること等から、障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。平成 24 年施行。

【障害者の権利に関する条約】

平成 18 年 12 月 13 日に第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。国連障害者権利条約ともいう。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律（自らの選択の自由を含む）および個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性および人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重および障がいのある人の受容、機会の均等、施設およびサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのある児童の発達しつつある能力の尊重および障がいのある児童の同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権および基本的自由を完全に実施することを確保・促進することを一般的義務とする。

日本は平成 19 年 9 月 29 日に同条約に署名したが、国内法を整備して締結のための国会承認を得たのは平成 25 年 12 月で、同 26 年 1 月 20 日に批准書を寄託した（同年 2 月 19 日から発効）。

【障害者差別解消法】

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。平成 28 年施行。

【障害者職業センター】

障がいのある人に対し、職業能力・適性等の評価をはじめ、障がいの種類・程度に応じた職業相談、指導、就職後のアフターケアなど幅広い相談に応じ、事業者に対しては雇用管理サポート等、障がいのある人の採用や雇用管理に関する幅広い支援業務を行う。

【障害者総合支援法】

障がいのある人が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）。改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成 24 年 6 月成立、同 25 年 4 月に施行。

【障害者優先調達推進法】

国、地方公共団体、独立行政法人が障がいのある人のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）で、平成 25 年 4 月に施行。障がいのある人の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。

【小児慢性特定疾患】

小児の慢性疾患の中で、治療しないと子どもの発育や生命に重大な影響をもち、治療期間が長期にわたり、かつ医療費も高額となる疾患を小児慢性特定疾患として、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象としている。

【ショートステイ】 → 短期入所を参照

【自立支援医療】

身体上の障がい又は現存する疾患を放置すれば、障がいを残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担する障害者自立支援法の制度。自立支援医療として、更生医療・育成医療・精神通院医療の 3 種類がある。

【自立支援協議会】 → 地域自立支援協議会を参照

【成年後見制度】

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）の財産や権利を保護するために法律面や生活面で支援する制度。

た行

【短期入所（ショートステイ）】

障がいのある人の介護者が病気その他の理由により居宅での介護を行うことができない場合に、障がいのある人を短期間、施設等で預かり、入浴、排せつ、食事などの必要なサービス等を提供する。ショートステイとも呼ばれる。

【地域自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。

【地域生活移行】

長期に病院や施設に入院・入所している障がいのある人が、病院等を出て、一般の住宅やグループホームなど地域社会の中で必要な支援を受けながら生活することを目的に、関係機関などが支援し地域へ移行していくこと。

【地域生活支援拠点等】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）を柱とした障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制。

【地域包括ケアシステム】

高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステム。

【チャレンジ雇用】

障がいのある人等を、1年以内の期間を雇用の単位として、国または地方公共団体等が一般職の非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を積むことで、一般企業等への就職につなげる制度。

【特定疾患】

難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない130の疾患。これらについて、特定疾患治療研究事業を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。

【特別支援学級】

小学校、中学校等において、障がいのある子どもに対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設けられた教室。

【特別支援学校】

特別支援学校では、障がい（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、個別の教育的ニーズや障が

いの状態等に応じて、個別の教育支援計画や指導計画に基づいた教育内容、方法により指導や支援を行っている。

【都市計画マスタープラン】

長期的視点にたった市の将来像を明確にし、その実現にむけて大きな道筋を明らかにするもの。備前市では令和4年2月に改訂している。

な行

【内部障がい】

人体の内部の器官に障がいがあり、身体障害者福祉法などで障がいと認定されている人。心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がいがある。

【難病】

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また、精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。130疾患が対象となる。

【日常生活用具】

重度の障がいのある人（子ども）や難病のある人の日常生活を容易にするための用具。視覚障がいのある人用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や、難聴障がいのある人用のファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

は行

【発達障がい】

平成17年4月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥（注意欠如）多動性障がい（AD/HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。現在では、自閉症スペクトラム症（ASD）と呼称されている。

【備前市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく（保健・医療に関する分野については「健康増進法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく。）すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象として介護保険給付サービスや地域支援事業の見込み量を定める等、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定める実施計画。老人福祉法及び介護保険法では、これら2つの計画を一体のものとして作成することとされている。

【備前市子ども・子育て支援事業計画】

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子育て家庭を対象として、備前市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたもの。子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定されている。

【備前市手話言語条例】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築に関して、基本理念と市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた条例。令和2年9月28日施行。

【備前市地域福祉計画】

社会福祉法第107条に基づくもので、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された社会福祉の理念を達成するための方策として策定されるもの。市民、社会福祉協議会、関係機関、行政が協働し、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を目指し、地域福祉の現状や課題を明らかにしたうえで、多角的な視点から解決に向けた取り組みを示している。

【法定雇用率】

民間企業、国、地方公共団体が、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、一定割合に相当する数以上の、身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある人を雇用しなければならないこととされている基準のこと。

◎民間企業

- ・一般民間企業・・・2.3%
- ・特殊法人・・・2.6%

◎国、地方公共団体・・・2.6%

都道府県等の教育委員会（職員数50人以上の機関）・・・2.5%

【ホームヘルパー】

障がいのある人や高齢者等の家庭等を訪問し、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

【ホームヘルプサービス】 → 居宅介護を参照

【補装具】

身体障がいのある人（子ども）の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がいのある人用の白杖・義眼・点字器、聴覚障がいのある人用の補聴器、音声・言語機能障がいのある人用の人工咽頭、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

や行

【要約筆記】

聴覚に障がいがある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

【要約筆記奉仕員】

中途失聴者、難聴者等と障がいがない人との意思伝達の仲介を要約筆記で行うほか、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。

ら行

【療育手帳】

児童相談所又は知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付される手帳。岡山県では障がいの程度により、「A(最重度)」「A(重度)」「B(中度)」「B(軽度)」に区分している。

【レスパイトサービス】

在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減のために実施される短期入所サービス。

5 備前市障害福祉計画策定委員会条例

○備前市障害福祉計画策定委員会条例

平成21年3月19日

条例第29号

(目的及び設置)

第1条 障害者自立支援法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく備前市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定について、同条の規定により、市民の意見を計画に反映させることを目的として、備前市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画策定に必要な事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関等の職員
- (3) 福祉関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

6 備前市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

委嘱期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

No	役職	所 属	職 名	氏 名
1	委員長	特定非営利活動法人 東備	理事長	片 山 健
2	副委員長	社会福祉法人 備前市社会福祉協議会	地域福祉課長	田 中 俊 彦
3	委員	備前市身体障害者福祉協会	会長	重 成 肇
4	委員	東備地域自立支援協議会	会長	厚 見 剛
5	委員	備前市保健福祉部こども家庭課	課長	中 野 智 子
6	委員	岡山県立東備支援学校	校長	清 水 珠 希
7	委員	和気公共職業安定所備前出張所	所長	松 本 浩 一
8	委員	岡山県備前保健所東備支所 東備地域保健課	課長	孝 忠 ト シ
9	委員	備前市・和気町精神障害者家族会（も みじの会）	副会長	難 波 規 子
10	委員	備前市手をつなぐ親の会	会長	鯉 江 暁 美

★表紙イラスト★

閑谷ワークセンターひなせ

小崎 さなえ さん

題名「愛情の心をみんなにささげましょう」

備前市障がい者計画

(第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画
・第3期障がい児福祉計画)

令和6年3月

発行：備前市

編集：備前市保健福祉部社会福祉課

〒705-8602 岡山県備前市東片上126

電話：0869-64-1824 FAX：0869-64-1847